

令和4年第1回定例会

河津町議会会議録

令和4年 3月7日 開会

令和4年 3月17日 閉会

河津町議会

令和四年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和四年第一回〔三月〕定例会

河津町議会会議録

令和4年河津町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の施政方針及び行政報告	8
○一般質問	18
遠藤嘉規君	19
大川良樹君	35
渡邊昌昭君	50
渡邊弘君	64
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○散会の宣告	82
○署名議員	85

第2号（3月8日）

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	88
○事務局職員出席者	89

○開議の宣告	90
○発言訂正について	90
○議事日程の報告	90
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○日程の変更	94
○同意第2号～同意第6号及び同意第8号～同意第12号の上程、説明、質疑、 討論、採決	95
○同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議案第6号及び議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第11号～議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託	143
○河津町議会議員定数等調査特別委員会委員長報告について	161
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○河津町議会改革調査特別委員会委員長、副委員長の決定の報告	167
○散会の宣告	167
○署名議員	169

○議事日程	171
○出席議員	171
○欠席議員	171
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	171
○事務局職員出席者	172
○開議の宣告	173
○議事日程の報告	173
○議案第11号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決	173
○同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
○議員派遣の件	182
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	182
○閉会の宣告	183
○署名議員	185
○議案等審議結果一覧	187

第 1 日

3 月 7 日（月曜日）

令和4年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年3月7日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議
-

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|---------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 教育長 | 鈴木基君 |
| 総務課長 | 木村吉弘君 | 企画調整課長 | 川尻一仁君 |
| 町民生活課長 | 土屋典子君 | 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 |
| 産業振興課長 | 中村邦彦君 | 建設課長 | 山本博雄君 |
| 防災課長 | 村串信二君 | 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 |
| 教育委員会
事務局長 | 島崎和広君 | | |
-

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（上村和正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） これより令和4年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

1番、大川良樹議員、2番、桑原猛議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、3月2日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より3月18日までの12日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告と一般質問4名、発議の審議をお願いしたいと思います。

8日は、諮問案件、同意案件、専決案件、条例案件、指定管理者の指定、規約関係、補正予算、令和4年度予算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への委員会付託、特別委員会委員長の報告、発議の審議をお願いしたいと思います。

9日から17日午後3時までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査を願い、17日午後3時から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の報告と議員派遣の件などの審議をお願いしたいと思います。

なお、18日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より18日までの12日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（上村和正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第1回定例会諸般の報告。

令和4年3月7日。

第1回定例会が開催されるに当たり、令和3年第4回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について

河津町議会議長職務。

1月21日、賀茂郡町議会議長会臨時総会が西伊豆町で開催され、出席しました。

①令和4年度賀茂郡町議会議長会事業計画（案）について。

②令和4年度賀茂郡町議会議長会歳入歳出予算（案）について。

を協議しました。

同日、賀茂郡町議会議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

議会運営上の諸問題について等を協議しました。

2月15日、令和4年2月静岡地方税滞納整理機構定例会が静岡市で開催され、出席しました。

同日、令和4年2月静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が静岡市で開催され、出席しました。

静岡県町村議会議長会会長職務。

1月25日、静岡県町村議会議長会役員会議がオンライン会議形式で開催され、出席しました。

2月7日、令和4年北方領土返還要求全国大会が動画配信形式で開催され、出席しました。

同日、静岡県市町村振興協会理事会がオンライン会議形式で開催され、出席しました。

同日、全国町村議員会館理事会が電磁的記録による決議に付され、表決しました。

2月9日、全国町村議会議員互助会代議員会が書面決議に付され、表決しました。

同日、全国町村議会議長会第73回定期総会が書面決議に付され、表決しました。

同日、全国町村議会議長会都道府県会長会が書面決議に付され、表決しました。

同日、令和4年静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会が静岡市で開催され、出席しました。

2月22日、第185回静岡県都市計画審議会が静岡市で開催され、出席しました。

2、町議会活動について

町議会議員活動。

12月17日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員10名が出席しました。

子育て世帯臨時特別給付金事業等について説明を受けました。

1月14日、議員月例会を開催し、伊豆縦貫自動車道工事進捗状況等について視察しました。

同日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①長野地区山脇学園所有地の取得について。

②河津町公共交通システムについて。

③河津バガテル公園の運営について。

④新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（県単独事業分）について。

⑤住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について。

等の説明を受けました。

1月31日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①町政懇談会の内容について。

②河津バガテル公園指定管理者の公募について。

等の説明を受けました。

3月1日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①子育て支援施設建設工事費の補正の概要について。

②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。

の説明を受けました。

河津町議会議員定数等調査特別委員会。

12月17日、河津町議会議員定数等調査特別委員会を開催し、委員会の進め方や実施事項について協議しました。

1月24日、河津町議会議員定数等調査特別委員会を開催し、議員定数等について協議しました。

1月31日、河津町議会議員定数等調査特別委員会を開催し、議会、議員活動の課題点や議員定数等について協議しました。

2月10日、河津町議会議員定数等調査特別委員会を開催し、委員会調査報告書を作成しました。

例月出納検査結果報告。

12月24日、令和3年11月分の出納検査報告書を受領しました。

1月28日、令和3年12月分の出納検査報告書を受領しました。

2月28日、令和4年1月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

1月28日、指定金融機関（出納取扱金融機関）等の監査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

3月2日、議会運営委員会を開催し、令和4年第1回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

1月6日、1月18日、1月25日、議会広報編集委員会を開催し、令和3年第4回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

3月2日、議会広報編集委員会を開催し、令和4年第1回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

12月22日、第2回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

1月14日、第2常任委員会を開催し、西小学校のGIGAスクールの取組について視察しました。

2月10日、河津駅前広場管理運営委員会が書面決議に付され、第2常任委員長が表決しました。

2月24日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、国保運営協議会委員が出席しました。

3、一部事務組合について

2月8日、令和4年東河環境センター議会第1回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月16日、令和4年伊豆斎場組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

同日、令和4年一部事務組合下田メディカルセンター議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月21日、令和4年下田地区消防組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等

12月15日、「年末の全国交通安全運動」街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

12月21日、宮沢正美静岡県議会議長、竹内良訓静岡県議会副議長就任を祝う会が静岡市で開催され、副議長とともに出席しました。

1月12日、河津町新春産業経済懇話会新年賀詞交歓会が開催され、議員とともに出席しました。

1月14日、下田市市制50周年記念式典が開催され、出席しました。

2月1日、第32回河津桜まつりオープニングセレモニーが開催され、出席しました。

2月2日、令和3年度第2回地方議会議長連絡協議会政策研修会がオンライン会議形式で開催され、副議長とともに出席しました。

2月9日、河津駅前広場管理運営委員会が書面決議に付され、表決しました。

5、町の行事について

1月5日、令和4年河津町消防団出初式が開催され、副議長と下田地区消防組合議員とともに出席しました。

1月9日、河津町成人式が開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（上村和正君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本日ここに、令和4年第1回河津町議会定例会を招集し、令和4年度当初予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と、令和4年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、ウィズコロナの下で社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保を柱とするコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を策定し、令和3年度補正予算を編成して、速やかな執行を期すとともに、令和4年度当初予算は、いわゆる16か月予算の考えの下、令和3年度補正予算と一体的に編成をし、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るとしています。

本町においては、基幹産業である観光業の不振、雇用環境の悪化等により、町内経済の先行きはまだまだ不透明な状況が続いており、依然として厳しい情勢にあります。これまでも、行政と町民の役割と責任を分担して協力をしながら「町民参加とオール河津」でまちづくりを進めてきました。将来にわたり、人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が予想される中で、なお一層の力を合わせた取組が必要であり、共創（共に創る）のまちづくりにより持続可能なまちを目指します。

令和4年度当初予算編成に当たっては、健全な財政運営を堅持しつつ、民間の力も活用し

ながら町民と共にコロナ終息後を見据えて、新しい時代のまちづくりを推進していくとともに、3つの重点テーマの下、各施策に取り組んでいくことといたしました。

1つ目の重点テーマ「誰もが安心して暮らせるまちづくり」では、新型コロナウイルス感染症対策、防災公園の整備促進、各種災害対策、公共施設の長寿命化等に取り組んでいきます。防災公園の整備促進については、水道設備を設置するための配水計画の検討に着手します。公共施設の長寿命化については、文化の家長寿命化改修工事を実施して、利用者の快適性確保や施設の長寿命化を図ります。また、地区が事業主体となって実施をする地区集会施設大規模修繕に対し補助金を交付して、地区の負担軽減を図ります。

2つ目の重点テーマ「豊かさをみんなで創るまちづくり」では、伊豆縦貫自動車道の早期完成、河津バガテル公園の再生、小学校統合後の跡地利用の検討、第1次産業と第3次産業との連携に取り組んでいきます。河津バガテル公園再生については、指定管理者を公募し、民間の視点と手法を広く取り入れることにより、「花のまち河津」の拠点施設として河津バガテル公園の活性化を図ります。

3つ目の重点テーマ「未来を創る人が育つまちづくり」では、小学校統合に向けた準備、GIGAスクール構想充実のための教育環境整備、子育て支援施設運営に取り組んでいきます。小学校統合に向けた準備については、南小学校施設修繕やスクールバスを4台購入し、児童の通学手段の確保を図ります。

以上が令和4年度の主要施策であります。

令和4年度予算の概要について申し上げます。

令和4年度河津町当初予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は67億2,371万2,000円となりました。そのうち、一般会計当初予算は43億9,300万円、前年度比1億800万円、2.5%の増となりました。

歳入においては、自主財源である町税は新型コロナウイルス感染症の影響による所得下落幅の見直しや減免制度終了に伴い、町税全体で前年度比6,750万円、7.4%の増としました。このほか、使用料及び手数料では、ごみ処理の有料化に伴い、前年度比1,557万4,000円、22.4%の増、寄附金ではふるさと納税の増を見込み、前年度比1,800万1,000円、13.3%の増としました。不足財源を確保するため、財政調整基金繰入金を1億6,900万円計上しておりますが、繰入金全体では、公共施設整備基金繰入金の大幅な減により、前年度比2億7,944万5,000円、58.9%の減となり、自主財源全体では15億5,847万8,000円、前年度比1億7,463万円、10.1%の減、構成比は35.5%となりました。

一方、依存財源ですが、地方譲与税では自動車重量譲与税と森林環境譲与税の増を見込み、前年度比229万5,000円、4.8%の増、地方交付税は前年度比1億5,065万2,000円、10.2%の増、国庫支出金は児童手当負担金や子育て支援施設建設に係る次世代育成支援対策施設整備交付金等は減となりましたが、道路施設事業費補助金や農山漁村地域整備交付金の増及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を当初予算に計上したことにより、前年度比1億6,007万6,000円、57%の増、県支出金は地震・津波対策等減災交付金の減により、前年度比3,706万9,000円、13.2%の減、町債は令和3年4月から過疎地域に指定されたことから、道路・橋梁維持事業や新小学校統合事業等に過疎対策事業債を活用し、前年度比500万円、1.8%の増となり、依存財源全体では28億3,452万2,000円となり、前年度比2億8,263万円、11.1%の増、構成比は64.5%となりました。

歳出においては、経常的経費の義務的経費では、会計年度任用職員数の増及び職員時間外勤務手当の増により人件費が増額、老人保護措置費と児童手当給付費の減などにより扶助費が減額となり、前年度比1,668万7,000円、1.1%の減となり、物件費では、ごみ有料化に伴う関連経費やスクールバス購入費等により前年度比1億327万4,000円、11.1%の増となり、補助費等では、東河環境センター負担金、下田地区消防組合負担金の増などにより、前年度比1億6,189万4,000円、17.4%の増となり、経常的経費全体では37億155万8,000円となり、前年度比2億5,660万7,000円、7.4%の増となりました。

投資的経費では、普通建設事業費の子育て支援施設整備事業などの終了によりまして、投資的経費全体では4億1,336万6,000円となり、前年度比1億4,045万8,000円、25.4%の減となりました。

健全な財政運営を堅持しつつ次世代に引き継ぐため、計画的に町民の声を大切にしながら各事業を推進すべく予算編成をしております。本町のさらなる発展と振興を図るべく本予算を提案いたします。

総務課関係事業について申し上げます。

令和4年度は、機構改革を実施し、業務量の増加した健康福祉課を健康増進課と福祉介護課に分け、住民サービスの向上に努めてまいります。

職員研修関係につきましては、令和4年度も静岡県と職員人事交流事業を実施します。1年間、県へ1名派遣し、県から1名派遣を受け入れることにより幅広い知識と視野を養います。そのほかにも、各種研修や自己啓発研修費補助金により職員の資質の向上と研さんを図

ってまいります。

企画調整課関係事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国より9,942万4,000円の内示がありました。令和4年度事業にて感染症対応及び地域経済対策に活用をしてまいります。

地域公共交通につきましては、自主運行バスは乗車率の低下、町負担額の増加等により乗車人数の少ない便の運行廃止を行います。町営バス並びに町バスの運行につきましては、現状運行しながら令和4年度以降の対応を検討いたします。

ふるさと納税推進事業につきましては、民間事業者と連携し各ポータルサイトでの宣伝を行い、返礼品の開拓と寄附の増進を引き続き行い、財源確保を目指していきます。

河津バガテル公園につきましては、引き続き誘客に努めるとともに、昨年度から設置をしました交流拠点施設（コワーキング施設）の運営を強化し、企業誘致を含めた関係人口の創出を図ってまいります。

防災課関係事業について申し上げます。

防災対策につきましては、発生が懸念される様々な災害に対し、防災訓練や資機材整備等の各種減災対策に取り組んできたところですが、南海トラフ地震発災に備え、静岡県第4次地震被害想定を基に、さらに対策を進めてまいります。あわせて防災ハザードマップの更新、防災公園の調査業務も行ってまいります。

また、近年多発する豪雨や勢力を維持したまま接近上陸する台風等、今まで経験したことのないような災害にも備えるとともに、災害時の新型コロナウイルス感染症等の予防対策にも取り組んでまいります。

町民生活課事業について申し上げます。

課税関係につきましては、県の方針に従い、国民健康保険税の賦課方式を4方式から3方式に変更して、資産割と介護分の平等割を廃止する税率改定を行います。また、5月に行っていた仮算定を廃止し、普通徴収の納期限を10回から8回に変更します。

徴収関係につきましては、賀茂1市5町で構成する特別滞納整理組織で、職員の相互併任による税の共同徴収や徴収技術の向上に引き続き取り組み、収納率の向上や滞納額の縮減を図ってまいります。

住民票、印鑑証明書、税務証明書のコンビニ交付事業につきましては、令和4年度中に開始します。マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで朝6時30分から23

時（12月29日から1月3日を除く）にかけて証明書を取得できるサービスで町民の利便性を図るものです。これにより、マイナンバーカードの普及向上につながると期待をしております。なお、税務証明書は、所得証明、課税・非課税証明、納税証明の交付となります。

ごみ処理有料化につきましては、ごみの減量化や排出量に応じた費用負担の公平化、分別の徹底と資源化に取り組むため、令和4年4月から開始となります。ごみ処理手数料を徴収し、可燃ごみの指定袋製造費用やエコクリーンセンター東河での焼却費用町分担分の一部に充てますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

健康福祉課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、現在建設を行っている子育て支援施設を令和4年7月の完成に向けて進めており、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等運営形態の準備を着実にいき、令和4年9月の運営開始を目指してまいります。

健康事業につきましては、国助成基準の変更に伴い、町内の公的病院である伊豆今井浜病院の機能維持、充実強化に対して、さらなる運営助成を実施してまいります。特定健診・がん検診事業は、賀茂医師会の協力の下、受診率の向上を図り、重症化予防、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。また、子宮頸がん予防接種は、国の方針転換に伴い、予防効果の有効性と副反応リスクを説明しつつ、対象者への接種勧奨を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、新型コロナウイルスワクチン追加接種を希望者へ着実に実施し、蔓延防止に尽力をいたします。

産業振興課関係事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、1市5町広域連携により共同実施をしており、令和4年度も津波浸水想定区域である谷津地区海側0.11平方キロメートルを実施予定です。あわせて令和3年度に現地立会いを実施した笹原地区の一部0.09平方キロメートルについて測量成果の閲覧を行います。

有害鳥獣対策関係につきましては、有害鳥獣捕獲に対する助成（報奨金）制度とともに電気柵等の設置補助を継続し、被害の軽減に努め、農業者の耕作の維持につなげていきたいと考えております。

また、鳥獣被害対策実施隊についても新しい体制を整え、より実情に対応できる活動となるよう、今後の鳥獣被害対策を強化してまいります。

高潮対策事業につきましては、国・県の海岸保全施設整備事業を活用し、計画を見直しつ

つ見高浜地区においてレベル1津波対策に対応することを目的として、令和3年度に引き続きペロバ海岸の護岸かさ上げ工事を行います。

商工振興事業につきましては、地域経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、引き続き商工会へプレミアム商品券、プレミアム工事券発行事業の補助と小規模事業者おもてなし工事補助事業に補助を行います。

観光振興事業につきましては、誘客を図るため、観光協会が行う教育旅行、合宿、スポーツ大会等参加誘致促進事業に補助を行います。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕及び補修工事を計画的に実施し、道路機能の維持に努めてまいります。

道路改良事業につきましては、継続的に実施している浜、笹原地区の側溝改修工事を進めるほか、沢田地区の側溝改修工事を実施してまいります。

橋梁事業につきましては、道路法に基づく定期点検として38橋を実施します。また、平成24年度に策定した河津町橋梁長寿命化修繕計画が令和4年度で計画終了となるため、更新します。この計画を基に橋梁点検を行い、橋梁の安全性の維持と長寿命化を図ってまいります。

河川事業につきましては、沢田川及び縄地川のしゅんせつ工事を実施し、河川断面を確保することにより河川の安全を図ってまいります。また、河津川の来宮橋付近の県道側護岸に洗堀が確認されたため、下田土木事務所と共同で護岸改修を実施してまいります。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、引き続き要望活動構成団体と連携を図り、積極的な要望を行いつつ、令和4年度開通が見込まれる河津下田道路（Ⅱ期）区間及び今後の事業化が予定される天城峠道路区間につきましても、沼津河川国道事務所に協力し事業推進してまいりますので、地域の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

景観事業につきましては、河津町景観計画の策定に取り組みます。計画策定期間は、令和4年度から2か年を予定しております。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、アセットマネジメントの結果から、水道施設が次々と耐用年数を迎え、計画的な更新が必須となっています。水道ビジョン、経営戦略において策定した事業計画に沿って、老朽化した施設整備の更新を順次行ってまいります。更新に要する投資的経費の増加が見込まれる中、昭和58年から約40年据え置かれている水道料金の改定を令和4年4月から実施します。4月検針分までは現行料金、6月検針分からは新料金となりますの

で、利用者の皆様のご理解をお願いいたします。

建設改良につきましては、県の東河地区農道拡幅工事に伴う見高入谷、長野地区の水道管布設替え工事、縄地地区への水質監視システムの設置工事を実施してまいります。また、見高入谷、長野、見高浜地区における配水施設更新の詳細計画を策定してまいります。

温泉事業につきましては、安定した給湯を持続するため、継続して源泉管理や日常点検を実施しつつ、主要管路における計画的なバルブ交換を実施し、メンテナンス効率を上げてまいります。メーターなど必要な設備の更新、修繕についても引き続き行ってまいります。

教育委員会関係事業について申し上げます。

小学校統合につきましては、当面の間、校舎として使用する南小学校の改修を引き続き実施してまいります。また、東小、西小学校区の児童の通学方法は、小学校統合準備委員会からの答申を踏まえ、町でマイクロバス4台を購入してスクールバスを無料で運行する予定です。今後、各小学校等で説明や意見交換を行い、運行時間や乗車場所の調整を行い、令和5年4月の新小学校開校への準備を行ってまいります。

中学校につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として学年集会などを分散して行えるよう武道場に空調設備の整備を実施してまいります。

G I G Aスクール構想により、本格稼働した学校 I C T関連事業につきましては、令和4年度は更新時期を迎えた小学1、2年生のタブレット端末90台を更新するとともに、各小学校へのA Iドリルアプリケーション等のソフト面の充実や教職員への支援体制を確保し、より資質、能力を育成できる教育環境を実現してまいります。

また、新規に平和学習として中学生を被爆地である広島へ派遣し、戦争や原爆がもたらした深い悲しみと癒えることのない心の傷を真摯に受け止め、命の尊さや平和の大切さを育む事業として実施をいたします。

令和4年度の主な事業については以上でございます。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税の状況は、1月末現在で1億4,887万3,000円と対前年度同月比2,655万7,000円、21.7%の増となっています。返礼品対応にご協力いただいております関係者の皆様のご尽力のものと考えております。納税者の皆様には、当町の発展に寄与していただき感謝申し上げます。町民の皆様には、特産品の情報発信など多面的効果が発揮できますので、引き続きご協力をお願いいたします。

第2期河津町産業振興促進計画策定について申し上げます。

平成29年に策定した第1期産業振興促進計画から5年が経過し、第2期計画を策定しました。策定に伴い、河津町産業振興機械等の取得等に係る確認申請事務処理要綱を定め、半島振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による税制特例の優遇制度について、本年度中に1件の申請受付を予定しております。

非課税世帯等臨時特別給付金について申し上げます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に10万円を給付するものです。令和4年2月8日に住民税均等割非課税世帯へ申請書の発送を行い、2月末現在360名、3,600万円の給付を行いました。

まちづくり事業説明会について申し上げます。

2月7日、令和3年度町政懇談会・まちづくり事業説明会を開催いたしました。コロナ感染拡大により昨年度に引き続き縮小開催とし、町保健福祉センターで昼と夜の2回、延べ25人の町民の皆様にご出席をいただきました。来年度予算案の概要と地域公共交通、河津バガテル公園、過疎地域、子育て支援施設の4事業について説明を行いました。なお、説明会の内容は、町のホームページや広報かわづで内容を公表させていただいております。

マイナンバーカード交付申請サポートについて申し上げます。

マイナンバーカード普及率向上を目指し、夏に実施して好評だった交付申請サポートを2月28日、3月3日、7日、10日、14日の5回実施しております。これは、写真撮影や申請書の作成、提出などを町職員が補助するもので、住民税の申告期間や新型コロナワクチンの接種日に合わせて実施しております。

新型コロナウイルスワクチン追加接種事業について申し上げます。

追加接種事業は、2月14日からモデルナ社製ワクチン接種を3日間、2月28日からファイザー社製ワクチン接種を12日間、65歳以上2回目接種終了者の希望者に対し集団接種を行っております。集団接種は、3月2日時点で847人が接種をしており、医療従事者等、高齢者施設入所者等を含め、接種者数は1,482人となっております。今後、3月28日から64歳以下の方の接種が開始をされ、4月下旬には希望者全員に接種を終了する見込みとなっております。

また、高校卒業者で就職、進学等で町外に居住する予定の接種希望者については、4月以降、町の集団接種で受けることが困難となるため、3月中に接種が完了するように、前倒し

で現接種日程に接種枠を追加して接種を実施いたします。

小児の初回接種については、接種の有効性と副反応のリスクを説明した上で、本人と保護者の同意の下、現接種日程とは別日程を設定の上、町内小児科標榜医療機関医師2名による集団接種を予定しております。町民の皆様のご協力をお願いいたします。

地域福祉計画の策定について申し上げます。

地域福祉計画は、福祉行政における総合計画に当たるもので、令和4年度から令和8年度の5年間における町の福祉施策の基本方針や実施計画を示すものです。

12月23日に地域福祉計画策定委員会で計画素案の協議を行い、計画案のパブリックコメントを実施、3月3日に同委員会で計画案が承認されました。今後、パブリックコメントを実施し、策定する予定です。

プレミアム付き商品券事業について申し上げます。

商工会が実施をするプレミアム付き商品券事業を補助することにより、町内の個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図りました。

6月1日から発売開始をしましたプレミアム商品券につきましては、購入者886人で、販売金額6,000万円、商品券額面にして9,000万円となりました。

6月21日から販売開始しましたプレミアム工事券につきましては、購入者92人で、販売金額3,119万円、工事券額面にして3,586万8,500円となりました。

第32回河津桜まつりについて申し上げます。

第32回河津桜まつりを2月1日から2月28日まで開催しました。見頃が3月以降も続いているため、引き続き、実行委員会においてコロナ対策や交通対策を行いました。実行委員会の集計では、入り込み客数は約20万人となっており、うち伊豆急河津駅降車人員は約2万3,000人と聞いております。

道路事業について申し上げます。

維持事業として継続的に実施をしている町道鍛冶屋沢線の舗装補修工事につきましては、舗装打ち換え83メートルが完了しました。

改良事業としては、町道見高川上1号線及び町道小鍋峠線の側溝改修、町道大堰笹原線の側溝設置、町道縄地線の路側改修がそれぞれ完了しました。

橋梁事業について申し上げます。

初景橋につきましては、長寿命化に伴う測量設計業務が完了し、来年度、耐震及び補修工事を予定しております。

峰橋につきましては、令和元年9月の台風の影響により落橋し、河津川の河床に埋没している状況であります。落橋した峰橋撤去のための調査等を実施し、河川管理者である下田土木事務所と協議を続けておりましたが、撤去にかかる経費と河川への影響を検討した結果、現状維持にて経過観察をしていくこととなり、町と下田土木事務所で見解を交わしました。今後は、覚書による管理を実施してまいります。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

現在、工事が行われている河津下田道路（Ⅱ期）区間につきましては、逆川から小鍋区間のトンネル工事や川横、大鍋、小鍋、逆川地内における橋梁工事、切土工事が令和4年度の開通に向けて順調に進んでおります。工事に伴い迂回協力をいただいております川横地区インターチェンジ付近の西小学校児童の通学路ですが、12月にPTA、西小学校、下田推進室、町で協議を行い、1月から元の通学路に戻すことといたしました。迂回期間中、関係者の皆様にはご協力いただきありがとうございました。

また、天城峠区間につきましては、静岡県都市計画課主催の環境影響評価準備書説明会が12月19日と20日、町保健福祉センターふれあいホールで行われ、事業化に向けた準備が進んでおります。

今後も、工事に伴い近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

小学校統合関係について申し上げます。

2月15日の総合教育会議において、統合小学校の校章デザインについて審議を行い、校章デザイン案1点を決定しました。決定したデザインについては、広報等で町民の方へ周知したいと考えております。

また、本定例会に、小学校統合に向け新小学校校名候補としている河津町立河津小学校を校名とする条例改正案を上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日の元旦マラソン大会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら2年ぶりの開催となりました。2キロ、3キロ、5キロのコースに258名と多くの方に参加いただきました。

1月9日の河津町成人式につきましては、該当者75名のうち56名、74.7%が出席し、新成人を祝うことができました。式では、新型コロナウイルス感染症対策を行い、来賓の方々も人数を減らしての実施となりました。なお、成人式は民法改正による成人年齢の引下げとな

りますが、名称を変更して、来年以降も二十歳の方を対象に実施する予定です。

1月23日に開催を予定していた第50回下田・河津間駅伝競走大会につきましては、第50回目という記念すべき大会でしたが、賀茂地域での新型コロナウイルス感染拡大により、3年連続で中止となりました。

入札結果について申し上げます。

令和3年12月15日に実施をした松くい虫等防除事業業務委託（予防剤注入）は、株式会社松田屋が落札し、127万2,700円で契約しました。

令和3年12月23日に実施した普通河川縄地川河床改修工事は、斉藤土木株式会社が落札し308万円で、業務用ノートパソコン購入その2は、株式会社下田オー・エー・システムが落札し92万5,100円で契約しました。

令和4年2月21日に実施した町有自動車購入は、有限会社二千翔が落札し289万3,000円で契約をいたしました。

以上、令和4年度の施政方針と12月以降の行政報告となります。

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、依然として厳しい情勢ではありますが、掲げた3つの重点テーマを軸に各施策に取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（上村和正君） これで、町長の施政方針及び行政報告を終わります。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

4番、遠藤嘉規議員、1番、大川良樹議員、3番、渡邊昌昭議員、9番、渡邊弘議員。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（上村和正君） それでは、4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

4番、遠藤嘉規議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） おはようございます。4番、遠藤嘉規です。

令和4年第1回定例会開催に当たりまして一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は、次のとおりです。

1件目は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、2件目が災害対策本部運営訓練と災害情報トリアージについて、3件目が大河ドラマと曾我物語について、以上3件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1問目の質問に入らせていただきます。

南海トラフ臨時情報が発表された際の対応ということで、1月22日の午前1時過ぎに大分市ですとか宮崎県延岡市の九州のほうを中心として最大震度5強の地震がございました。地震の規模を示すマグニチュードが6.6ということで、震源は南海トラフ地震の想定震源域内と。気象庁では、南海トラフ地震の震源やその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合には臨時の評価委員会を開催して、巨大地震との関連を調べるということになっております。

今回の九州の沖でありました地震に関しては基準以下の地震だったということなんですけれども、気象庁は2月7日に南海トラフ地震評議会定例会を開きまして、この1月22日に発

生した日向灘を震源とする地震について、南海トラフ巨大地震が発生する可能性を直接高めるものではないという見解を示して、地震の規模が小さく、プレートの境界への影響が小さいということで発表をしておりますが、この地震について、マグニチュード6.8以上だった場合は臨時情報を発表して臨時会を開催していたというふうに気象庁のほうでは言っておりました。

この気象庁の発表する南海トラフ臨時地震情報というものが調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒・調査終了の4種類があるということなんですけれども、どのようなものなのか。また、この発表のタイミングですとか、どのような手段での広報があるのかというようなところをお伺いしたいなど。

また、これなくなっちゃったわけなんですけれども、僕らが昔、子供のころ言われていた感覚だと、東海地震の予知連絡会というのがあって、東海地震とかは予知できると言われていたんですけれども、これがなくなって全部置き換わったということなんですか。その辺も含めてちょっとお話しただけならと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの遠藤議員の南海トラフ地震臨時情報とはということでお尋ねですので、お答えいたします。

まず、先ほど質問にありました東海地震も含めて、前段として基本的な経過について説明させていただきます。

まず、想定をされます南海トラフ巨大地震については、河津町では想定ではマグニチュード9クラス、レベル2の津波では県の第4次地震被害想定が、最高津波高13メートル、津波到達時間が17分と想定されております。これまで、先ほど議員がおっしゃった東海地震では、予知できるとの想定で予知情報ですとか警戒宣言の発令で対応することとしておりましたが、2013年の国の予知可能性に関する調査部会で、地震予知は困難等の報告がされました。その後、2016年から2017年にかけて国のワーキンググループで予知対応の改めるべき点や充実した観測情報を生かすべきとの結論が出されました。

この決定を受けまして、2019年5月から、これまでの予知情報に替わるものとして3つのケースによる南海トラフ地震臨時情報が発令されることとなりました。この臨時情報の3つのケースですが、ケース1が半割れケースですが、この場合は巨大地震警戒、ケース2の一部割れとケース3のゆっくり滑りの場合は巨大地震注意の臨時情報が出て対応することとなりました。これは南海トラフの想定区域が駿河湾から日向灘沖までにおいて、例えば東側で

マグニチュード8以上の地震が発生した場合に、西側も連動する可能性が考えられ、半割れ状況などの場合に臨時情報、巨大地震警戒が発令をされます。このほかに一部割れやゆっくり滑りでは臨時情報、巨大地震注意が発令をされまして、それぞれの市町が対策を行うこととなっております。

議員お尋ねの情報の種類ですとか内容及び詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから臨時情報の4種類の発表とタイミングについてお答えしたいと思います。

まず、調査中ですが、監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生し、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する場合や、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくり滑りが発生している可能性がある場合など、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる場合に発表されます。

次に、巨大地震注意ですが、監視領域内でマグニチュード7以上の地震が発生した場合や、想定震源域内のプレート境界において通常と異なるゆっくり滑りが発生した場合に発表されます。

次に、巨大地震警戒ですが、想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8以上の地震が発生した場合に発表されます。

最後に、調査終了ですが、巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合に発表されます。

発表のタイミングですが、それぞれ気象庁が南海トラフの想定震源域等などで異常な現象を観測した場合に、調査中は地震発生から5分から30分後、巨大地震注意・巨大地震警戒・調査終了は地震発生から最短2時間後に発表されるとなっております。

どのような広報の手段があるかですが、気象庁で発表された内容について、町の同報無線や防災メールで周知することになっております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

町長と担当課長から説明をいただきましたが、かなり中身としては濃い中身なのかなとい

うふうに思います。南海トラフ臨時情報に関しては、調査中であれば5分、30分程度で発表、巨大地震注意・巨大地震警戒などは発災後2時間程度で発表と。発表の種類としては、同報無線であったり、メールだったりで発表するという事で説明をいただきました。

この南海トラフ臨時情報が発表された際に、場合によっては避難をしなきゃいけないという状況が発生するというふうに伺っております。1週間から2週間の事前避難が必要になるというような場合も想定があるというようなことなんですけれども、高齢者ですとか災害弱者の方々が事前に避難をするというようなことになった場合、どこへ、どのような準備で行くべきなのか。例えば身近な公民館だったりするのか、小学校の体育館だったりするのか、役場だったりするのか。

どのような場所へ行くべきなのか。どういった準備が必要なのか。1週間とか2週間とかという話になると、台風みたいに一晚だけ避難をするというような準備で行くわけにはいかないのかなど。例えば着替えであったり、洗濯どうするんだ、食べ物どうするんだというような準備も必要になってくるのかなど思ったりするんですけれども、そのあたりはどうするべきなのか。

それに対して町の対応というのはどういったものがあるのか。学校ですとか幼稚園などはどういった対応をするのか。その父兄はどういった対応をしたらいいのか。

これが発表された場合、町民はどのように行動する必要があるのか。日頃の備えとかも含めて伺えればと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の地震の臨時情報が出された場合の町民の避難ですとか、その対応についてお尋ねでしたのでお答えします。

臨時情報が出された場合についての町の対応等につきましては、これまで静岡県危機管理部による対応モデル市町村の3か所のうちの一つとして河津町が選定されまして、令和元年から令和2年まで津波災害警戒区域の浜、見高、谷津、笹原地区を対象にワークショップなどを通して検討会を重ね、対策等の検討を行い、最終的な方向性が決まっております。

そういうことで、その内容については、それぞれ担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、町民の避難と町の対応についてお答えします。

町では、津波浸水想定区域を高齢者等事前避難対象地域として、避難に時間を要する要配

慮者に限り臨時情報発表後発生するかもしれない後発地震に備え、1週間避難を継続すべき地域としております。南海トラフ地震臨時情報、巨大地震警戒が発表され、国から指示が発せられた場合は、この地域の要配慮者に向けて高齢者等避難を発令します。避難先は、親類、知人宅等を基本としておりますが、そういった場所への避難が困難な方は、町が設置した避難所、例えば保健福祉防災センター等への避難をしていただきます。

避難をする際は、非常持出品と、できれば7日分の食料を持参していただきたいと考えております。

町の対応としては、臨時情報調査中が発表されると事前配備体制、巨大地震注意で警戒体制をとります。巨大地震警戒で災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施することになるため、設置した避難所の運営も行うこととなります。

次に、町民はどのような行動をする必要があるのか、日頃の備えはどのようなものが必要かとのことですが、臨時情報、巨大地震注意が発表されたら、まず地震への備えを再確認していただきます。具体的には、避難場所や避難経路の確認、家具の固定の確認、家族と安否確認手段の確認、非常用持出品の確認、水や食料などの備蓄の確認などです。したがって、日頃からの備えもこういったものとなります。

次に、巨大地震警戒が発表されたら避難の準備を整えて、屋内のできるだけ安全な場所で生活していただくこととなりますが、個々の状況によっては自主的に避難していただきます。また、危険なところでできるだけ近づかない行動も必要となります。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 小・中学校及び幼稚園の対応について説明させていただきます。

各学校と幼稚園は防災計画に基づいた対応をとることとなります。防災計画の内容については、各小学校等により多少違いがありますが、基本的には臨時情報が発表された場合は保護者に引き渡すこととなっております。

具体的な対応については、南小学校の例で説明させていただきます。

調査中及び巨大地震注意が発表された場合は、児童を教室に集合させ、安全が確保された場合は保護者への引渡しを開始します。また、帰宅及び保護者への引渡しが不可能な児童については、学校で保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努めることとなっております。

巨大地震警戒が発表された場合は、児童を教室または屋上へ避難誘導し、状況に応じて保護者への引渡しを行います。帰宅及び保護者への引渡しが不可能な児童については学校で保護するとともに、引き続き保護者との連絡に努めることとなっております。

また、津波の発生が予想される場合には、学校にとどめておくことと計画しております。
以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

町の対応と学校の対応ということでお伺いしました。

状況に応じては1週間程度親戚、知人のお宅に避難をしてほしいと、それが無理な場合は役場等々への避難は可能ですと。持出袋を用意してもらって、できれば7日間分の食料というようなことです。

学校に関しては、臨時情報が出た場合は引き渡す、津波が発生する可能性があるという場合は引渡しはしないよということで、安心しました。東日本のときは、引き渡した後に亡くなったという子供が実はそこそこいるんですね。なので、その辺を考えると、引き渡せばいいというものじゃないなというふうに思っておりましたので、しっかり検討された中身だなというふうに思いました。

先ほど来ずっと説明していろいろ回答をいただいているんですけども、とても重要な情報の発信だなというふうに考えます。この内容を事前に知っていることで避難をすることも可能、命を守ることが可能、だけでもしこれ意味を知らなければ、予知連が動くよというように古い情報のままだ場合は、逆にこの情報が発信されたことで混乱を招く危険があるのかなと。なのでせつかくの情報を有効に生かすためには、しっかりとこの情報はこういうものなんだというのを町民に知っておいていただく必要があるのかなというふうに思います。

町民のみならず、町内の事業者ですとか、あと縦貫道関係で工事に来ている方々を含め、この臨時情報というものがどういうものなのか、どういった対応をする必要があるのかというものを周知する必要があるのかなというふうに思いますが、このあたりについてどういうふうに周知徹底をしていくのか。

また、学校なんかでは、僕らが子供のときは東海地震は予知できる、予知情報があるよというのを学校の中で教わったりなんかしていたと思うんですけども、この新しい仕組みに関して、子供たちに今後どういった教育をされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの点についてお答えします。

これまでも津波の災害警戒区域の方たちにはワークショップ等を通して理解していただき、町民の方にもその対応について検討していただきました。これまでも町民の方にも情報発信しているつもりでございますが、今後も防災訓練等を通して周知に努めたいと思っております。

なお、詳細については担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、町民への周知についてお答えします。

令和元年度に南海トラフ地震臨時情報の提供開始に合わせて回覧等で当時お知らせをしております。また、各自主防災会には漫画で分かりやすく解説された冊子も配布しております。直近では先週、3月3日になりますが、再度、「南海トラフ地震 そのときに備え」といった内容のチラシを各戸配布しております。

そのほか、例年行われている軽トラ市などでもチラシ等を配布し、周知に努めているところでございます。

各小・中学校、幼稚園、保育園ですが、賀茂地域主体の防災講座、これ2年ぐらい行っているようですが、そういったものを通して周知もしております。

南海トラフ地震臨時情報は、必ず大きな地震が発生するというものではなく、これまで以上に発生する可能性が高まっているという情報です。そのため、正しく情報を理解し、適切に備えることが重要であると考えておりますので、今後も防災訓練などの機会を通して町民へお知らせしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 新しく始まった取組というところもありますので、なかなか定着するには時間がかかるのかなというふうに思います。ぜひ、この情報を知って生き延びたという方も必ず出てくるような重要な情報だと思っておりますので、今後も引き続き繰り返し、繰り返し場面を見て、子供から大人まで、高齢者の方まで含めて、この情報はこういったものなのか、どういう対応が必要なのかというところをアナウンスをしていただけたらありがたいというふうに思います。

続きまして、2問目へ移らせていただきます。

災害対策本部運営訓練と防災情報トリアージということで質問をいたします。

町では、昨年度そして今年度、2年続けて災害対策本部運営訓練を実施しているというふうに聞いております。このような訓練は、大きな災害が発生したときの司令塔である役場において、被災時に迅速に対応するため、1人でも多くの町民を助けるため、いろんな意味で必要不可欠な訓練だというふうに思います。今回行われた訓練の内容ですとか、その目的などをお伺いできればなど。

また、災害情報を取り扱う訓練も行ったというようなことを少し聞いております。災害発生時に最も混乱を招く事態の一つとして、情報集中による重要な情報の見落としというものがございます。この情報のトリアージについて、私、6年前の平成28年6月の議会においても質問をしております、災害発生時の情報のトリアージについて熊本市の例を挙げて、河津でも積極的に取り入れてはどうかということで質問をしましたら、その際に、今後検討するということだったんですけれども、改めて大きな災害というのが毎年のように全国各地で起きる、いつ河津のこの町でも起きるか分からないと。南海トラフ地震やなんかもいつ来るかということはある中において、災害時に情報をトリアージするという考え方が改めて重要だというふうに考えるんですけれども、当局の所見をお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、町が行っております対策本部運営訓練と情報のトリアージについてお答えいたします。

まず、お尋ねの災害対策本部運営訓練の目的でございますが、基本的には災害発生時における対策本部の業務手順の確認ですとか、それを通しまして習熟を図り、また町や県、自衛隊、消防など関係機関との連携、マスコミ及び住民への情報発信を検証する目的で実施しております。

お尋ねの災害情報のトリアージについてでございますが、訓練の中でも情報の受け付けですとか取扱の仕分けなど、大変入り口部分の重要性は感じております。訓練を通して反省点などのアンケートを集めまして改善に努めております。

なお、情報の取扱ですとか内容の問題点については担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、情報の取扱についてお答えします。

今回の訓練内容の一つとして、情報の伝達・処理・共有を行いました。訓練中に約3分置

きに計30件程度の情報を処理するもので、一連の流れとしては、情報班で受けた情報を連絡票へ記入し、総合情報システムへの入力、内容の整理、対応先の決定を行い、全体読み上げをした後、本部へ送ります。本部では、情報班からの連絡票を基に対策内容の検討、決定を行い、それぞれ対応する班へ引き継がれていきます。

議員のおっしゃるとおり、情報のトリアージは重要と認識しておりますので、今回の訓練では、緊急性の高くない情報は総務班長を中心に各班長で対応を決定し、人命に関わるような緊急性の高い情報については、本部長（町長）の判断を求め、対応を決定する流れで行いました。

また、全ての情報を総合情報システムに入力することにより、リアルタイムで対応状況を室内のモニター及び手元のタブレット端末で確認できるため、人的被害やライフライン案件の対応済みや未対応といった情報を共有することができました。

このような流れで訓練を行うことにより、情報のトリアージはできたものと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 情報をどういうふう処理していくかという訓練だったということで、とても有意義な訓練になるのかなというふうに思うんですけども、昨年やって、今年もやってということで、訓練の内容を精査して、今課長もおっしゃっていましたが、今後さらに、それをよりよくしていくために回していく必要があるのかなというふうに思います。これ2年続けて行った結果、町としてはどういう進歩があったのか。また、既存のハードやソフトの活用も含めて、今後どういうふうに訓練を生かしていく予定があるのか、今後の改善点といったところを含めて伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2回の訓練を通しての改善点等をお尋ねですので、お答えします。

今年度やったわけですけども、大きくは、昨年の反省等を踏まえまして、異動等による職員の変更もありますので、対応力の強化ですとか、習熟度の仕上げを重点として行いました。また、今年度は県の危機管理指導監で自衛隊OBの方に私どもの訓練を見てもらいました。改善点などのアドバイスをいただきました。その点についても、昨年同様に台風による水害の想定で実施をいたしました。今後は他の想定でも検討する必要があるかと思ってお

ります。

お尋ねの改善点と進捗の内容については担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） どのような進化、改善があったかについてお答えします。

今回の訓練では、まず災害対策本部の運営として情報の伝達・処理・共有、対策等の指示・報告、関係機関への応援要請と調整、次に、適切な広報手段の確認として、報道機関へのタイムリーな情報提供資料の作成、住民への的確な情報提供、模擬記者会見の実施といった内容の訓練を行いました。

結果として、昨年より改善された主な点は、情報の伝達・処理・共有がスムーズになったことです。先ほど町長の答弁にもありましたが、訓練後にアンケートを行いました。その中で情報伝達がスムーズだった、リアルタイムで情報共有できたなど、よかった点が上がっています。

しかし、個人差もありますが、情報の聴き取りスキル不足などやシステム画面上で重要案件を分かりやすく表示したほうがいいなどの意見も出ております。

今後の改善点としては、より正確な情報を把握するために電話での聞き取り対応に特化した電話対応研修の開催や、既存システムをより使いやすく改修することなどに取り組んでいきたいと考えています。

本部運営訓練については、県危機管理指導監から訓練について指導、助言をいただきましたので、次年度以降も災害応急対策の検証、習熟を図るため、既存システムを活用し、県・自衛隊など関係機関の協力を得ながら、継続的に訓練を行っていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 今回の訓練、去年の訓練、本年度の訓練ともに反省点をしっかりと集めて対応を今後に生かしていこうというふうなことをやっているということが分かりました。

県の職員だったり、自衛隊のOBだったりという本当に過酷な現場を知っている方からのアドバイスというのは、ものすごい重要なのかなというふうに思いますので、ぜひ今後もそういうところのアドバイスを生かしながら訓練をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、メインの訓練としてあるのが、情報をどう処理していくのかということだったのかなというふうに思うんですけれども、この被災時の情報というのはどこから集まっ

てくるのかと。実際の被災時は、多分、救急救命関係に関しては119番で消防本部、それ以外で避難所で困ったとか、道が崩れたとか、交通情報関係、避難所の中の問題とか、そういったものに関しては、多分、基本的には各地区の区長さんのところへ町民の話がいて、区長さんから地区内の情報として集約したものが町へ上がってくるのかなと。

あとは、役場の職員の方が現地で直接見聞きしたものが情報として上がってくるというようところが、今まで僕が質問して聞いている情報の流れだったような気がするんですけども、実際に災害情報トリアージというようなやつでよそがやっているところで見ると、電話も来る、ファクスも来る、メールも来る、人からの口コミの情報も来る、その中で特に問題になったパターンというのが、常総市だかの例だったと思うんですけども、電話がつながらないんでファクスで情報を送った、そのファクスが見落とされていて情報が届いていなかったみたいなことがたしかあったのかなと。メールでというのも、これから先、いろんな人、スマートフォンでメールで送るといようなことはあるのかなと。電話って多分、回線が混雑するとつながらないんで、そういった手段に出る人が多いのかなと思うんですけども。

そういう意味で考えると、この情報というのを処理していく訓練ですごく大事なんですけども、その見落としのないようにトリアージする。その情報がどこのルートから集まるのかというところを考慮に入れてもらいたいのかなというふうに思うんですね。

熊本や何かの例で言うと、避難をされている方で避難所ではなく在宅避難をされている方はどうやって町に相談したらいいのかとか、そういったようなところを考えると、各地区との連携、これは役場の中の本部運営訓練というだけでとどまらず、今後長い目で見ますと、各地区との連携といったものも含めた訓練があってもいいのかなというふうに思います。

情報を効率よく集約するというところで考えると、各町との地区の統一書式、フォーマットのようなものを用意して、例えば無線で連絡する、電話で連絡するにしても、読み上げていく順番がみんなばらばらでというだけでも、聞き取って写す職員はものすごく混乱すると思うんですよ。そうすると住所聞き忘れたとか、連絡先聞き忘れたとかということも起きるので、基本的に、何時何分、どこで何があったと5W1Hじゃないですけども、そういった順番で言ってくると助かるよというような書式を各地区全部共有して訓練に当たったほうが、有事の際に職員サイドが確実に処理ができるのかなと思ったりするんですけども、そのあたり含めて地区との連携ですとか、情報書式の統一化とか、そのあたりどう考えているのかお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今お尋ねの各地区の連携あるいは情報の取扱、大変これ重要な部分かと思っております。本部運営訓練につきましては12月の総合防災訓練日に行っておりますので、それぞれの地区も当日、訓練も行っているものですから、この2回の訓練については地区を巻き込んだ訓練は行っておりませんでした。

情報管理ですとか、収集後の情報の扱いについては、タブレット端末も活用して共有できる体制もとっております。今後、各地区との連携も、その辺の共有できるものは使うことも考えたいと思っておりますし、今持っている本部の対応機能を生かすにはどうしたらよいか、どんなことが考えられるのか検討して、今後、地区との連携を進めていきたいなと思っております。

なお、現状の対応については担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、災害時の各地区との連携ということでお答えします。

災害時の各地区との連携の一つとして、毎月、月初めと防災訓練のときに無線機での交信訓練を行っております。

情報書式の統一化については、各地区の避難者の情報についての統一した様式はありますが、それ以外の報告様式は特に定めておりません。

被害状況などについては、役場で受ける際に、今回の訓練でも使用しておりますが、情報連絡票を使用し、必要な情報を聞き漏らすことのないように心がけております。

また、現在使用中の防災メールでは、情報の発信だけでなく、メール受信者が質問に答えることができるアンケート機能がついております。今年度は9月の防災訓練で防災メールを登録している区長を対象に、避難所の開設状況を報告してもらいました。この機能を活用すれば、今までは全て電話で受けていた情報をメールで返信してもらうことができます。

今後は、防災訓練や避難所開設時に各地区と情報伝達を行う手段として活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

メールを使って双方向でできるということをお伺いして、ちょっとびっくりしたんですけど

れども、河津町は、この防災の取組に関してタブレットを投入したりとか、こういったICT関係も積極的に使っているというようなどころもあるんで、多分、賀茂郡内ではこういう取組をされている自治体は余り多くないのかなというふうに思うんですけども、かなり進んだことをやっているんで、やってみないと問題点が見えてこないというところもあろうかと思うんですけども、確実に毎年、毎年ステップアップしているなという感じがしますので、引き続き、ぜひこの訓練も継続していただいて、地区との連携なんかも上手にとりながら進めていただければありがたいなというふうに思います。引き続きよろしくをお願いします。

続きまして、3点目の質問で、大河ドラマと曾我物語についてということで質問をいたします。

今年、NHKの大河ドラマで「鎌倉殿の13人」が1月より始まっております。今回の大河ドラマは北条政子の弟で源頼朝の天下取りを支えた家臣13人のうちの1人の北条義時が武士の頂点に上り詰める物語というようなことで、よくある源氏の話とはちょっと視点が違うのかなというふうに思ったりするんですけども、これに関しまして、北条氏発祥の伊豆の国市では、このチャンスを生かせということで、かなり積極的に取り組んでおりまして、今年の1月15日土曜日にオープンした「鎌倉殿の13人 伊豆の国大河ドラマ館」という施設ができたそうなんですけれども、これが2週間で1万人以上の来客者を記録したと。コロナ禍でかなりお客さんが数年通して少ないという状況にある伊豆半島にとっては、とても明るい、前向きなニュースだなというふうに感じています。

この放送に合わせて静岡県の方では、県東部20市町に北条氏や源氏ゆかりの地などの約100か所を、スマートフォン片手に回れるスタンプラリーを始めたということで、県の方ではアナウンスがありました。

このドラマを僕も興味を持って見ているんですけども、第1話か第2話だったか、それぐらいかなり早い段階で、工藤祐経という人物が伊東祐親という伊東市の侍に領地を返してほしいとって懇願するシーンが出てきました。その横に立っていたひげを生やした侍が河津三郎だったということで、今後の展開としては、河津三郎と伊東祐親が出てくれば曾我物語のくだりも出てくるだろうというところは予想に難くないと思うんですけども、この河津三郎の育った地である河津町においても、この機会を生かして、コロナ禍で落ち込んだ経済活性化の一助に何がしか取り組んではいかかかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大河ドラマの関係で、観光資源として活用するという事だと思っておりますので、お答えします。

今お尋ねのように、NHKの大河ドラマで伊豆に生まれた北条義時が主人公である「鎌倉殿の13人」の放映が1月から始まっていることは承知をしております。昨日で9回目の放映が終わったと思っておりますけれども、そんなことで承知をしております。

議員がお尋ねのように、生誕の地でもあります伊豆のドラマの中で取り上げられることから、県と関係市町で誘客を図る目的で鎌倉殿の13人ゆかりの地・伊豆富士山周遊促進連絡協議会というのを結成いたしまして、河津町も昨年9月に加盟をして誘客を図っているところでございます。

現状では、コロナウイルスの関係もありまして、特にこれといった効果を町としては実感できておりませんが、今後、コロナの状況ですとか、ドラマの展開によっては誘客につながるものと考えております。

なお、取組状況につきましては担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、取組内容について述べさせていただきます。

まず、先ほど町長が述べましたように、この企画につきましては、鎌倉殿の13人ゆかりの地・伊豆富士山周遊促進連絡協議会によって様々な取組が行われております。遠藤議員が言われていましたデジタルスタンプラリーなどもその一環でございます。伊豆の各地を周遊してもらおうという仕組みで、河津町では谷津の八幡神社がスポットになっております。

あとは、同様にスタンプラリーの企画を美しい伊豆創造センターでも、この鎌倉殿の13人の大タイトルにあるようなものを利用して行われております。河津町では観光交流館とバガテル公園がスポットとなっております。

今後のドラマ展開としては、伊豆での場面はもう過ぎた感もございしますが、この協議会と美しい伊豆創造センターなどで伊豆の国市の時代劇場などを拠点とした周遊などの宣伝活動がメインになると考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） 県と連携してやっていただけているのかなというふうに思うんですけれども、実際、言うならば聖地巡りのことで観光客の方が来たりということが今後期待で

きるのかなというふうに思うので、ぜひ、せっかく来ていただいたんで楽しんでいただけるような取組を、ちょっとした河津町ではこういったストーリーがあるんだよというようなところがアナウンスできるだけでもいいと思うので、何がしかを前向きに取り組んでいただけたらいいのかなというふうに思います。

また、これ伊豆半島全体を舞台にしたストーリー展開が今進んでいると。その中で、河津町内にも頼朝にゆかりのある土地と、また河津三郎にゆかりのある土地というものがある中で、例えば町内の大鍋だとか小鍋、鍋失という地名が頼朝に由来しているよという話ですとか、また小鍋に千萬歳という屋号があるんですけども、この千萬歳というのは頼朝がその千萬歳に泊まったときに頼朝公につけてもらった屋号だというような話ですとか、また小鍋神社には父の源義朝のしゃれこうべが埋めてあるなんていうような逸話も残っているそうです。

谷津の地内に屋敷があって、八幡神社のところと言われているみたいですけども、河津三郎とその子供の十郎、五郎が河津で育ったというところで考えると、曾我物語というのでとても有名な方々だなと。曾我兄弟の敵討ちと言われる曾我物語、赤穂浪士の討ち入りと言われる忠臣蔵、伊賀上野の敵討ちと言われるこの3つが日本3大敵討ちということで有名だと。その中でも、曾我物語に関しては浮世絵ですとか能、人形浄瑠璃、歌舞伎、こういったものの題材になって、現代までしっかりと残っている。

梨本の地内には、その曾我兄弟に討たれてしまった工藤祐経のおばあさんの水草姫のお墓が残っているというようなこともあるそうです。かなりこの河津町に残っているそういった過去の伝説、物語というものがある中で、せっかくこの大河ドラマで今その時代背景が取り上げられているというところを生かす、ぜひともこの町内の学校なんかでも、改めて郷土を知る機会ということで、教育現場でもそういったタイミングを上手に活用してみたいかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねの教育現場での活用につきましてお答えします。

現状では、教育現場の活用については特に考えはございませんが、私が思うのには、北条義時の直接的な関係がこの町には特にはないものですから、間接的には議員がおっしゃるいろんな面があろうかと思えますけれども、そういう面では少し難しい面もあろうかなと思います。

また、特に子供ですとか年配者など、ふるさとみどりの少年団ですとか、寿大学などの生

涯学習の場でドラマの環境を踏まえて、郷土の歴史的な人物を交えて話題を提供することができるのではないかなと、そんなことも思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

いろいろな場面で学校関係のスケジュールなんかを聞いてみますと、かなりICT関係も入ったりしてばんぱんのスケジュールで、なかなか新たなことを横から差し込むというのは難しいというのは重々承知の上だったんですけども、北条義時に関しては確かに河津町にあんまり縁がない方なのかなというふうに思うんですけども、この曾我物語に関しては、まさに河津に生まれて育った方々のお話だということだと考えると、本当に歴史上では大きな物語として残っているお話なんですよ。忠臣蔵にしろ、伊賀上野の敵討ちにしろ、こういった物語全体を曾我ものといって表現するぐらい、この曾我物語というのはジャンルの元祖として残っていると。その発祥の地の河津町で知らないというのは、いかんせんもったいないというか、今回学校が統合して小学校が新しく1校にまとまるわけですけども、そういったところでも、今後、河津町の郷土の歴史としてこういったものがあるよ、ここで生まれた人たちがこういったところで歴史上残っているよ、歌舞伎に残っているよ、能で残っているよというようなのを知るといっただけでも、この町に対しての愛着というのが湧くのかなと、うちの町すごい物語あるよというふうになるのかなと。

そういう意味で考えてみても、これただのきっかけ、入り口で、出口が違ってしまう話になってしまうのかなと思うんですけども、もう少し曾我物語を河津町で上手に生かすというような取組が今後展開としてあってくれるといいのかななんて思うんですけども、どんなもんですかね。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 曾我物語については仇討ちの3つの中の一つだということでは承知しております。教育現場でどういう活用ができるのかちょっとよく分かりませんが、河津の歴史の中の一つを伝える手段としては、曾我物語、河津三郎に関わる子供たちの話で、それが特に親の無念さを晴らしたということが今の時代に合うかどうか分かりませんが、そういうことを含めて、河津の歴史の中の一つとして紹介することは大事じゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

親孝行の物語というふうに捉えるといいお話なのかなというふうにも思うので、ぜひこのまま歴史のかなたに埋没してしまわないように、何か上手に生かしていただけたらいいかなというふうに思いました。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和4年河津町議会第1回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答方式で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、若年層（20代以下）の交流人口について。

2件目、国保事業の保険者努力支援制度について。

3件目、国保ヘルスアップ支援事業について。

以上、3件でございます。町長及び関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、1件目、若年層（20代以下）の交流人口についてお伺いします。

令和2年12月に開催された第26回賀茂地域広域連携会議の中で、静岡県立大学の八木教授が首都圏居住者における伊豆観光に関するニーズ調査について、伊豆に来られた首都圏居住者300人に対するアンケートを基にコロナ禍における旅行者の行動変容、ニーズ等について調査結果のお話をされておられました。その設問では、伊豆での旅行で楽しみにしていることという問いでは、以前はアクティビティ、体験等を希望される方が多かったということでしたが、この調査結果では温泉、食事、癒しと回答される方が多く、コロナ禍で都会の生活が窮屈になり、それを発散したい、癒したいと、コロナ前とは違い非接触型の部屋でのんびりしたいというようなニーズ変化が見られた。また、注目すべき点は次の設問で、「伊豆旅行を計画する上で比較検討先は」という問いで、「特に検討先はない」が49%と、旅行先の行き先を決めるのに半分の方々は伊豆だと決めており、伊豆半島を選んでおられるのですが、ただし、それを年代層別にすると、比較検討先はないと答えた方々は50代以上で、若い20代、30代の方は小田急線一本で安く行ける箱根を選び、今後箱根との差別化を伊豆としては若い方々をどのようにして取り込んでいくことが課題であると、将来に向け大切であるとおっしゃっておられました。

また、第29回河津桜まつり経済波及効果でも河津桜まつりへの来場回数で、20代以下はこのおまつりに初めて来られたという方が72.7%で最も多く、30代から70代以上を見ると、ほとんどの年代が初めてきたという方は30%台でした。

この2つの調査で、自分がなぜこれが注目すべき点、心配すべき点と感じたかという点、若い方々は観光地伊豆を認識しているのか。団塊の世代を親に持つ僕ら40代、50代には、夏になれば家族旅行は海水浴みたいなどころがあり、一度は子供の頃に伊豆に行ったという経験をされた方が伊豆はリゾート地、観光地という認識を持たれていると。しかしながら、若い世代、特に20代以下の方々は今後伊豆を観光地として捉えていただくには、自分たちの世代のように子供の頃に家族旅行などを通じ、刷り込まれた伊豆の観光地としてのイメージをどのようにしたら、第一の主産業である観光を河津町がまた伊豆全体として考えていかなければいけないと自分は強く感じているので、質問したいと思います。

①町は若年層の交流人口の重要性をどのように捉えておられるのか。

②また、家族旅行とは別に思い出という中で子供たちに植え付けられるのは修学旅行や臨海学校、林間学校などの自然学習、またスポーツ少年団などの合宿など、友達と訪れた経験、体験等が忘れられない思い出として必要と思うが、河津町の教育旅行、合宿などの受入れ状況は。

③河津町として教育旅行、合宿などの受入れるための特徴は。

④今後、若年層の交流人口を増やす施策などあれば教えてください。

以上、4点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の若年層の交流人口について4点ほどお尋ねですので、お答えします。

まず、若年層の交流人口の重要性について、その施策ですとか状況についてお尋ねですので、お答えします。

まず、議員がお尋ねのとおり、家族旅行も含めてですが、若い世代に当町を訪れて、その体験や印象を持って成長をしていく中で大人になっていく過程で、大学生や社会人となり、また家族を持ち、再度訪れてもらえるような観光施策は重要であると考えております。それは長い期間をかけて、やっぱり若い世代への継続をした教育的な旅行や体験など取組が特に重要であると思っておりますし、必要であると思っております。

これは私が目指している交流人口を超えた河津を好きになってもらうとか、ファンになってもらうというような移住定住と交流人口との間、いわゆる関係人口をつくることでも大変重要な施策であると思っております。先ほど質問の中で、河津桜まつりの経済波及効果の調査の内容を議員がおっしゃってございましたけれども、付け加えさせていただきますと、初めて来た若い世代の再び訪れたい再訪意向では、もう一度来たいというそういう質問では、特に若い世代、20代から30代の世代が多いことが分かりました。いかに若い世代に河津の魅力を伝えていくかが将来的にも重要であると考えております。

河津町の交流人口を増やすためには、これまでの観光施策に加えて体験などの事業を充実させることが大事であると思っております。お尋ねの教育旅行や合宿などの充実化に向けて令和4年度当初予算に観光協会の補助金200万円を計上したところであります。

なお、取組状況については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、教育旅行、合宿誘致といったことについて述べさせていただきます。

教育旅行、合宿といったことに関しましては、これまでは観光協会を基に取組を行ってきております。見高地区におきましては、今井浜観光協会などの分宿によりまして、大型の修学旅行等を受け入れた実績もございます。現在コロナ禍において修学旅行も取りやめるなど

傾向にはございますが、来年度は今年度よりも多くの問合せをいただいているようでございます。

また、昨年度は教育旅行ということで、先ほどから上がっております渋谷区の神宮前小学校の自然体験学習などの教育プログラムが好評でございまして、その後、渋谷区の他の小学校でもというお話を聞いております。町では、渋谷区教育委員会と提案をしながら、ウェブ会議等で打ち合わせてまいりました。こうしたことで、来年度は5つの渋谷の小学校が河津への教育旅行を希望していると聞いております。実際何校になるかは分かりませんが、また継続して対応しているところでございます。あわせまして、並行して大学の合宿なども様々な探ってきております。まだ未確定ではございますが、大学の駅伝チームの合宿についてもオファーが来ているものもございます。

このような取組をよりサポートするため、来年度は先ほど町長が述べましたように、観光協会への旅行、合宿の誘致の補助金が予定されております。こういった補助金につきましては、誘致には有効でございまして、活用しつつ実績を上げながら丁寧にそういった宿泊プログラムを構築していけたらと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 今ご答弁いただきましたけれども、修学旅行を中心とした教育旅行と、河津ジャガーズを関連とした少年野球の合宿誘致を一応観光協会へ確認させていただきました。まず、少年野球での合宿誘致では、コロナ前、2月に毎年開催される河津桜フレンドリーカップ、夏合宿などで平成29年から令和元年度まで13チームが来町し、今年、昨年とコロナの関係でフレンドリーカップはちょっと中止になったものですから、その前の3か年ということで、一番多かった年は令和元年度ということで、13チームが来町し、選手、保護者を含めた関係人口というんですか、野球を通じて見えたお客様が年間457名、町内に実際宿泊されております。子供の宿泊費は7,500円なので、単純に457人掛けますと300万円を超える経済波及効果となっております。

修学旅行のほうは、コロナが始まる前、令和元年は2校、令和2年からがコロナが始まり、催行された学校が3校、中止になった学校が同じく3校、民宿の分宿から旅館の貸切に変更されたのが1校、令和3年は1校、中止が4校。先ほど課長もおっしゃっていましたが、令和4年の予定は今現在6校が受注をされております。予定ですと、生徒が1,147名、随行の先生方がプラス70名、それを合わせますと1,217名の方々が町内に宿泊される予定で

す。宿泊費8,800円に体験が含まれますと、少なく見積もっても1人1万円として約1,200万円以上が直接町へ経済波及効果をもたらしてくれます。

その中でも、今回初めての学校が5校ございます。6校中5校が河津に来るのが初めてという学校になります。中でも愛知県一宮市の学校が2校入っています。一宮の中学校は以前ある旅行会社が市内全中学校19校あるんですけれども、一括受注をして下田の須崎もしくは田牛で受入れをしておりました。5年前ぐらいだったと思うんですが、須崎の民宿が後継者不足を理由に受入れを断念され、それを知り自分も何度も一宮に足を運び、旅行者へ今井浜地区の民宿を強く推したんですが、須崎で行っていた船に乗る漁業体験がクリアできなく、稲取漁協さんにも協力をお願いしたのですが、最終的に房総半島へ変更された経緯があります。自分もすごく思い入れもありますし、学校関係は初めが肝心で、うまくいけば今後も継続が予測されます。よいという情報がその地域に流れれば、その地区で新たな学校にも広がっていくので、ぜひとも町長はじめ町関係の方々にもご協力をお願いしたいと思います。

先ほど課長からもありましたけれども、また違った形で昨年10月19日に渋谷区立神宮前小学校が自然体験学習ということで河津さくらの里しぶやを利用されました。その際、天気がよければ星空満天の星座教室を実施し、七滝を回って帰られる、そんなコースだったと直接渋谷区のサービス公社さんからお伺いしました。以前私の一般質問で質問させていただいたんですけれども、渋谷区は千葉の富山にあった臨海学校を、山中湖にあった林間学校をそれぞれ施設の老朽化で閉校されております。現在は、各学校がそれぞれの予算内で自然学習を行っているそうです。

そこで、お伺いします。

①質問が先ほどの回答とちょっと重複していたら申し訳ありません。河津さくらの里しぶやや町内宿泊施設などを利用し、渋谷区の自然学習の受入れなどを誘致したらどうか。その際、観光協会で行っている体験メニュー、体験学習を渋谷サービス公社に提供し、一緒に誘致できないだろうか。

②令和5年度学校統合により空く学校施設を、渋谷区と連携し渋谷区立自然学校として活用の提案はできないだろうか。

以上、2点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の取組と今後の施設の活用等についてお尋ねですので、答弁いたします。

まず、渋谷区との関係でございます。

渋谷区との交流事業につきましては、議員がお尋ねのとおり、昨年秋に自然体験学習ということで、渋谷区の保養所に宿泊をして行われました。事前に連絡をいただきまして、観光協会と町の産業振興課、企画調整課が対応いたしました。私も自然体験学習で皆さんが宿泊した日に河津さくらの里しぶやに行きまして、校長先生に直接お会いをいたしまして、お話をさせていただきました。その中で、保養所の運営者である渋谷サービス公社職員も交えて、今後の話をさせていただき、河津町での数々の体験メニューも紹介をさせていただきました。お話の中では、前向きに検討していただけるようございました。

先ほど課長の答弁があったように、今度は見高地区を中心として、今のところ5つの小学校で何か検討されているという話も聞いておりますので、去年の成果が少しあったのかなという気もしておりますけれども、実際はコロナの関係もあり分かりませんが、また新たな展開として渋谷区の保養所を使った渋谷区との関係の中で新たなこういう町に泊まってくれるような体験ができるような、そんな仕組みができていくのかなと少し期待をしているところでございます。

校長先生のお話ですと、去年のお話ですけれども、今の河津さくらの里しぶやだと宿泊人数が約40人という限界があるそうです。そういう中で検討しなければならないというお話も伺いました。先ほど担当課長もお話がありましたけれども、あとは宿泊の関係では観光協会が体験事業をやっている見高地区との民宿等の活用を図ることによって、この問題も解決できるのかなと思いますので、今後の検討課題として渋谷区との交流と誘致を進めるということで、今後も進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

それから、学校施設、小学校統合後の活用の関係でございますけれども、まだこれは基本的な方向性が決まっておきませんので、今後の方向性を決めた上で検討したいと思っております。

なお、子供たちの宿泊関係ですと、私も見高地区の修学旅行の受入れですとか、あるいは少年野球の表彰式等にも参加してございますので、長い目で見るとやっぱり将来的に大きな資源といいますか、資産であると思いますので、そういうことで今年度観光協会に補助金もつけた経緯もありますので、そういうことで長い目で子供たちを通してこういう事業を通して長いお付き合いができればなと思っておりますので、今後も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 本当子供たちは、少年野球に関して言えば今町長おっしゃっていただきましたけれども、少年野球を始める、合宿を始めるきっかけとなったのは、親が必ずついてくるということで、子供にサービスをすればというか、観光協会としては河津で合宿を張られたチームにはボール1ダースを与えるという合宿プランなんかもつくって、一応その当時から対応させていただいたんですけれども、それだけでなく、町長がよくおっしゃられる第1次産業と第3次産業の融合という形の中で、フレンドリーカップでは参加賞として1チームに約300本のカーネーションをたしか参加賞としてお渡ししていたと思います。非常にそれも4回大会をやった中で根づいてきて、ぜひ2月になると河津に来たいと。練習試合の大会なんですけれども、これに参加したいというチームがジャガーズの関係者を通じてお話は聞いております。そういったことから、第1次産業とやっぱり河津の特産品のカーネーションをアピールする上でも非常にいい効果が出ているんじゃないかと私自身も感じております。

渋谷区とは一つのツールとして災害協定だけでなく、都市と農村の交流を一層強固のものとし、渋谷区の子供たちを育てる一役を担うような今後もつながりを深めていただければと思います。

これから若い世代が伊豆河津を観光地として捉えていただけるのか、これからどのように若い世代に伊豆河津を観光地ということを刷り込み、第一の主産業として観光を持続可能としていく取組をしていくのか、このウィズコロナ、アフターコロナでの対応の施策が大切だと思うので、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2件目、国保事業の保険者努力支援制度についてお伺いします。

広報かわづ11月号、2月号でも取り上げておりましたが、今年の4月より国保税の改定と収納回数の変更、仮算定の徴収が2回廃止になり、1回の収納額が増える予定ですが、前回の一般質問でもさせていただいたとおり、国保収納者全体の63%が増額、このうちの89%の世帯が年間2万円ほどの増額になっており、国保利用者にとっては大きな負担と感じるのではと思います。

そこで、お伺いします。

保険者努力支援制度とはどういった制度なのか。

よろしくお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員から国民健康保険制度の保険者努力支援制度についてお尋ねですので、お答えいたします。

町では、議員が先ほどお尋ねのように、この4月から県の国保運営方針で示されている賦課方式及び保険料水準の統一に向けまして、賦課方式の区分について資産割と介護分の平等割を廃止しまして、それに伴う税率改正を行います。既に内容については、先ほど議員がお尋ねのように、広報11月号と2月号でお知らせしておりますが、お尋ねの保険者努力支援制度についてお答えいたします。

これは国民健康保険の保険者による医療費適正化への取組で、保健機能の強化を促す観点から、客観的な指標に基づき、都道府県や市町村ごとに保険者としての取組状況や実績を点数化をしまして、それに応じて国から交付金を交付することで、国民健康保険制度の財政基盤を強化をする制度でございまして、平成30年度から実施をされている制度でございます。

お尋ねのこの制度の内容につきましては、担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、制度の詳細について説明をさせていただきます。

客観的な評価指標としまして、保険者共通の指標と国保固有の指標がございます。保険者共通の指標としましては、特定健診の受診率向上、受診勧奨、糖尿病等の重症化予防の取組、健康づくり事業の実施、適正受診・適正服薬を促す取組、後発医薬品の使用促進等がございます。また、国保固有の指標につきましては、保険税の収納率の向上、データヘルス計画の策定、医療費通知の取組、地域包括ケア推進、第三者請求の取組等がございます。

その指標の取組状況によりまして点数化をいたしまして、算出点数の合計に占める割合に応じて国の予算の範囲内で交付金が交付される制度でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 課長のおっしゃったとおり、保険者努力支援制度は保険者の共通の指標、国保固有の指標と2つに分かれており、その取組達成状況によって交付金が算定され、交付金額にも影響されるということによろしいですかね。

例えば、少しでも目標に達し、交付金の増額の期待を持てるのが指標1の特定健診、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、指標2の特定健診、特定保健指導に加えてほかの検診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施

状況ということで、まず第一段階として、特定健診やそのほかの検診をまずは町民の皆様に受診いただくということがスタートだと思います。

そこで、お伺いします。

①特定健診やがん検診等受診率向上の施策とその成果は。

②なぜ特定健診やその他検診を受けるのか。その重要性は。

以上、2点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員がお尋ねの2点についてお答えします。

議員がお尋ねのように、この健診事業とかは大変重要な事業で、当然制度としても先ほど言った支援制度等にも絡んできますので、大変重要な制度だと思っております。特に、健診率を上げるということは大変重要なことで、国保事業だけではなくて、ご本人のやっぱり健康を維持するためにも大変重要な事業だと思っております。町にとって国保財政の基盤安定と、先ほど言った町民の健康増進や健康寿命を延ばす施策として健診事業は大変重要であります。

お尋ねの保険者努力支援制度は、検診によつての早期発見は早期治療、意識改革などにより、財政的にも強化されることから行われている制度でありまして、特に特定健診など重症化予防の観点から受診率を上げる努力を財政的に認める国の制度でもあります。

ということで、お尋ねの2点については担当課長より答弁をさせます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私から特定健診やがん検診等受診率向上施策と、あと検診等の重要性についてお答えしたいと思います。

まず、特定健診やがん検診等の受診率向上施策でございますが、特定健診は国保加入者対象に年8日間、後期高齢者医療加入者対象に年3日間行っております。胃がん検診につきましては年10日間、肺がん検診、大腸がん検診は特定健診と胃がん検診実施日に合わせて実施するというような形で行っております。そのうちの3日間につきましては、1回で特定健診、肺がん、胃がん、大腸がん検診を受けることができる総合健診を実施しており、受診しやすい体制を取っております。女性がん検診につきましては集団検診を2日間、別に医療機関で受けられる個別健診を実施しております。その他、人間ドック助成制度やかかりつけ医で専用問診や追加検査を行うことで、特定健診を受けたとみなされる情報提供制度も行っております。

受診勧奨は、対象者への個別通知や未受診者への再通知案内を行っておりまして、受診率向上に努めているところでございます。

コロナ禍になりまして、完全予約制により受入れ人数の制限や感染症拡大による検診日の変更などの要因によりまして、受診率が減少していているというのが現状でございます。

次に、検診等の重要性でございます。

いろいろな観点があると思いますが、私が思うに、まず第一義は自分の体の状況を知っていただくということだと思っております。症状には表れてはいませんが、検診を受け検査を行うことで、体の状態が目に見える形で分かります。早期に生活改善や治療を行うことで、重症化を防ぐことができ、自身の健康寿命の延伸を図ることができます。町では、検診結果を基に保健師や栄養士が結果説明時に健康栄養相談指導を行いまして、早期の医療機関受診勧奨等を行っているところでございます。

また、慢性腎臓病、糖尿病の重症化が疑われる方については、賀茂地区市町で広域連携し、予防対策事業も実施をしております、かかりつけ医での服薬治療開始や専門医への紹介、疾病に配慮した薬への変更等を行っております。

町民個々が健康であり、長生きしてくれることで、医療保険の費用負担も減少することになりまして、ウィン・ウィンの状況になるのではないかと考えてございます。各種検診事業並びに重症化予防事業への受診促進等をご協力いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） ①の受診率の向上の施策ということで、受診勧奨としては対象者へ個別の通知を送ったり、未受診者へは再通知まで送っていると。また、それを受けた後の方で健康診断結果によっては健康相談指導も行っていると。結構町もいろいろ努力をしていただいているということが本当に分かります。やっぱりこれには町民の皆さんがもっと、もっとなんて言うと怒られますけれども、町民の皆さんがやっぱり自分の体を大事にいただくことがやはり医療費の負担も減ったりとか、交付税も増えたり、また重症化予防もできるといことで、まずは特定健診やその他の検診を受けてもらうことがやっぱり第一の前提なのかなとつくづく思いました。

そんなことも踏まえまして、昨年10月30日の伊豆新聞に掲載されていたのですが、昨年4月に開学された静岡社会健康医学大学院大学と1市5町との連携による「かもけん！」は、静岡多目的コホート事業賀茂健康長寿研究として、静岡県内でもこの賀茂地域を先行し、住

民の健康状態などを長期にわたり調査し、健康寿命延伸に取り組み、多くの検査を無料で受けられ、特定健診受診者でも併用できる事業ということで、当町においても1月22、23、24日の3日間、150名の募集で126名の方がこの健診を受診されたということです。

そこで、お伺いします。

①目的として5年ごとに充実とした健診を行って皆様の健康づくりを直接支援するとあるが、この「かもけん！」のコホート事業というのはどういったものなのか。今年受診できなかった方は来年受診できるのか。

②この「かもけん！」も努力支援制度の検診に該当するのか。また、特定健診以外にどういった検診が努力支援制度の検診に含まれるのか。

③特定健診やその他の検診の周知方法はどのようにしているのか。

以上、3点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の「かもけん！」のコホート事業ほか3点についてお尋ねですので、お答えします。

議員がお尋ねのように、昨年10月29日に賀茂地区の市町と静岡健康医学大学院大学とで静岡多目的コホート事業「かもけん！」の共同実施に関する協定の締結式を下田市で行いました。これは、賀茂地区に住んでいる国民健康保険に加入している40歳から85歳までの方の希望者を対象に、健康診断などを無料でを行い、検診結果や様々な健康情報を分析をして健康づくりに貢献しようとする事業でございます。

実施内容については、議員が先ほど1月にやった状況がお尋ねのとおりでございますが、私も土曜日だったんですけれども、ちょっとやっている様子を見に来たんですけれども、大変大勢の方が来て、それこそ医療的な血液の検査から運動機能まで大変多くの科目の検査をしておりました。すごい事業だなというふうに私も思いました。それから、やっぱり大変多くの方が関わってこの事業は進んでいるんだなということを思いましたので、そういうことでこの事業の大変重要性というのを感じたところでございます。

それから、議員がお尋ねの3つの点については担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、「かもけん！」のコホート事業でございますが、町長が申しましたとおり、静岡社会健康医学大学院大学が賀茂1市5町の住民を対象に、5

年ごとに充実した健診を行って、参加者の健康づくりを直接支援するとともに、健診データを基に新しい病気の予防方法の研究開発を目的として行っているものでございます。

賀茂地区では令和3年度、令和4年度で実施する予定でございまして、4年度は3年度の受診者以外の方を対象に実施する予定でございます。ですので、今回健診を受診できなかった方は来年度受診を希望いただければしていただけるということでございます。

その後、5年後に同健診を実施する予定で、その間につきましては受診者の国保特定健診の結果を町から提供することによりまして、研究調査を継続して行っていくということでございます。

次に、「かもけん！」の健診につきましては、先ほど言った国保の努力支援制度に該当するのかというような質問でございますが、「かもけん！」の健診内容につきましては、特定健診内容を全て含んでございますので、特定健診の受診率に反映されております。受診率向上に寄与しているところでございます。

また、特定健診以外にどういった努力支援制度の検診に含まれるかというような問いがあったかと思っておりますけれども、先ほどもちょっと指標の中でお話ししましたけれども、健康づくり増進事業というのも努力支援制度の指標に含まれてございます。そういったことで、各種がん検診等も受診率等の調査もございまして、そちらも受診率が高くなるにつれてそういった努力支援制度の指標のポイントも高くなっていくというような状況です。

あと、健診の周知方法ということでございます。通常の健診等につきましては、年度当初に各戸配布いたします健康係の年間行事予定表で年間の健診計画をお知らせをしております。また、実施日の約2カ月前に回覧並びに予約の案内とともに問診票等の個別通知を実施をしております。健診予約終了後、未受診者につきましては受診勧奨事業ということで個別のはがき通知を送っているところでございます。

「かもけん！」につきましては、今年初めてということで10月に回覧を実施しまして、さきに説明しました未受診者受診勧奨の事業に送った個別はがきに特集の記載条項をつくりまして、受診勧奨を行っている次第でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 国保加入者に限らず、若い人も病院に行かないからいいのではなく、また悪くなってからかかるのではなく、年に1回は健康診断を受診し、医療費のかからない体づくりをしてもらい、元気に過ごしていただきたいとお願いをしまして、次の質問へ移りたい

と思います。

続きまして、3件目、国保ヘルスアップ支援事業についてお伺いします。

平成30年4月より、国保運営の制度変更により、国保の運営は市町単独から県と市町の共同運営と変わり、静岡県また国は特に予防健康づくりへの取組に力を入れられております。

そこで、お伺いします。

①その取組の中でフレイルという言葉をよく目にします。フレイルとはどういったものなのでしょうか。

②静岡県国民健康保険事業の運営状況を見ると、令和3年度に御殿場市、三島市、川根本町、袋井市など4市町が前期高齢者と対象としたフレイル測定会を行っておりますが、河津でも行う予定はあるのでしょうか。

③現在町で行っているフレイル事業はどのようなものがあるのでしょうか。

以上、3点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま議員がお尋ねの国保のヘルスアップ支援事業として3点ほどお尋ねですので、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、まずフレイルについての問いですので、お答えしたいと思います。

最近聞かれておりますフレイルでございますが、日本老年医学会、国立長寿医療研究センターが発表したフレイル診療ガイド2018年版というのに初めて載ってきたということでございます。そちらによりますと、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず、精神、心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自律障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味すると定義をされてございます。

次に、フレイル測定会の実施についてということでございますが、町では健康面では各種健診の実施、介護予防面では各地区の民生児童委員と協力しまして、後期高齢者の対象と見込まれる方への介護予防指導員の訪問など行いまして、その情報は社会福祉協議会も含めまして各担当との共有が図られているところでございます。小さい町ならではの情報共有体制が構築されているところでございます。現時点では、そういったことから、測定会の実施については考えておりませんが、今回行われた「かもけん！」の健診内容につきまして

は、骨格筋量の測定や記憶力、体力測定が行われておりまして、フレイルの進行度合いの研究も行われる予定でございます。研究結果を参考に賀茂医師会等関係機関と相談をいたしまして、実施について検討していきたいというふうに考えております。

また、町のフレイル事業ということはどういったものを行っているかということでございますけれども、健康増進事業、介護予防事業、包括支援事業を含めてフレイル事業というふうに考えております。さきにも申しました後期高齢者への訪問や各種健診のほか、口腔健康維持のための歯周病検診事業、運動機能低下予防のための生活習慣病予防教室事業、町内包括ケア資源を掲載しました社会資源マップの配布など、様々な事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 今課長がおっしゃったように、フレイルとは言葉にすると高齢期の心身の衰弱を示す用語ということで、進行すれば介護が必要になりますよという危険性の高い状態であるということで、今課長がおっしゃっていましたが、健康福祉課さんでまとめてくれた社会資源マップ、これには健康な状態と要介護の状態の間の方がフレイルということで、それを防ぐには運動習慣や食生活などの予防で改善が可能ですよというのはこちらにまとめてあります。本当にこの社会資源マップ、よくまとめられておりまして、健康づくりから運動自主グループ、集まりどころ、趣味、ボランティア活動の場など、本当にこの一冊でフレイルのまとめが河津町はできていると。私もちょっと質問をつくった際にいろいろ健康福祉課さんにお伺いしましたら、本当にこれはよくできているなと思ひまして、本当に感心させていただきました。

そんなことを踏まえまして、よく高齢の先輩方とお話をしますと、多くの方々からグラウンドゴルフのお話を伺い、グラウンドゴルフ場を造ってくれと言われます。先日、社協さんにもお伺いしましたら、町内ではシニアクラブを中心に年3回グラウンドゴルフの大会が行われていて、参加者も100名前後が毎回参加をされております。年々競技人口も増えているということをお伺いしました。平成27年国勢調査では、河津町の65歳以上の人口は2,910人、高齢化率39.8%、4人に1人は高齢者という状況です。その中で100人が集う大会であり、それを待ち望み、練習に励んでいるまさに生きがいの一役を担っている。グラウンドゴルフ会場があれば、もっと気軽に体を動かすことができ、地域交流の場にもなり、まさにフレイル対策事業の一環になります。楽しく体を動かす運動をすることは医療費の削減にもつなが

るのでは。高齢者の方々が元気で、健康づくりや生きがいがづくり、住み慣れたこの河津で生き生きと暮らしていくためにも、フレイル事業の対策の一つとしてグラウンドゴルフ場の建設整備はお願いできないでしょうか。要望を含め、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、グラウンドゴルフ場の建設の関係でお尋ねですので、お答えします。

議員もおっしゃっているように、高齢者の健康づくりですとか生きがいがづくりの一環としてグラウンドゴルフを行っていることは私も承知をしております。私もシニアクラブの秋の大会に招待をされてお伺いしておりますが、大体100人前後の方がそれぞれの地域ごとにご参加をされて、本当に元気にプレーをされている姿を拝見をいたしております。練習会場についてお聞きしますと、それぞれの地域ごとに練習会を設けたりして工夫をして励んでいるとのことでした。このようなお年寄りの日常の活動はとても大事でありまして、スポーツを通してやっぱり高齢者が生き生きとして暮らしている姿を見るにつけて、町にとっても重要な活動であると思っております。議員がお尋ねのように、練習場所もそれぞれの地区で工夫されて行っているとは聞きますが、大会のできるような場所がないという声も聞きます。現状では学校のグラウンドや鉢ノ山の広場で行っているということは私も承知をしております。

お尋ねの建設の件でございますが、将来的には峰地区で計画中の防災公園の広場がグラウンドゴルフの場所として、あるいは少年野球ですとか、少年サッカーなどで活用できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 新たに防災公園などを活用していただくのも確かにいいと思います。ぜひ高齢者の皆様が生き生きと過ごす町を河津はつくっているよということをぜひとも今後も見せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、まとめさせていただきます。

先ほど修学旅行の質問の中で、受入れの際、河津町の特徴は何かということを入れさせていただいたんですけども、これは私が観光協会の副会長になったとき、初めて名古屋のキャラバンにいった際に、名古屋の旅行社の営業マンから質問を受けた言葉です。その際に民宿組合の方が回答されたんですけども、海があり、干物体験やいろんな体験ができますよ

と回答されました。その場にいた私は、案の定営業マンの顔が引きつったのを確認しました。それじゃほかのところを変わらないですねという言葉が相手から返ってきました。その状況がすごく忘れられずに、今行っているか分かりませんが、河津にきたら3つの特典がありますよというものを、帰ってから観光協会で作りました。その一つが河津に来町された生徒たちが卒業する際、卒業式に先ほど申し上げた河津の特産品であるカーネーションを1人1本プレゼントします。2つ目に、旅行中河津桜の記念植樹ができます。もしくは、苗木を学校に送ります。3つ目、その生徒たちが卒業するまで河津の町有施設が無料で利用できるパスポートをプレゼントしますという特典と特徴を示して営業活動をさせていただきました。

これ、本当にカーネーションを実際今総務課長であります木村課長とも裾野の学校に卒業式前日にカーネーションを置きに行きました。そうしましたら、その学校は1人ひとりの生徒にカーネーションをプレゼントして、その生徒が親にありがとうねという気持ちでカーネーションを親に渡したという話をいただきました。

やはり今回初めて町は教育旅行、合宿誘致について予算立てしていただきました。これから本当に若年層の交流人口を掘り起こす方向に目を向けてくれたことが、これからの観光に対する持続可能な社会への取組の一つだと感じております。ぜひとも河津独自の漁業体験メニューなどをこのアフターコロナ、ウィズコロナの間につくっていただいて、来年度は重要な1年となると思います。町長を先頭として、わくわくするような施策を期待させていただきます。本日の私の一般質問とさせていただきます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹君の一般質問は終わりました。

午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。

令和4年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は、1件目、第32回河津桜まつりについて、2件目、伊豆縦貫自動車道開通後の対応について、3件目、過疎対策集落支援員についての3件です。

町長、担当課長の答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1件目、第32回河津桜まつりについてです。

私は昨年年第1回定例会で中止された第31回河津桜まつりについて質問しました。実行委員会の決定により中止となったとのいきさつをお聞きしました。今年は河津桜まつり実行委員会の決定により、2月1日から28日まで開催されました。新型コロナウイルスのオミクロン株が広がり、まん延防止措置期間中の開催となりました。さらに、まん延防止措置期間が延長され、開催期間そっくりまん延防止期間に該当してしまいましたが、まつり開催には賛否もありましたが、昨年はまつり中止にもかかわらず、12万人もの花見客が訪れ、花見客それぞれが好き勝手に町内を散策し、違法駐車など目立ったのに比べ、今年はまつりを開催することにより、管理された状況下で開花時期を迎えることができ、本当によかったと考えております。

1問目として、コロナ対策についてです。新型コロナウイルス感染症の第6波のさなか、まん延防止期間中と重なる期間となりましたが、どのような対策を実施し、対応した結果、これについてお聞きしたいと思います。花見客数、出店数、駐車台数、仮設トイレの設置状況など、一部先ほどの町長の行政報告にもありましたけれども、速報値で結構ですので、お教えてください。

さらに、コロナ対策として検温ブースの設置、駐車場での広報、パトロールの実施などしたようですが、これらの実施場所や方法、ほかに実施した施策があればお教えてください。お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の第32回の河津桜まつりについてお尋ねですので、お答えします。

まず、1問目としてまつり期間中のコロナ対策についてお尋ねです。

第32回の河津桜まつりが2月1日より開幕し、2月28日まで行われました。その後、開花が遅れたことにより、多くの観光客が訪れ、対策を行う必要がありまして、運営委員会で協議の上、3月6日まで管理体制を維持することといたしました。

今回のおまつりは、これまでで一番厳しい対応が求められるおまつりとなりました。それは、昨年の反省を踏まえ、今回については対策を行いながら実施する点であります。議員がお尋ねのように、昨年は実行委員会で中止という苦渋の判断をさせていただきました。しかし、ご遠慮願ったにもかかわらず、議員がお尋ねのように約12万人の方が花見に訪れ、町内で交通渋滞や路上駐車など迷惑行為も目立ち、感染対策とともにその対応に追われた1年前の状況でありました。

今回の開催に当たりまして、町として次のような要望や対応を行いました。

1点目でございますが、まつりの開催に当たってガイドラインによる来場者や町民に見える形の対策や周知を行い、町民にも来る方にも対策と協力について見える形をお願いをした点であります。

2点目でございますが、町として実行委員会へコロナ対策費の特別補助金約880万円を支出して対策をお願いしました。

3点目でございますが、町民への感染を少しでも回避するために、ワクチン3回目の前倒し接種を行い、2月14日、16、18日と延べ513人に接種を行いました。

4つ目でございます。12月末から1月末まで県による薬局や医療施設でPCR抗原無料検査の期限延長を賀茂地区1市5町の共同で県に桜まつり期間の延長要望を行い、私も同行をして昨年の状況などを伝えた結果、1月末の期限だったものが2月末まで延長され、さらに現在は3月末まで延長されております。

冒頭に申したとおり、厳しい開催となり、今回のおまつりの開催が皆さんの協力や理解によりまして、まん延防止等重点措置を受けて盛大とはいきませんでした。ガイドラインによる感染対策を関係者をはじめ各種団体、町民の皆さんの協力のおかげで無事終了できましたことに深く感謝を申し上げます。

議員がお尋ねの感染症対策時の来客数、出店や駐車場の状況については、担当課長より答弁させます。

私から以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、桜まつり期間中の感染対策等についてですが、前年の河津桜の開花時のコロナ対策の実績を基に、今年度の第32回河津桜まつりの開催に当たっては、感染症対策ガイドラインに基づいてつくりました。

特に、マスクの着用、密にならないこと、させないことなどを呼びかけることを基本といたしております。その中で、密にならないということで、ライブカメラの設置をして混雑状況を確認しながら、巡回と呼びかけを積極的に行ったところでございます。

検温につきましては、検温というよりもサーモグラフィーを取り入れまして、サーモグラフィーにつきましては笹原公園を通るお客様に当てまして、その中で発熱等があれば呼びかけ、それなりの処置をするというような手順で行ってまいりました。

また、特に徹底したことにつきましては、トイレの巡回、ごみの収集など、そういったことにも人を割いて十分に行えたかなと思っております。

また、来客数ですけれども、2月1日から28日まで、速報値では現在約20万人。店舗の出店につきましては75店舗。一般の駐車場では46カ所で営業してまいりました。3月に入りましてもご覧のとおり、花の見頃は続いておりまして、多くの来客者がこの週末にもございました。店舗も駐車場もほとんどが継続して営業してまいりましたので、トータルの来客数としたらもう少し多くなるかと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 回答ありがとうございます。

結果として20万人のお客様が見えられたということですが、それだけ多くの観光客が訪れたのにもかかわらず、コロナ対策はできたんじゃないかなと考えておりますので、感染者が少なくてよかったのかなと、このように考えます。

続いての質問に入ります。

続いては、桜まつりの開催期間の変更についてお聞きします。

本年のまつりの開催が2月1日から2月28日までとされておりました。過去の事例を見ますと、平成26年度の第25回以降実施していた2月10日から、今年は2月1日に早めました。結果から言うと、桜の開花が遅れ、まつりが終わってからも花見客がまだまだ訪れている状況です。延長したといっても本日あたりはまだ多くのお客さんが桜の並木を歩いているのが目につきます。開催期間を見てみますと、第1回開催時は2月1日に開催され、28日までとなっております。5回までそれが続いて、第6回、第7回が2月1日から3月10日まで、その

後は2月10日から3月10日までの開催となり、結構な感じで開催期間が変更となっております。

地球温暖化の影響からか、ここ数年は開花時期が早まっていたのですが、今年は開花時期が遅れてしまいました。開催日について、実行委員会ではどのように協議され、この2月1日の開催を決定されたのでしょうか。

また、今後のまつり開催については、開花状況によって時期を調整していくのでしょうか。温暖化を考慮して、当面2月1日に固定するのでしょうか。年によって開花状況を予想して変更するのでしょうか。それによって、開催時期の毎年異なることによって影響を受ける業種もあると聞いております。来年度以降の開催について、実行委員会での協議はどのようになされるのか、その辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの開催期間の変更についてお答えします。

これまでの今回の開催時期の経緯につきましては、実行委員会の協議の中で決定をし、今回の決定については昨年6月の実行委員会で決定をさせていただきました。結果として、今回は開花が遅れてしまいまして対策を余儀なくされました。

これまでは、開花が早いこともありまして、開催時期を早めたわけですが、私は今年のようなことは今後は減多にないものと予想はしております。また、お尋ねの実行委員会での協議については未定でございます。

お尋ねの時期等の考え方につきましては、担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 今回の開催に当たりましての実行委員会での期間の変更について検討された考え方といたしましては、開花時の予想や様々な要件に左右されず、観光としてツアーへの宣伝とか、そういった面では、2月は河津桜という分かりやすいイメージを発信するということが大切じゃないかということで話し合われました。2月の河津桜ということは、今回の河津桜のポスターのキャッチフレーズも見ていただければ分かる通り、伊豆は河津桜と銘打っております。これはこの季節の伊豆の主役は河津桜でございます。ですから、2月は河津桜というイメージを大切に、そういったいろいろな様々な開花要件に左右されずということで、今回はこの期間になったものでございます。

今回、先ほど町長言われていましたように、開花によって様々な対応をしなければならな

くなっただけですけれども、今回このような対応が取れたということは、コロナ禍にあっても昨年以上に安全に桜を楽しんでもらえたのかなと思っております。

また、開花状況や人出を見ながら様々に皆さんが対応してくれたということは、このまつりをフレキシブルに皆さんができる経験をもってできるということも分かったと思います。ですので、こういったことは今後の観光にも必要なことだと思っておりますので、今回はそのような対応ができてよかったと感じております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） まつりの開催があしたから河津桜まつりが始まりますと全国ニュースでも言われているという、このような知名度もあります。これだけ大きなおまつりになったということを考えてみますと、まつりの全国ニュースにもなるというまつりですので、この開催時期を固定化していただいて、2月1日、先ほど課長のおっしゃったように、2月は河津桜ということで全国にも定着すればいいなと思っておりますので、ぜひとも2月を桜まつりの期間ということで定着して、固定化していただければいいかなと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、それに関連して、今年は桜の開花がずっと遅れたということで、今日あたりもまだ非常に多くのお客さんが河津桜を散策して歩いております。本年度は各種の感染症対策を実施し、まつりの開催期間を終えましたが、見頃は3月になっても続いていますし、平成23年、24年は春うららまつりとして1週間程度開催して延長していました。その間の平成23年度は約21万人の花見客がこの春うららまつりに訪れていたそうです。まん延防止期間は続いておりますけれども、ライトアップなどは昨日の3月6日まで行うということでしたが、延長期間中はどのような対応を取ったのでしょうか。

桜はまだまだ咲き誇っております。まつりが終わったからといって、延長期間が終わったからといって、再び無秩序な状態にならないよう、今後実行委員会、運営委員会ではどのような対応を取っていくのでしょうか。

また、本年の開催により、得た教訓があれば、お教えください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、開花が遅れたことに対する対応ということで、これについては前問で少し触れておりますけれども、詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 開花が遅れたための対応ということで、先ほど来述べさせていただいておりますが、3月に入って言われたとおり見頃が続いておりまして、来客もございました。このようなことは当然花が遅れた時点で予測されておりましたので、対策を行う必要があるということで、運営委員会で協議の上、様々決めてまいりました。

3月に入っては人出を見ながら管理体制を維持することとしまして、駐車場、トイレの見回りなども維持しておりました。また、ライトアップにつきましても、混雑状況を見て巡視員がその都度出て人員整理に当たっております。

コロナ禍にありまして、先ほども言いましたけれども、この桜まつりを安全に運営していくためには、こういったまん延防止措置が取られる中、安全を担保することができたということは、本当に皆様のご協力のおかげだと思っております。伊豆の一大イベントであります桜まつりの開催については、本当に各ほかの市町からもお礼を言われたということで観光協会からは聞いております。ですので、こういった経験は今後とも重ねていながら、よりよいまつりにできたらなと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） まだまだ桜は咲いておりますので、お客様は見えられることと思えます。ぜひとも巡回、これら人出の状況を見ながら適宜実施していただくようお願いしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2問目は、伊豆縦貫自動車道開通後の対応についてです。

発表では、来年度中、すなわちあと1年以内で伊豆縦貫自動車道河津・下田間の一部が開通される予定だとされております。一部開通とはいっても、町民にとっては待望の開通であります。すなわち開通すれば工事が終わってしまいます。開通すれば一定期間工事の撤収作業、これがありますけれども、それが終われば国交省の現地事務所も撤収してしまうものと考えております。開通後、住民の要望、これについてはかなりあるものと思えます。

工事周辺の住民は、これまで重機による作業の騒音や振動、大型車両の通行による騒音や振動、発破による振動や騒音、粉じんの飛来、地形の変化による風向きの変化、川水の濁り、これらもありました。しかし、住民の地域の皆様も待望の縦貫自動車道開通のため、これまでじっと我慢してきてくださった、これがあります。場所によっては、壁や地盤などのコンクリートのひび入りや石垣が崩れた場所もあり、その都度工事を実施している業者や沼津河川事務所の担当官に連絡して補修をしてもらっていたそうです。壊れてしまえば修理や補修

を依頼できますが、石垣、自然石の積み上げた石垣ですね。石垣のふくらみや積み石のずれなど、長期にわたる工事の影響で徐々に変形しているといったものも多くあります。因果関係が分からないからとか、工事前の状況と比較できないなどと、なかなか工事が原因でそれがこうなってしまったということが解明するのが難しい点があると聞いております。

工事の説明会のとき、河津町の役場の職員が相談事があれば役場の建設課が窓口になりますと大きな声で言ってくださったことが安心できたよという声も聞いておりますが、来年度中、仮称ですが、河津・逆川間が開通すれば、工事による振動や騒音といった問題はなくなります。しかし、通行車両による騒音などが予想されるかもしれません。これまでの工事により、石垣の変形など地盤が変形したりして、少しの雨や軽い地震でも崩落や土砂崩れなどが予想される場所もあるそうです。これまでは周辺にいる作業員、下田の事務所に通報していたのが、工事の撤収が終わればどこに相談していいのか、住民には分かりません。

さらに、開通後は車両の通行による騒音などが発生するかもしれません。異常を感じたときにはどのようなことをすればいいのですか。町の対応、これについてお教え願いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の伊豆縦貫自動車道の対応について、要望対応についてお尋ねですので、お答えします。

繰り返しになりますが、伊豆縦貫自動車道河津・下田道路のⅡ区間6.8キロメートルのうち、（仮称）河津インターから（仮称）逆川インター間の約3キロメートルが議員がお尋ねのように工事が順調に進めばという条件付きでございますが、令和4年度中に供用開始になる予定と国より発表されております。令和4年度の国の当初予算案では、この工事に向けては開通に向けての2期工事に約59億円から74億円の経費が見込まれております。

これまでの工事による粉じんや騒音、振動などにより関連する諸問題に、町としてもその都度国や県に要望や対処をお願いしてきました。それぞれ工事区間の町民の皆様にはご迷惑する点もあったかと思いますが、先ほど議員のお尋ねの中にもありましたけれども、これからもお尋ねの心配な点があれば、役場が窓口となって対応をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 町長の口から、役場が窓口になるということ言ってくださったとい

うことで、住民の方も安心していただけるのではないかなど、このように考えます。実際に私も見せてもらいましたが、大鍋地区の石積みなんかがずれているというのも見させていただきました。これらも今後何かちょっとした振動で崩れてしまう可能性もありますので、それらの対応についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

この後、今、昨年都市計画が発表され、天城越えルートの路線も昨年中に発表されるなど、今後は天城越えルートの建設が進んでいくと考えられます。周辺の環境に影響を与えないよう工事を進めていくための環境調査も実施されていくものと思ひます。工事により、周辺の施設や、特にワサビ沢などの生活に重要な施設が被害を受ける可能性も考えられます。環境の変化、施設への影響は、工事によるものかどうか判断が難しくなってくると思ひますけれども、振動による石垣の崩壊や変形、トンネル工事による湧き水の減少、日照不足による作物への影響などが考えられます。予想される影響、これについては予想が難しいところもあるんですけども、それに対応するため、住民のできる自衛策というか、工事前の様子を残す。工事が終わったときにこんなになってしまったよと、このようになってしまったというようにことを証拠として残すために、どのようなことをしておくべきなのか、分かる範囲で結構ですので、お答え願ひたいと考えております。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの天城峠ルートがこれから始まる予定となっておりますけれども、住民の取るべき対応はということでご質問ですので、お答えします。

確かにこれまでもそうですけれども、心配事いろいろあるかと思ひます。当面は環境アセスメントですとか、都市計画決定などを踏まえて、具体的な該当用地は買収事業に入るものと思われます。当面はその関係者やその周辺の方々には、国より当然説明会が行われると思ひますので、いろいろな疑問点や心配事については、特に聞いておくことが大事であると思っております。

お尋ねのいろんな点については、全体の取組などについて担当課長より答弁をさせます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、現時点での天城峠ルートの関係する住民の取るべき対応はということのご質問ですので、そちらについてお答えをさせていただきたいと思ひます。

町長の答弁と重複する部分があるかと思ひますけれども、ご容赦願ひたいと思ひます。

現時点ですけれども、まだこちらの天城峠道路区間につきましては事業化前ということですので、取るべき具体的な対応についてということで明確に今の時点でお示しすることは

よっと難しいものと考えております。

ご存じのとおり、伊豆縦貫自動車道の天城峠道路の区間については、都市計画や環境影響に対する手続を行ってございまして、新規事業化に向けて建設促進の期成同盟会により要望活動を実施しているような段階となっております。本線の位置につきましては、都市計画の原案説明会等で公表されてはおりますけれども、工事用道路も含めまして、どのように工事が進められていくのかなどについては、事業化された後に事業説明会や工事説明会などで明らかになっていくものと思われまふ。国が実施する大規模な事業となりますので、様々なリスクを考慮した上で進めていくものと理解してございまして、説明会などが実施される際にはご出席いただきまして、心配される点、懸念される点などについてその場でお話しいただくのが現時点では最善の策ではないかなと考えてございまして。

あと、さきの質問で町長の答弁の中にもありましたけれども、なかなかどこに聞いていいのかわかりな面というのは当然あるかと思ひます。その際に、いきなり国のほうに聞くというのは非常に敷居が高い面もあふりまふので、町長の答弁もあつたとおひ、建設課のほうに一度言っただけであれば可能な限り対応したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 国のほうに相談に行くというのは非常に敷居が高いということで、非常に住民の考え方を分かってございましてありがとうございます。建設課が窓口になっていただければ知つた方もあふりまふので、住民の方も相談しやすいのかなと考えてございまして。

天城越えルートにつきましては、トンネルの部分が特にぐるっとワサビ沢の周辺を回つていふところもあふりまふ。施設そのものが石垣であつたり、湧き水を使つたりしていふことで、トンネルの建設については水量の変化、それから地盤の緩み、これなどが非常に考えられてございまして。環境調査の結果、危なくないような方法でやつてもらつて、造つていふてもらえと思つてございまして、住民、ワサビ生産者も縦貫道の完成には非常に期待していふところもあふりまふので、みんな相談に乗つてございすればいふろんな意見が出るかと思ひますので、そのときには建設課、役場の担当課が窓口になって相談に乗つていただければ、住民にとつては心強いのかなと思つてございまして、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

過疎対策についてということですが、特に集落支援員について質問したいと思ひます。

昨年、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法により、河津

町が過疎地域に指定され、河津町過疎地域持続的発展計画を定めました。過疎地域に指定されたことにより、道路建設や公共施設など整備事業はこれまでよりもスムーズに進めていくことができると思われます。町政懇談会の中でも、過疎地域に指定されることは過疎債の発行など利点もあるが、過疎という言葉にマイナスのイメージは大きいとの意見もございました。過疎化が進むこと、すなわち同時に住民の高齢化も進んでいきます。発展計画の実施すべき施策の集落の整備の中に、集落支援員事業があります。

集落支援員についてです。集落支援員は地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握などを実施するとされています。財源として、支援員1人当たり430万円を上限に特別交付税措置とされており。内容として、集落の点検、集落の在り方についての話し合いとされ、必要と認められている施策として、地域交通の確保、都市からの移住交流の推進、特産品による地域おこし、農産漁村教育交流、高齢者見守り、伝統文化継承、集落の自主的活動への支援などが挙げられております。

河津町も過疎化とともに高齢化も進み、これらの施策をすぐにも実施していただきたいのですが、町はどのような方針でこれらを考えているのでしょうか。その方針が決まっているならば、お教え願いたいと考えております。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、過疎対策について、集落支援員についての町の方針はということでお尋ねですので、お答えします。

集落支援員制度についてはお尋ねのとおりでございますが、状況等についてお答えをいたします。

私も数年前に広域連携会議の中で集落支援員制度についての資料提供がありまして、同じ総務省の関連事業であります地域おこし協力隊事業と比較をして検討をしたこともあります。

この制度は平成20年度に導入をされ、いろいろな活用事例があります。賀茂地域では、以前西伊豆町でこの制度を使い、空き家調査、地域カルテ作成、住民アンケート等の実施等、基礎調査を実施をして住民に提供した事例があるようです。

集落支援員制度の目的は、集落の点検や状況把握が基礎的活動でありまして、一方、地域おこし協力隊員制度の目的は、地域に居住をして幅広い地域協力活動でありまして、共通の目的としては、地域課題の解決、地域おこし活動であります。それぞれの目的の違いや共通点もありますが、現状では移住定住などを含め、町としては町全体の課題解決を目的に、地

域おこし協力隊制度を活用している状況であります。

集落支援員制度については兼務制度もありますので、この点も踏まえてどのような活用が考えられるか、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） まだ具体的な施策、対策が決まっていないということですが、先ほど町長のおっしゃったこと、それと私の先ほど調べてきたことによりますと、地域交通の確保だとか、都市からの移住計画だとか、特産品による地域おこし、高齢者の見守り、これらについては、これまでも過疎地域に指定されていない段階で地域おこし協力隊を求めたりとか、それからNPO法人による空き家バンク、これらの方策だとか、地域おこし協力隊の活動、それから町バス、これの活用などといったそれに近い形の活動はされているわけですが、これらの活動が先ほど言った集落支援員の目的とされている活動と一致する部分がかかなり多いところがあると思います。それらの団体がこれまでに築いてきたノウハウ、これがあると思うんですけれども、これとのマッチングというのを今後していくことによって、もっと住民サービスというかそれに近づいた、高齢化が進む中で対策が必要なのかなということを考えますので、これについてマッチング等について、町長、どのようにお考えになっているのか、その辺を回答願いたいと思えますし、それについて対応をお教え願いたいと思っております。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 連携といいますか、マッチングのことについてお尋ねですので、お答えします。

今現状としては地域おこし協力隊を中心として町の事業を進めているというのが現状でございます。ただ、議員がおっしゃるように、支援員の役割もあるわけでございますけれども、その中で支援員の中では兼務することもできるというようなこともあるみたいでございますので、その辺が少し研究してみる余地があるかなと。例えば、さっき言われた団体の事業をやりながら兼務ができるかどうかとか、そういうことによって連携が取れる可能性もあるのかなという、そういう面では研究するに値するかなと思っております。そういう中で、政策立案の中で今後そういう状況把握ですとか提案など、人材をどうやって活用するかとこれからも研究を進めていきたいと思っておりますし、例えば私が言った集落の問題ですとか、集落支援員制度、あるいは日本の状況ですとか、協力隊の状況などについては担当課長が答弁

いたしますので、私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから現状での集落の問題、それから集落支援員制度、それから地域おこし協力隊の現状について初めに説明をさせていただきたいと思います。

まずは、町の高齢化率といったものでございますが、直近で言いますと、令和4年の1月1日現在では42.7%となっており、地区ごとの高齢化率でも50%を超える地区、中には50%の後半といった地区もございます。また、子供の出生数も年々減少傾向であり、少子高齢化がほとんど進んでおり、人口減少により地区での行事、それから各種活動といったものが厳しくなっているといったのが現状というふうに理解をしております。

そういう中で、集落支援員の活用ということですが、まず制度について説明を少しさせていただきます。

集落支援員は、人口減少と少子高齢化により生活扶助能力の低下等の様々な問題が起きていることから、住民と行政が連携し、集落の問題解決に取り組むことを目的としております。渡邊議員からも説明をいただきましたように、地方自治体が地域の実情に詳しく、集落の推進に関してノウハウ、それから知見を有した人材を集落支援員として委嘱することができます。集落への目配りとして、集落の状況把握、集落の点検、住民と住民、それから住民と地方公共団体での話合いの促進等を実施していくこととなっております。専任の集落支援員、または兼任の集落支援員を置くことができ、兼任の場合については活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上とされております。全国では令和2年度に専任の集落支援員が1,746人、兼任は3,076人が活動をしているそうです。

また、委嘱の方法、それから期間、名称等につきましては、地域の実情に応じて弾力的に対応してよいとされております。また、集落の捉え方としまして、集落対策を講じる際の基本単位は地域の実情に応じ、施策の実施、検討する場合に最もふさわしい基本地域単位として柔軟に設定して差し支えないとされております。これは、例えば集落、組、行政区といったもの、または大字、小学校区など、必ずしも行政区を対象とするものではありません。

また、地域の課題、問題解決の一つとして、先ほどから言います地域おこし協力隊制度がございます。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地域産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援、それから農林水産業への従事、住民支援など、地域活動を行いながら、その地域への移住定住を図るものでござ

います。任期につきましては1年以上3年未満とされております。令和2年度に全国では約5,500人の隊員が活動しており、国では令和6年度までに8,000人に増やすことを目標としております。

町では現在4名の地域おこし協力隊員に活動をお願いしております。移住定住支援、それから鳥獣害対策、ふるさと納税、ワーケーション施設の運営等の業務を行っていただいております。本年度末で2名の隊員が任期を迎えるということですが、その方々につきましては、町内で現在と同様の仕事をいただけるというふう聞いております。

令和4年度に向けまして、5つの項目で隊員の募集を現在行っております。1つ目としまして関係人口創出コーディネーター、それから2つ目としましてワーケーション等推進業務、3つ目としまして6次産業化推進事業の企画、それから4点目としましてスポーツ振興事業、5点目としましてその他必要と認めた事業ということですが、これらの隊員を募集しまして地域おこしを進めたいというふうに思っております。

集落支援員は、先ほど言ったとおり集落の点検や状況把握が基礎的な調査の活動ということでございまして、地域おこし協力隊は、地域に居住して幅広い地域協力活動をするものでございます。共に地域課題の解決、地域おこしが活動内容となります。今後各種機関や団体との連携を図りながら、集落支援員、地域おこし協力隊との業務の分担、次世代へ引き継ぐもの、それから残したいもの、それから新しい発想、新しい気づきといったものをうまく組み合わせながら、まちづくりに生かしていきたいというふうに思っております。先ほど議員から言われました各種団体のやっている業務、町で単独でやっている業務等もございまして、それらも今後業務の分担等をどちらがするのかとかそういったことを今後検討していければというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 丁寧にありがとうございました。

地域おこし協力隊、これ先ほど課長の説明にもありましたけれども、今年の3月末で2人が抜けてしまうということで、その人たちも町の集落支援員という形にも見方を変えればなるのかなとは考えますけれども、それらの方もぜひ募集をして充実させていただければいいかと思ひます。

いろいろな面で過疎債が活用できるということで、いろいろな活動ができるよということをいろいろな場面で説明はされておりますけれども、ハード面では過疎対策進みやすくなって

きたのかなと考えますけれども、高齢化は加速度的にどんどん進んでおります。集落支援員の制度、これをせつかくある制度ですので、早急に活用していただいて、高齢化になった集落も暮らしやすいまちづくり、これになることを願っております。ぜひとも集落支援員の制度、これを活用して支援員を早く配置していただきたいものと考えております。

以上で、私からの一般質問は終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問が終わりました。

午後3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

9番、渡邊弘議員。

[9番 渡邊 弘君登壇]

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘です。

令和4年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問は次のとおりです。1件目、副町長人事について。2件目、ブランド認定事業について。3件目、マイナンバーカード利用について。4件目、都市計画道路浜峰線の進捗状況と今後について。町長及び担当課長の答弁を求めます。

では、質問をさせていただきます。

まず、副町長人事についてお伺いをいたします。

副町長が12月22日に辞任をされ、その後、空席となっております。なぜ速やかな人事がさ

れないのか、また、退任は予定をされていたと思いますが、後任の準備はされていないのか伺います。2件、よろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、副町長の人事についてお尋ねですので、お答えします。

まず、速やかな人事がされないのか、あるいは準備はされていなかったのかという2点についてお答えします。

副町長の人事については、私の選任事項でございます。副町長は、地方自治法で規定をされておりまして、要約をしますと、4年任期で、職務は町長を補佐し、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の事務を監督し、町長の職務を代理するとの規定があります。私は、必要な職責であり、できるだけ早い時期に人選できればと考えており、決まり次第、議会へ提案し、同意を求めたいと思っております。

準備ができなかったかということでございますが、人選中ですが、議員がおっしゃるようなことは、そう簡単に決められることでもなく、現在まで人選ができていない、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そういう中で、町長としては、先ほど副町長のお仕事の内容等もご説明いただきましたけれども、町長としては、どのような人材を今、求めているのか。もしよろしかったら教えていただければありがたい。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問は、どのような人材を求めているかという私の考えということでございますが、先ほど言ったとおり、自治法の規定どおり、その職務に適した人でありまして、人格、見識、信頼の厚い、私の補佐役として責務を果たしていただける人が適任だと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そこで、また伺ってまいります。

町として、今のような空席でよいとお考えになりますか。また、町長の不在時の対応はどのように考えているのか伺いたいと思います。

また、副町長不在のために、町長という仕事は町のトップセールスマンに当たると思いま

すが、そのようなトップセールスマンに支障はないのか。また、そのような、私は、副町長は必要ないということは考えていないと思いますけれども、もしそのような考えが、必要ないというような理由があるのであれば、お教えいただければありがたいなと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 私の考え方として、空席でよいのかというようなことで何点かご質問だと思いますので、お答えします。

先ほど答えたとおり、空席でよいと思っておりますので、先ほど述べたとおりであります。

なお、不在時の対応といたしますか、トップセールスも含めてでございますけれども、特にトップセールス等で、事務等で支障があったとは感じておりません。不在時の対応についても、私が決裁等行っておりますので、特に滞ることなく、現在はできていると思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） これで、3問目で終わりますんで。ただ、やはり町の大事な行政の部分で、やっぱりリスクマネジメントはしっかりとした形でやっていくべきだと。いないときに、じゃ、誰が町長の代わりをするのかというのは、これは本当に大事なことだと思いますので、ぜひ早く人材を確保して、要は任命をしていただければなというふうに感じます。

それでは、次の質問に入ります。

次の質問でございますけれども、ブランド認定事業についてお伺いをいたします。

河津町においては、いまだにブランドの認定がされておられません。他の市町村においては、商工会議所、また商工会、町の産業振興課により地域ブランドの認定事業に取り組んでおります。県東部においては、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、伊豆の国市、函南町、長泉町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、東伊豆町と、ほとんどの自治体に取り組んでおります。何で河津町はブランド認定事業に取り組まないのか、ブランド認定事業の取組は議論をされたことがあるのか、そのようなことをちょっとお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目のブランド認証事業について、なぜ取り組まないのかという質問ですのでお答えします。

これまでに、河津ブランドを目指し、商工会主体で河津らしい特産物を活用した商品開発

を行った例が過去にありました。議員がお尋ねの地域ブランド認証事業は、その地域資源を活用して、地域そのものや地域の産品を認証して販売拡大や観光など、高い評価や期待を得る効果が期待されまして、実施されているものと思っております。つまり、地域の商品が売れるようになること、地域のイメージがよくなることの両方による好循環が期待をされまして、地域の活性化につながるものと考えております。

河津町の場合は、これまでの経過を見ますと、自ら開発をした商品を生み出すことにより、地域ブランド化と同じような効果が期待できるものとして、商工会など産業団体と町で取り組んできたのではなかろうかと思っております。

ブランド事業への取組の議論がされたかのお尋ねですが、私の知る限りでは、現在は議論されていないと思われまして。ただ、産業団体などで今後、議論されたりした場合には、検討をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 取組の趣旨としましては、地域における特産品、また地元の商品、また文化財、そのようなものを広く全国に情報発信をして、観光産業も含め、産業の活性化につながる、ふるさと納税などの利用の魅力にもつながる、そのようなことが要はブランド認定事業の根幹ではないかなというふうに思います。

実際問題、ブランド事業の取組の議論がされていないという今、町長のお話をいただきましたけれども、これされていないというのは、商工会がよくないのか、町の産業振興が要は手を抜いているのか、そこら辺の要はすみ分けもちょっとできないなというような感じがします。

そんな中で、今、河津町にブランド認定に必要などんな魅力があるのかということをお伺いしたいと思います。また、ブランド事業の立ち上げを要は町の指導で、例えばそれは、やるのは商工会であるかもしれないですが、要は町の指導でそういう指導ができないのか、取り組めないのか、そこら辺をもう1件伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど議員がお尋ねのように、地域ブランドといっても幅広い部分があるかと思えます。今までは地域の特産物を中心とした、ブランドということは、商品開発の面でブランド化に近いような事業を行ってきたと、そういうふうに思っております。

議員がお尋ねのように、河津町の魅力がいっぱいあるわけございまして、その活用をや

っぱり図るということは、とても大事なことでありますし、魅力を高めることだと思っております。例えば河津の特色や品質を表すような商品であるもので一定の基準をクリアしたものがふさわしいですとか、地域ブランドの基準を持って決めることが大事であろうかと思っております。方法としては、議員がおっしゃるように、地域ブランドの認証事業ですとか、以前やったような地域ブランド開発事業などが考えられるのかなと思っております。

お尋ねのようないろんな制度については、現在でも担当課で取り組んでいるものもございますので、担当課長よりその辺については答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、現在の取組状況ということでお話しさせていただきます。

先ほど町長言われましたように、これまでも生産物を基にした商標とか、そういったものの製品や加工品などの開発が主に行われていたと思っております。現在の取組といたしましては、様々な生産者の方、いろんな生産者の方が検証していく中で、それぞれに少しのロットでも独自の取組で生産物、自分の生産物とか加工品を取り組みながら、SNSや通販で、自分でブランド化といったような販路を求めて自らプロデュースするようなことがもう今、できる時代だと思っております。まず、それが1つあると思います。そういったことも、町としてはサポートをできるような体制は検討していきたいと考えております。

もう一つ、生産物としてのブランドとしましては、もう既に取組まれております。皆さんもご存じかと思いますが、例えば世界農業遺産の静岡水ワサビ、これはもうれっきとしたブランドでございます。そういった商標登録もされておまして、商標の確認のものにはこういったブランドマーク、これは規定の、一定の基準を満たさないと、もう認証されないとこれは押せないシールでございます。こういったものも含めながら、こう商品加工をしながら販売はされております。

これは県内のJAや生産組合、また静岡県などと皆さん、連合しておまして、ブランド認定として静岡水ワサビは、もう世界にPRされているものです。ただ、今、コロナ禍でいろんなPR活動が下火になってはいますが、また来年度以降も、これは継続してなされるものだと思っております。

また、そのほかの取組としましては、林業におけます政府森林認証SGECの認証、認証制度、そういったものを活用した中で、認証品、一つのブランドとして木材を販売するよう

な取組も行われております。

ですので、一時的に盛り上げたり、メディアに取り上げられたりというのはないんですけども、生産物のやっぱり市場や流通といったことを含めながらブランド化というのは考えていかなきゃいけないと考えております。そういったことも含めまして、これもそれぞれの業界として取組をしていただいたものにつきましては、その都度、私たちもサポートできるような体制は取りたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 課長、世界、ワサビの認定をされたとか、そういうお話じゃないんですよ。やはり河津町として、町として、ここずっと賀茂郡からどこまでブランド認定事業というのを取組んで、各商工会とか産業の町とか、そういうものに取り組んでいるんですよ。町自体。

要は、何でふるさと納税だとかそういうものに使う、商材だとかそういうのも基本的には、要はブランド認定の中で生まれてきたものを使っているんですよ。だから、そのブランドに認定するには基準がありますよ。例えば河津町でとれたもの、そういうものを使った商品だとか、そういうものを河津町の魅力として、SNSを使っても何でもいいんだけど、自分の町から発信をしていく、そういう事業が必要じゃないかと言っているんですよ。

だから、要は静岡県で認められているから、その品物は農業遺産であるから、それでいいんだよ。だけど、河津町で認定しているものでも何でもありませんよ。だから、本来河津町が認定したものをちゃんとした形でメッセージとして紹介していく、そういうことが観光産業の発展だとか地域産業の発展につながるんじゃないかなというふうに思います。

私の言っていることが、首かしげているから、多分、俺の言っていることは違うというふうに思っていると思います。でも、私は、そういうことが必要だと思って言っているんで、あと、経済産業省だとか特許庁において、要は地域ブランドの保護は地域団体商標保護制度でありとあって、特許庁では、地域団体商標で地域を守る取組を推進しています。

それで、東伊豆町の稲取キンメ、これは東伊豆町漁業協同組合でブランド認定を受けています。そのようなものがこの町の魅力につながります。極端に言うと、商品でなくて生産物であってもいいし、例えば河津町の温泉マンゴーであってもいいし、要は河津町の温泉自体が河津町のブランドになる。だから、そういうブランド事業をいかに立ち上げて、河津の魅力を日本全国、世界に向けて発信していくのがふるさと納税の活性化にもつながっていく、

そういうふうに思うんですが、町として、ブランド認定事業に支援、補助など、そのようなことを考えて取り組めるようなことは考えられますか。いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） このブランド認定事業、いろいろな角度から取り組むことができると思います。先ほど言ったように、商品的なもの、あと地元の産業に関連するようなもの、いろいろあると思います。その中で、私は先ほど言いましたけれども、やっぱり一定のルールとかそういうものは必要だと思っておりますので、そういう中で、そういう河津にふさわしいものが今後、そういう団体等の話合いの中でそういうものが立ち上げができて、それでそういう制度が進んでいく中では、補助等も考えていければなと思っております。

また、先ほど特許庁の関係で、地域団体商標の件も私も承知をしておりますので、その辺も含めて、例えば、私が聞いた中で三ヶ日ミカンなんかもしかそうだったような気がするんですけども、そんなことも含めて、地元らしい、そういう地域の生産物でブランド化できるものは、やっぱりそういう形で商標登録等もできれば一つの魅力になるかなと思っておりますので、そういう議論が進めば、その中で町としても考えたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 本当に、これ多分、やってないのは河津町ぐらいじゃないかなと思うんで、何とか商工会なのか観光協会なのか、要は南伊豆なんかはつい先だって、もうこんな冊子をつくって南伊豆に来た人たちには配るとか、そういうような町自体、町がどれだけお金出しているか分かりませんが、地域によっては、全然取組が違う取組をしていますんで、例えば松崎をとっても、栄久ボンカンか、こういうのをブランド認定して、要は松崎の特産品として売り出している。そういうものがふるさと納税の魅力につながっている。だから、そういう事業取組を実際問題として、要は町の指導の下にやってもらっても結構なんで、ぜひ取り組んでいただきたい、そのように思います。

次の質問に入ります。

次の質問は、マイナンバーカードの利活用についてお伺いをいたします。

マイナンバーカードを利用できることです。マイナンバーカードを取ってどんなことに利用できますかということと、交付率なんですが、国は41%程度と伺っております。静岡県、河津町の交付率は何パーセントぐらいでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3問目のマイナンバーカードの利用について、利用の状況等のお尋ねですのでお答えします。

今日の行政報告の中でも少し触れてございますけれども、マイナンバーカードの普及については、町も取り組んでおります。ある面では、思うように進んでいない面もあります。そういう中で、マイナンバーカードの利用促進を図るため、昨年の夏には、平日に来られない人のために閉庁日に、日曜日にワンストップ受付を行いました。また、今月には、今日の行政報告等にも述べておりますが、コロナワクチンの接種日あるいは税金の申告の日に合わせてワンストップ受付を行うなどの取組で普及を進めております。そういうことで、お尋ねの内容ですとか交付率については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、マイナンバーカードの利用内容について、具体的に何点か挙げてお答えします。

マイナンバーカードは、まず1つ目に、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます。

それから、2つ目に健康保険証としての利用申込みをすることにより、医療機関や薬局で健康保険証として使うことができます。今のところ、近隣でマイナンバーカード利用に対応している医療機関等は少ない状況ですけれども、今後は拡大していくものと思われます。

3つ目に税関係ですけれども、イータックスという、これは国税の電子申告納税システムですが、このイータックスを使ってオンライン確定申告をすることができます。イータックスで申告すると、紙での申告よりも還付処理が早くて、またマイナンバーカードを健康保険証として利用していた場合には、医療費情報が連携できるので、医療費控除の入力が簡素化できるといったメリットがあります。

4つ目に、コンビニ交付で住民票や印鑑証明、税証明などを取得することができます。コンビニ交付は、全国5万5,000店舗のコンビニ等に置いてあるマルチコピー機等のキヨスク端末といったもので、年末年始を除く6時半から23時まで利用可能なサービスでございます。河津町では、令和5年1月の提供開始を目指して準備を進める予定で、本定例会に予算を上げさせていただきました。

5つ目に、新型コロナワクチン接種証明書の電子版を取得することができます。新型コロ

ナワクチン接種証明書アプリでマイナンバーカードを読み取り、所要時間3分程度で24時間、365日いつでも取得申請できます。

6つ目に、行政手続のオンライン申請が可能になっていく予定です。政府が運営するオンラインサービスのマイナポータル上では、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできるようになるなど、今後、使い道が広がっていく予定となっています。

続きまして、マイナンバーカードの交付率についてお答えします。

令和4年2月1日現在、静岡県の交付率が42.1%、河津町の交付率は37.13%となっています。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 確かにマイナンバーカードをとっても、どんなことに要は使うのが便利なんだ、だから、基本的にマイナンバーカードを取る、交付率を上げる必要があるのかどうなのかというのちょっと不明なんですけれども、確かに健康保険証に使えると、使えますと言うんだけど、病院によっては全然使えない病院が今、たくさんあるんで、だから、実際問題、使用の環境を国のほうもただ言うだけで、しっかりサポートしていないというのが現実かなというふうに思うんですけども、そこら辺も含めて、今後のマイナンバーカードの普及と利用の促進について、また若干お話をしていきたいなというふうに思います。

地区によっては、コンビニ交付のサービスが実施されていない今、地区がございます。県内の部分でいきますと、県内35団体の中で4団体が利用できない状況にあるわけです。その4団体の中に河津町が含まれているわけです。来年度予算に、町長が先ほどお話いただきましたけれども、証明書等コンビニ交付の導入事業が385万円計上されまして、そうすると、今度は5年度から使えるような話を今、お伺いしましたんで、1年間かかるのかなというふうに思いましたけれども、それで、コンビニで各証明書、交付項目はどのような項目が利用できるようになるのか。

それに伴いまして、コンビニ交付事業につきまして、例えばコンビニで証明書を出せるようになるということは、コンビニのほうにやはりランニングコストがかかるのかな。だから、その事業を進めるに当たって、コンビニでランニングコストは年間幾らぐらいかかるのか、そこら辺、ちょっとお伺いできれば。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねのマイナンバーカードのコンビニ交付の関係でお答えします。

先ほど申しましたが、行政報告等でもその内容等については、一部、答弁等含まれる内容が入っておりますが、また、先ほど課長の答弁の中にも入っておりますが、今年度に予算計上をして発行業務を予定しております。これはマイナンバーカードの活用効果を図りまして、さらに住民の利便性の向上と、コンビニ交付をやることによってマイナンバーカードを普及していこうという2つの目的がございますので、そういうことで実施を今年度予算の中で予定しております。

これまでの理由の中にもあるんですけども、ランニングコストの問題が大きくこれまでもありましたので、それについては担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） では、コンビニ交付の証明書の発行項目についてお答えします。

全部で5種類にわたります。まず、住民票と印鑑証明、それから所得証明、課税非課税証明、納税証明の5種類の予定でございます。

続きまして、ランニングコストについてお答えします。

コンビニに幾らいくのかということなんですけれども、全体のランニングコストで説明させていただきますと思います。まず、導入の初年度から3年間は経費の2分の1が特別交付税措置されるということをご承知おきください。また、近隣市町の状況を参考に、月に30通のコンビニ交付利用があると仮定して計算しております。

1年目の令和4年度ですけれども、初期導入費が約210万円、システム使用料等の経常経費が約90万円で、これは令和5年1月導入からの3か月分となっております。そのほか諸経費が約85万円で、合計約385万円となります。このうち、先ほど申し上げたとおり、2分の1が特別交付税措置されますので、実質町の負担分は約192万5,000円と見込んでおります。これが1年目でございます。

2年目、3年目、令和5年度、6年度なんですけれども、こちらは経常経費が1年分で約364万円、その他諸経費が約74万円で、年間約438万円となります。このうち2分の1が特別交付税措置されますので、実質町の負担分は年間約219万円と見込んでおります。

4年目の令和7年度以降なんですけど、特別交付税2分の1がなくなりますので、年間約438万円が町の負担となる見込みでございます。

対して収入なんですけれども、証明書の発行手数料として収入入ってきますけれども、住民の方が支払う1通200円の手数料のうち、コンビニ委託手数料として117円をコンビニ等にお支払いし、残りの83円が町へ入る発行手数料となります。月に30通のコンビニ交付があるとして、1年目が7,500円、2年目以降が約3万円の収入となる見込みでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） これ今のを聞くと、費用的にも、町から出すお金についても、町は本当にメリットが少ないのかなというふうに感じました。これは実際問題、金額の話ではなくて、それを考えていくと、要は町の、例えば河津町の住民がどこに行っても証明書がもらえたり、そういうことが利便性につながっていく。例えば河津町に来たときに、コンビニでよその町の人たちが来て証明書を出そうと思ったら、河津町だけは出なかったよとか、そういうような感じになるのかなというふうに、それは違うんですか。ああ、後でいいです。もう終わっちゃうからね。

そんな形で実際問題、コンビニのマイナンバーカードの利用というのが確かに問題はあったのかなという感じはするんですけども、そこら辺も含めて、何でコンビニの交付事業の導入がここまで遅れてきたのか。要は、よその35市町はもう早くから取り組んでいらっやって、河津町とこの近郊の2町と、あと、ほかの1町が、4町が遅れた理由というのは、河津町が遅れた理由は分かりますか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 遅れた理由等でございますが、まずは、今回の当初予算に上げた理由というのは幾つかございます。その大きな理由が、国が特別交付税で措置ができたということでございます。2分の1、3年間ですけれども、それでも今までより交付税措置ができたということで、有利に働くのかなと思って、それが一つのきっかけでもあります。ただ、それも3年間という限定なものですから、令和4年度からやることによって、より早くやったほうがいだろうということでございます。

それと、先ほど課長が申したように、月大体30通ぐらいしか、今までの実績からいくと発行枚数が少ないということで、これまでは1枚当たりの単価が相当高い単価になってしまうといえますか、維持費等を含めると、そういう中で、なかなか導入に踏み切れなかったということがあります。今回の補助制度と、もう一つは、やっぱり国の方針の中でデジタルトランスフォーメーションということで、やっぱりそういうのを進めていこうという国の方針も

あるものですから、それも町の後押しとなって、今回このようなコンビニ交付に踏み切ったということがございます。

それでも、3年後と4年後からは四百何十万のお金が現実的にかかってしまうということもありますけれども、住民の利便性あるいは町外から来た人たちの、移住者の点もありますし、いろんな面で住民のサービスの向上につながっていくだろうということも含めまして、マイナンバーカード普及もまた付加価値がつかますので、そういうことで今回進めていこうということでも踏み切ったと、そういう状況でございます。

お尋ねの件は、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） すみません、1点、訂正をさせていただきたいです。

特別交付税措置なんですけれども、新たにできたものではなくて、締切りが4年度に開始して3年間で終わるということでございます。すみません、訂正します。お願いします。

〔発言する人あり〕

○町民生活課長（土屋典子君） ああ、はい、すみません。

コンビニ交付を提供している自治体のものをよそに行ってもとれるという仕組みですので、河津町は、今まで提供していなかったので外へ行ってもとれなかった。でも、提供している市町の方は、全国のコンビニでとれるようになっています。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

実際問題、やはりここまでコンビニでマイナンバーカードを使ってこういう事業が要はされるということは、確かにお金の問題もありますけれども、利便性のある町でありますよというようなことが町としての一つのアピールの度合いにつながっていくのかなというふうに思いますんで、そこら辺は踏まえた中でコンビニ交付をしていくべきじゃないかなというふうに思います。ぜひ早い時期に取り組んでいただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。

都市計画道路浜峰線、進捗状況と今後について伺いたいと思います。

まず、都市計画決定時期と、この都市計画道路を造る要旨、何でこの道路が必要なんだということと、要は今までの事業の概略、経費、経緯、そこら辺を教えていただければありがたいなと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの都市計画道路浜峰線のことについて2点ほどお尋ねですので、お答えします。

まず、これまでの進捗状況についてお答えいたします。

経過についてはご存じかと思いますが、改めて説明をさせていただきます。

浜峰線は、国道135号から県道下佐ヶ野・谷津線に至る延長2,840メートルで、うち県道との重複区間が233メートル含まれております。幅員は16メートルの都市計画道路で、伊豆縦貫自動車道インターチェンジから市街地を結ぶ主要幹線道路として位置づけております。平成16年までに国道135号から観光交流館まで約1,030メートルを整備し、平成24年に役場から県道下佐ヶ野・谷津線合流点までの約947メートルを県の道路事業として完成をしております。

残る役場から観光交流館までの未整備区間約630メートルについては、組合施行による区画整理事業を予定しておりましたが、地元の同意が得られずに、組合施行事業を断念した経過があります。その後、町において、主な買収対象予定者と折衝を重ねてきておりますが、具体的な進展がない状況であります。

都市計画の決定時期については、当初は昭和35年に決定をし、その後、変更を重ね、平成7年には計画道路の変更を行い、路線名もこれまでの浜田中線から浜峰線に変更を行いました。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 35年に都市計画の決定がなされて、延々とこの道路について、笹原の都市計画も含めてつながってきて、田中地区の要は都市計画も考えられたんですけども、それが地域とマッチングしなくて、その計画が挫折したと。

いろいろ変更がされてきていますよね。最初、大堰の辺のほうに、沢田のほうから大堰のほうに要は道ができる予定だったのかな。それが峰橋を造って上峰のほうに道が変わったという、基本的にこういう道路は、都市計画されると、よく聞いたんですけども、分かんないから聞いたんですけども、要は計画されともう変更できないんだよとかという話が、そんな話があからさまに出たりして、いやいや、そうじゃなくて、変更できるのであれば、もっと違う考え方ができるんじゃないかなと。

そのようなことを考えて今回の質問をさせていただいたんですけども、基本的にこの道

路は、やっぱり私は必要な道路じゃないかなというふうに思っているんですけども、何でこの道路がここでもう止まって何年も経過しているのか。それと、この浜峰線の都市計画決定道路の最初決めた道路というのは、何のために造られる道路になったのか。伊豆縦貫道の話とはまた違う、伊豆急の開通当時ですよ。この開通当時のこの道路が必要だという都市計画道路の必要性ですか、それはどのような考え方でこの道路が必要になったのか。これ、次の質問のときに一緒に教えてください。

それと、今、地権者と用地交渉が進まない状況、そういう状況があるのかなというふうに思います。そこら辺で、分かる範囲内で用地交渉が進まない状況も教えていただければありがたいと思うんですけども、あと、この地権者は1人じゃないですよ。全部で何人ぐらいの方が地権者なのか。そこら辺も教えていただきたい。

それと、今後、この地権者の方と交渉がまとまらない場合、今後、まとまらないというのは考えたくないんですけども、どのような対応をしていくのか。先ほどの話じゃないですけども、道路の路線変更、要は難しいところが地権者の話でもあったりして、路線変更というのは、もし最低必要であれば可能なかどうなのか。そこら辺も伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ね4点ほどあったかと思いますが、お答えします。

35年に都市計画決定したときのちょっと状況というのは、あまり私はよく分からないところもありますけれども、当然都市計画決定するには、それなりの手続をして決めたわけですので、想像するにですけども、現在の峰を通っている道路なんか狭くて、今の交通の状況等の部分で変形もあったり、そういう意味で、昔、よく中央道といったかと思うんですけども、そういう意味で道路改良の必要があって、当時、35年の当時に1本中央に広い道路が欲しいなということで決まったんじゃないのかなという想像はできますけれども、ちょっと詳しい記録がありませんので、それなりの手続を踏んだ中で都市計画決定した道路だと思っております。

それで、これまでの交渉が進まない点も質問の中にありますので、実は私も主な地権者と交渉に当たってきましたが、なかなか理解が得られない状況もございます。これまでのとおり、今後も交渉を続けて理解を得られるように努めたいと思っておりますが、お尋ねの路線変更等の可能性について、あるいは地域の状況等も含めて、担当課のほうで現在行っていることもありますので、その辺も含めて担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、ご質問の中の地権者のまず人数ということもありました。地権者の人数につきましては、詳細な設計による影響範囲などが確定していないことや、登記の確認による地権者数の確定などができていないので、おおよそということにはなりませんけれども、おおむね25から30名程度ではないかなと考えております。

また、地権者との交渉がまとまらない場合はどうするのかという仮定のご質問もあったんですが、こちらにつきましては、そのようにならないように引き続き交渉を行っていくというような形で考えております。

あと、道路の路線変更はできないかというところも質問の中にあつたんですが、現在、笹原側とこの役場の横、起終点という形に未整備区間に関してはなるんですけれども、そちらが完成されている状況となっておりますので、そちらについては大きく変更することはできないのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 交渉は、やはり今は、もう町が交渉するしかない。県の道でも、今の状況は、もう町が交渉するしかない。そうすると、今、町は、地権者さんとどのような形で交渉をしたり話し合いをしたりしているのかということ。

例えば、年に何回、要は交渉していますよとか、例えば、25人から30人の人たち、十把一からげで、要はその場所をつくって来てくださいと言ってやるのと、用地交渉って私、やったこともないんで、なかなか詳細がよくつかめないんですけれども、交渉の中は結構細かい秘密交渉みたいのがあるんで、どのようにしていくのかというのがよく分からないんですけれども、例えば1人の人が反対したからできないというんじゃなくて、ほかの人たちは要は交渉に応ずるよとか、そういう形もあると思うんですよ。だから、1人のところだけ進まないから全体に要は進んでいないよというのは、これは間違っていると思うんで、そこら辺も含めて、町の対応をしっかりとした形で見せていただきたいなというふうに思います。

交渉がまとまらない場合はと、想定なんで答えができないというのは当たり前のことなんですけれども、あと、その後でまたお伺いしますけれども、路線変更については、起点と終点は、要は変更できないと。ただ、真ん中はできるんでしょうね。そこら辺もちょっと含めて、この後の質問、回答のときをお願いしたいと思います。

それから、あと、町は、この道路も含めてひけると、田中地区の開発等も含めてどのよ

うに考えているのか、それも1件お伺いしたいと思います。

それと、あと、これがずっと引き延ばし、引き延ばしで、県の事業としては期限とかそういうものはあるのか、ないのか、それをちょっと伺っておきたいなというふうに思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

田中地区のことをどう思うかというようなことをお聞きですので、この道路は、現在では、伊豆縦貫道の将来的な関連道路として大変重要な路線だと考えておりますし、町にとっても、田中地区の皆さんにとっても、将来的に利活用が図られる道路でありまして、利便性が増すものと思っております。

これまでも地区役員の皆様とも打合せをしてきており、現状を踏まえて、今後の進め方でございますが、平成23年に地区住民や地区及び地区外の権利者36名の出席の下、全体計画について住民説明会を開催して意見を伺っております。ただ、その後、10年近くもう経過をしておりますので、また、関係者の中には世代も代わって来たりしておりますので、地区役員と今後の対応について打合せをしたいと考えております。

お尋ねの県事業との関係でございますが、平成24年に主要地方道下佐ヶ野・谷津線に関する現道部分の引継ぎについての覚書が交わされております。その中で特に期限は設けられておりません。現状の取組状況については、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、現在の取組状況になります。

現在の取組状況ですけれども、去年の秋頃より田中地区の役員の皆様と定期的に打合せのほうを行っております。町長の答弁でもありましたとおり、以前行った説明会から長時間が経過しておりまして、事業の内容や経緯について分からない方も出てきているということです。ですので、まずは、区の総会のほうにお時間をいただきまして、地区の皆様にも事業のまず概要を説明するところから始めていきたいなと思っております。

以前も行っておるんですけれども、時間もたっているということと、先ほど議員の質問の中にもありましたけれども、1名の方、1名というか数名の方が反対しているから進められないということで進めないというのはおかしいのではないかとこのところも確かにございまして、全体的に、この道路の必要性も含めまして、そのあたりの説明をするところから改めて仕切り直して、今年の総会にお時間をいただいて、まず説明をするところから始めていきたいと考えております。今後も引き続きまして、地区との意見交換などを通しまして、事業

理解に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

[発言する人あり]

○建設課長（山本博雄君）　そうですね。先ほどの路線変更なんですけれども、起終点で中間のほうはできるのではないかということなんです、16メートルの規格の道路で630メートルしか残りの区間がございません。そちらで、線形というんですけれども、ほぼ直線の道路の部分しか残っていないため、そこを大きく曲げるとかカーブをつけるというのは、ちょっと道路の形状的には現実的ではないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君）　9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊　弘君）　今のお話で630メートルの変更の問題、やはりはっきり言うと、もうクスノ木の近所のところの話もあったりするんで、例えばそのところの木の保護をやはりどういうふうにできるのか、例えば根っこに影響しないような工法ができるのか、そういうようなことも含めて、例えば曲げることができなければ、どう対処することができるのか、そういうこともちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

あと、この道路の最初の35年の都市計画道路の決定時期の話は、基本的には伊豆急がひけるときのことだと思うんですけれども、防災絡みでそういう話はなかったのかなというふうなこともちょっと伺ったりもしました。一応この件につきましては、やはり今までここまで遅れてきたのは、何だかんだといっても、やっぱりやる事業主体の要は町が基本的には熱くなって一生懸命取り組むしかないのかな。

確かに相手のある話なんで、駄目だと言われても、また行っても興奮して駄目だよとか、いろいろな話はあるんですけれども、やはり町がやりたいという前提の下にお話を進めていただくことが大事かなと。誰でも交渉事は、あまり難しいことは嫌だなと思うかもしれませんが、何とか進めて次の時代にお渡しできればなというふうに思いますんで、そこら辺も含んで考えて行動していただきまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（上村和正君）　9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

午後4時15分まで休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時15分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第6、発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

4番、遠藤嘉規議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。

上記議案を別紙のとおり、河津町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月7日提出。

河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、遠藤嘉規。

賛成者、河津町議会議員、大川良樹、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく仲里司、同じく塩田正治、同じく土屋貴、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

1枚おめくりください。

内容は朗読をもって説明とさせていただきます。

ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議。

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明確な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認できず、断固として非難する。武力により国の主権や人々の自由、生命を踏みにじる戦争は、死と破壊しかもたらさない。

本町議会は、ロシア連邦が直ちに戦争を停止し、軍を撤退するよう求めるとともに、世界平和の実現に向けて全世界が一体となって全力を挙げて取り組むよう強く訴える。

以上決議する。

令和4年3月7日。

静岡県賀茂郡河津町議会。

以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

3 月 8 日（火曜日）

令和4年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年3月8日(火曜日) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 2 | 同意第 1号 | 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について |
| 日程第 3 | 同意第 2号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第 4 | 同意第 3号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第 5 | 同意第 4号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第 6 | 同意第 5号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第 7 | 同意第 6号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第 8 | 同意第 7号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第 9 | 同意第 8号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第 9号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第10号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第12 | 同意第11号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第12号 | 河津町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第14 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度河津町一般会計補正予算(第8号)) |
| 日程第15 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度河津町一般会計補正予算(第9号)) |
| 日程第16 | 議案第 1号 | 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 2号 | 河津町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第 3号 | 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第 4号 | 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第 5号 | 河津町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 2 1 議案第 6 号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について
日程第 2 2 議案第 7 号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について
日程第 2 3 議案第 8 号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について
日程第 2 4 議案第 9 号 令和 3 年度河津町一般会計補正予算（第 1 0 号）
日程第 2 5 議案第 1 0 号 令和 3 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6 議案第 1 1 号 令和 4 年度河津町一般会計予算
議案第 1 2 号 令和 4 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第 1 3 号 令和 4 年度河津町土地取得特別会計予算
議案第 1 4 号 令和 4 年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第 1 5 号 令和 4 年度河津町介護保険特別会計予算
議案第 1 6 号 令和 4 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 7 号 令和 4 年度河津町水道事業会計予算
議案第 1 8 号 令和 4 年度河津町温泉事業会計予算
日程第 2 7 河津町議会議員定数等調査特別委員会委員長報告について
日程第 2 8 発議第 2 号 河津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 2 9 発議第 3 号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 3 0 発議第 4 号 河津町議会改革調査特別委員会の設置に関する決議

出席議員（11名）

- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 大 川 良 樹 君 | 2 番 | 桑 原 猛 君 |
| 3 番 | 渡 邊 昌 昭 君 | 4 番 | 遠 藤 嘉 規 君 |
| 5 番 | 上 村 和 正 君 | 6 番 | 塩 田 正 治 君 |
| 7 番 | 仲 里 司 君 | 8 番 | 土 屋 貴 君 |
| 9 番 | 渡 邊 弘 君 | 1 0 番 | 稲 葉 静 君 |
| 1 1 番 | 宮 崎 啓 次 君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

- 町 長 岸 重 宏 君 教 育 長 鈴 木 基 君

総務課長	木村吉弘君	企画調整課長	川尻一仁君
町民生活課長	土屋典子君	健康福祉課長	稲葉吉一君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	山本博雄君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	渡辺音哉君
教育委員会 事務局 局長	島崎和広君		

事務局職員出席者

事務局 局長	飯田吉光	書記	山田祐司
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより、議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎発言訂正について

○議長（上村和正君） 大川議員から、昨日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言の訂正の申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 異議なしと認めます。

1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 1番、大川です。

昨日の私の一般質問の3件目、「グランドゴルフ場の建設予定は」の中で、高齢化率39.8%で「4人に1人」と発言しましたが、正しくは、高齢化率39.8%で「約2.5人に1人」でしたので訂正いたします。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住所、河津町湯ヶ野192番地の4。

氏名、高崎美智代、昭和35年8月2日生まれ。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由を申し上げます。

現在、坪井由里子氏が委員を務めておりまして、坪井氏の任期満了により推薦をするもの
であります。高崎氏は61歳で福祉ボランティアのほか、スポーツ推進委員活動を長年にわた
り行っておりまして、地域の実情に明るく、地域住民からの信頼も厚く、また社会貢献の精
神が旺盛で、人柄も温厚であり、適任者であり、推薦をするものであります。

なお、任期は令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間であります。ご審議の
ほどよろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり推薦について適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦について適任とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第2、同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について。

河津町農業委員会の委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者又は認定農業者に準ずる者とするについて、議会の同意を求める。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

なお、詳細の内容については、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、同意第1号について説明させていただきます。

恐れ入ります。定例会資料の1ページ目をご覧ください。

町長が議会の同意を得て任命することとされました農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定によりまして、原則として認定農業者が農業委員会の過半数を占めることとなっております。

定例会資料の2ページ目をご覧ください。

次期河津町農業委員会の候補者につきましては、認定農業者及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号のイからヌまでに挙げる者を含め過半数を満たすことができないため、過半数要件の例外を適用し、認定農業者等、または認定農業者等に準ずる者を農業委員の少なくとも4分の1とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

反対するつもりは毛頭ないんですが、認定農業者の数がここ数年で明らかに減っているのは間違いないと思うんです。じゃ、なぜ認定農業者の数が減るかということ、増える人たちがいない。やっぱり認定農業者であるというメリットがない。そのことも踏まえて、ただ、農業委員会というのは、すごく重要なポジションにいることも重々承知しておりますけれども、実は、いろいろ議会のほうも定数削減とかというのを今回考えたりした中において、その農業委員会の定数削減というのをいずれ視野に入れるときも来るのではないかなと思うんですが、その辺についての町長のお考え、もしあれでしたらお聞かせください。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 塩田議員の言われるように、農業者の数の総体数が減ってくれば、当然全体としての定数につきましては、県のほう等、踏まえまして、減らすようにはなるかと思いますが、現状につきましては、しばらくはこの数で行く、推移するものと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、担当課長が申しましたけれども、農業を取り巻く情勢は大変厳しいということは承知しております。ただ、これまで農業委員会の役割として、やっぱり地区の状況をつかむということも一つの役割としてあるということで、これまで地区割等を中心としてやってきた経緯があるかと思えます。

今後は、今担当課長が申したように、状況によって検討すべき時期が来れば検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第1号 河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程の変更

○議長（上村和正君） 次に、日程の順序を変更し、日程第9から日程第13を先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

◎同意第2号～同意第6号及び同意第8号～同意第12号の上程、説明、
質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第3、同意第2号から日程第13、同意第12号までで、日程第8、同意第7号を除く都合10件は、同様の河津町農業委員会の委員の任命についてでありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なき模様です。

同意第2号から同意第6号及び同意第8号から同意第12号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第2号 河津町農業委員会委員の任命について。

同意第2号から同意第6号まで、また同意第8号から第12号までの件につきましては、担当課長より一括の説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

説明が長くなるようでしたら、着席して説明をしてください。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、同意第2号から第6号、第8号から第12号までを一括で説明させていただきます。

同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命について。

下記の者を河津町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町川津筏場115番地。

氏名、相馬圭一、昭和25年4月1日生まれ。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

本同意案件につきましては、河津町農業委員会の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるとでございます。

相馬圭一氏におかれましては、一般からの公募でございます。推薦理由は、長年、かんきつの栽培をしており、農業委員、農業に関する知識が豊富であり、平成31年度より農業委員を務めていただいております。農地等の利用に対しましても見識があり、適任であります。

以下、同意3号から同意6号まで、同意8号から同意12号までは、住所、氏名、生年月日、推薦理由のみを説明させていただきます。

同意第3号。

住所、河津町逆川152番地の2。

氏名、彦山和利、昭和28年1月9日生まれ。

彦山氏につきましては、逆川区からの推薦をいただいております。推薦理由は、地域の役員を歴任し、地域事情に通じており、農業委員に適任であるとのこと。

同意第4号。

住所、河津町梨本214番地。

氏名、板垣正利、昭和40年2月26日生まれ。

板垣氏につきましては、川横区からの推薦をいただいております。推薦理由は、認定農業者であり、ワサビ栽培を行っております。地域の事情に精通し、農業委員として適任であるとのこと。

続きまして、同意第5号。

住所、河津町田中7番地の2。

氏名、但馬一範、昭和32年7月5日生まれ。

但馬氏につきましては、田中区からの推薦をいただいております。推薦理由は、野菜栽培などを行っており、農業に関する見識も有しており、区の役員を歴任し、地域事情に詳しく、農業委員に適任であるとのこと。

同意第6号。

住所、河津町峰681番地の6。

氏名、村木貞一、昭和27年7月14日生まれ。

村木氏につきましては、一般公募から応募いただいております。長年、農業協同組合に勤務され、現在は2期6年にわたりまして農業委員会の委員長として河津町の農業に対しご尽力をいただいております。適任であります。

続いて、同意第8号。

住所、河津町沢田256番地。

氏名、後藤美南子、昭和34年10月14日生まれ。

後藤氏につきましては、一般公募からの応募でございます。前回の改選から農業委員をお願いしたところで、農業経験を生かし、引き続き女性の農業委員としての活躍を期待されており、適任でございます。

同意第9号。

住所、河津町峰730番地。

氏名、鳥澤正義、昭和34年10月9日生まれ。

鳥澤氏につきましては、下峰区からの推薦をいただいております。推薦理由は、長年にわたり農業協同組合に勤務し、共販など様々な部署を歴任し、農業の知識が豊富であり、適任であるとのことです。

同意第10号。

住所、河津町見高2255番地の51。

氏名、土屋常平、昭和26年6月12日生まれ。

土屋氏につきましては、見高入谷区からの推薦をいただいております。推薦理由は、長年、公官庁等におきまして農地関係にも従事し、現在は認定農業者としてかんきつ栽培を行っており、地域でも区長などを歴任し、農業に精通しており、適任であるとのことです。

同意第11号。

住所、河津町谷津318番地。

氏名、飯田隆一、昭和47年12月4日生まれ。

飯田氏につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項におきまして、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされておきまして、司法書士として専門的知識を有しており、委員をお願いするものでございます。

同意第12号。

住所、河津町見高454番地。

氏名、島崎孝行、昭和45年12月12日生まれ。

島崎氏につきましては、農業経営振興会からの推薦をいただいております。推薦理由は、認定農業者であり、かんきつ栽培を長年行っており、また地域においても区の役員を歴任し、地域の事情に詳しく、適任であるとのことでございます。

説明につきましては以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

なお、討論と採決は議案ごとに行います。

質疑につきましては、同意番号を言ってからお願いいたします。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今、7号が読まれていませんけれども、何で読まないのか。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 先ほど、議長のほうから日程の説明があったとおり、この同意案件につきましては、日程第8、第7号については先ほど言ったとおり除くということで、一括の中から除かせていただきました。日程変更ということで、この後、審議させていただきます。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第2号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第3号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第3号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第4号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第4号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第5号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第5号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第6号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第6号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第8号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第8号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第9号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第9号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第10号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第10号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第11号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第11号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

同意第12号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第12号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（上村和正君） 同意第7号について、渡邊昌昭議員が地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議終了まで退席を求めます。
暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

〔渡邊昌昭議員 退場〕

再開 午前10時23分

- 議長（上村和正君） 会議を再開します。

日程第8、同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（岸 重宏君） 同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命について。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

- 議長（上村和正君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（中村邦彦君） それでは、同意第7号について説明させていただきます。

同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命について。

下記の者を河津町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町大鍋292番地の6。

氏名、渡邊芳子、昭和37年10月8日生まれ。

渡邊氏につきましては、一般からの公募でございます。家業でありますワサビ栽培など、農業経験や農産物の加工など、意欲的に農業経営に関わっており、農業振興に期待されているところでございまして、また女性の農業委員としても適任であると思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 利害関係等の問題で、任命については席を外されたということでございます。利害関係がある人をあえて任命した、一般公募だからお願いしたいという理由はどういうものか。要は、利害関係があっても、お願いするべきはお願いするべきというふうにお考えでお願いしたんだと思うんです。理由をお願いします。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 利害関係といいましても、この同意についての利害関係という意味だと思います。

農業委員としては、一般公募で募集されまして、農業経営振興の認定農業者の家族であるということでありまして、そういったものに何ら触れるものはないと思っております。

以上です。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

○議長（上村和正君） よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 今の答弁で、同意に関して利害関係がないというような発言でしたけれども、そうではなくて、業務に直接の影響があるか、それに利害関係あるかということではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 議員活動としての利害関係ということであれば、その辺もこの案件に載せるときに調べさせていただきまして、その辺については抵触しないということで確認しております。

以上です。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 自治法の117条、ここに書いてあるのは、この同意を受ける方がやっぱり従事する業務に直接の利害関係のある事件についてということを書いてあるんで、やっぱりその辺をちょっと質問させてもらったんですけれども、この親族の考え方ですけれど

も、この親族は同居している者、あるいは同居していなくてもやっぱり引っかかってくるわけですね。その辺の確認です。今回の場合は配偶者ですから同居人ですけれども、例えば祖父母、あるいは子供、孫、この辺も引っかかってくると思う、今回のこの親族に関わってくるんですけれども、それが同居かどうかというその辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） すみません。除斥の理由につきましては、まず、人的な範囲ということで、自分ですね、自己配偶者及び二等親以内の血族に限っているということでございます。同居等につきましてはここには記載されておりませんので、その範囲ということでお願いいたします。

以上です。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 了解しました。

過去にもこういう事例がありまして、今回と同じような、そういうことがあって、やっぱり同僚議員もみんなでのこの辺は理解しておいたほうがいいかなと思って質問させていただきました。

今後とも、こういう事例が出てくる可能性があると思いますので、でき得ればこのような事例がないような形で選任をしていただければ一番よいのかなと思いますけれども、今回仕方がないということで、理解させていただきます。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

これより同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命について、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第7号 河津町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

〔渡邊昌昭議員 入場〕

再開 午前10時32分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第14、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河津町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

令和3年度河津町一般会計補正予算（第8号）について。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれました子育て世帯への臨時特別給付、5万円相当のクーポン給付について、同給付金は当初現金5万円とクーポン券5万円と、二度に分けて支給することとなっております。

しかし、10万円の現金一括給付が認められたことに伴いまして、クーポン券分を現金支給するために係る費用の補正予算であります。15歳以下児童手当支給対象の方の世帯に令和3年の年内支給とするために、専決処分にて補正対応とさせていただいた案件でございます。

次ページをお開きください。

河津町告示第183号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第7号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,399万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月17日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

単位は千円です。

款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

歳入。

14款国庫支出金4,250万円2項国庫補助金、同額でございます。

歳入合計4,250万円です。

次ページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費4,250万円2項児童福祉費、同額でございます。

歳出合計4,250万円でございます。

次の3ページ、4ページの事項別明細書、1総括については説明を省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明させていただきます。

単位は千円でございます。

14款国庫支出金2項国補助金1目民生費国庫補助金4,250万円2節児童福祉費国庫補助金4,250万円、子育て世帯臨時特別給付金補助金でございます。

次ページをお願いします。

3、歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費2項児童福祉費3目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費4,250万円18節負担金、補助及び交付金4,250万円、子育て世帯臨時特別給付金850人分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河津町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第15、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河津町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和3年度河津町一般会計補正予算（第9号）について。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、承認第2号のほうを説明させていただきます。

提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、生活等に困窮する方々に、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する特別給付10万円を実施するものに係る経費の補正予算であります。該当世帯に速やかに支給するために、専決処分にて補正対応とさせていただいた案件でございます。

次ページをお願いいたします。

河津町告示第2号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億799万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月18日。

河津町長、岸重宏。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

単位は千円でございます。

款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

歳入。

14款国庫支出金1億1,400万円2項国庫補助金、同額でございます。

歳入合計1億1,400万円。

次ページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費1億1,400万円1項社会福祉費、同額でございます。

歳出合計1億1,400万円でございます。

次の3ページ、4ページ、事項別明細書、1総括については説明を省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

2、歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。

単位は千円でございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 1目民生費国庫補助金 1億1,400万円 1節社会福祉費補助金 1億1,400万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費等補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費 1億1,400万円 1節報酬132万2,000円、会計年度任用職員の人件費でございます。3節職員手当57万6,000円、時間外勤務手当でございます。職員の時間外手当でございます。4節共済費22万8,000円、社会保険料21万5,000円、雇用保険料 1万3,000円、会計年度任用職員分でございます。8節旅費 8万5,000円、費用弁償でございます。会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節需用費47万7,000円、事業消耗品32万2,000円、印刷製本費15万5,000円です。事業消耗品については消耗品でございます。印刷製本費については申請書等の印刷でございます。11節役務費45万4,000円、通信運搬費28万8,000円、申請書の送付送料でございます。振込手数料12万1,000円、給付金の振込手数料でございます。新聞折り込み料 4万5,000円、周知に係る新聞折り込みの手数料でございます。12節委託料85万8,000円、システム改修等業務委託料でございます。給付に係るシステムの改修費でございます。18節負担金、補助及び交付金 1億1,000万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金補助金でございます。1,100世帯分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今回の非課税世帯の支給金額ということでございます。非課税世帯のほうに、要は「これはあなたに支払われますよ」というメッセージを出して、返ってきた人にこのお金が支払われるような感じになるのか、まずそれが1点と、この期間、期限はいつまで支払われるのか。今年度中に全て終わってしまうのか。例えばこれが4月にずれ込むのか5月にずれ込むのか、そこら辺の感覚をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（川尻一仁君） まず、この支払いの関係でございますが、住民税非課税の方に対してはこちらから通知を差し上げまして、その方から申請書を頂いて振込をするといった手続になります。

ただ、住民税非課税といっても、誰かに扶養に取られている方といった者は対象から外れるものですから、全部通知を出した方が全て対象ということではありません。そちらのほうの調査をしながら支給をするといった形の手続を取っております。

それから、最終的な支払いの期日なんですが、一応9月という形が最後となります。ですので、また後ほど出てきますが、繰越明許といった形も少し取らせていただきながら、この予算の対応という形を取らせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 要は、期間内の支払いと9月まで延びるということなんで、基本的には確かに繰越明許でやっていかないといけない。その数字の押さえ方がちょっとなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、基本的にはちゃんとした形で繰越明許を上げていただいて、処理をしていただきたいとそういうふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河津町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第16、議案第1号 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第1号 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第1号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

地方自治法の一部改正に伴いまして、町長等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定しようとするものでございます。

次ページをお開きください。

条例第 号。

河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 町長 6。
- (2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4。
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2。
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1。

定例会資料のほうに行って説明をさせていただきたいと思います。

定例会資料の3ページをお願いしたいと思います。

条例の制定の経緯でございます。

平成29年の地方自治法の改正に伴いまして、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額から地方自治法施行令で定める基準を参酌して、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができるということになりました。

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となります町長等の損害賠償責任については、軽過失の場合でも、町長等が個人責任としては多額な責任を追及されるということがあります。これによって大きな心理的負担を抱いて職務の執行において萎縮が生じる可能性等があることから、この萎縮効果を低減させる目的があり、これを踏まえて本町においても町長等の本町への損害を賠償する責任を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めるため、必要な事項を定めることとさせていただきました。

5ページをお願いいたします。

こちらのほうに参考資料としまして表がございます。

真ん中に棒グラフのようなものがございますが、損害賠償額の全体に、町長等が、町長の場合は年収額に6を掛けた、6を乗じて得た分が対象となりまして、その他の部分については免責されるということで、一番上の四角の白抜きの部分が除外をされるということでございます。つまり、要は6倍に達したものが上限と、賠償の責任の上限であるということでございます。以下、副町長等については4倍、農業委員会等については2倍、職員については

1年分というような形で、その他のものについての免責というような形になってございます。

当然、先ほども申しましたように、この条例の適用については、軽過失ということがございます。故意、または重大な過失があるという場合にはこの条例の適用を受けないということとでございます。

詳細については、その他資料がついておりますのでご覧になっていただければというふうに思います。

条例案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するということとでございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

この条例の制定について監査委員に意見を求めたところ、お手元に配付しましたとおり回答がありましたので報告いたします。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第1号 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第17、議案第2号 河津町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第2号 河津町課設置条例の一部を改正する条例について。

河津町課設置条例（平成9年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第2号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

健康福祉課は、新型コロナウイルスの対応や町民の健康・福祉・介護等を担っておるところでございます。次年度からは、子育て支援施設の管理運営など、業務の増加も想定されているところでございます。こうしたことから、業務を分割することによりまして、町民サービスの向上を図るというものでございます。

新設課の名称は、健康増進課と福祉介護課を予定しております。健康係と保険年金係を健康増進課で、福祉介護係と包括支援係を福祉介護課が担当する予定でございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町が設置条例の一部を改正する条例。

河津町課設置条例（平成9年河津町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（課の設置）

第2条 町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

- (1) 総務課。
- (2) 企画調整課。

- (3) 町民生活課。
- (4) 健康増進課。
- (5) 福祉介護課。
- (6) 産業振興課。
- (7) 建設課。
- (8) 防災課。
- (9) 水道温泉課。

でございます。

定例会資料の10ページでございます。

こちらのほうに新旧対照表がございます。こちら改正前は第2条第1項ということで号まで配賦しておりませんでした。改正等につきまして号を振ることによって、今後改正もしやすくなるということから、号を振らせていただくとともに、健康増進課と福祉介護課を入れるということで、そのような改正となっております。

条例案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和4年4月1日から施行するということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 事務の煩雑化を解消するというところで、大変大切な部分なんで、今の仕事の内容から見ると、やはり必要かなというふうに思います。

それにつきまして、例えば総務課の分掌事項だとか、そういうものが全部決まっているわけです。要は新たに課が分かれるということになるんで、課の内容を、例えば健康増進課はこういう事務を要は分掌をさせると、そういう部分がちゃんとした形でご提示いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） 事務の分掌については、この条例が改正されまして、決定しましたら、処務規則のほうの改正を行いまして、実行するということになっておりますので、こちらのほう決まりましたら、また議員の皆様の方に改正文を提出ということでご承知願い

たいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第2号 河津町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） すみません。私のほうで先ほどの同意案件で、同意第7号につきまして説明をしたところ、同意文書のほうの日付と町長名を読んでおりませんでしたので、追加して読ませていただきます。

同意第7号につきまして、再度読ませていただきます。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第18、議案第3号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第3号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） では、議案第3号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

令和3年の人事院勧告によります期末手当支給額の改定を令和3年度分も含めて、令和4年度に実施するものの一部改正案となります。

次ページをお開きください。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「、期末手当基礎額に、100分の127.5」を「、期末手当基礎額に100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

定例会資料の11ページをお開きください。

令和3年の人事院勧告の内容は、一時金、期末手当の支給月数を0.15か月分、再任用職員については0.1か月分です。引き下げる内容が主な内容となっております。

国のほうでは、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、経済対策の途上であったことなどから、令和3年12月の実施を見送ったところでございます。そうしたことから、ただ、人事院勧告は尊重すべきものでございますので、この令和4年の6月期のボーナスで令和3年分も合わせて引き下げるというような形のものでございます。

11ページの真ん中の一般職でございます。

令和3年度は、6月期、12月期とも1.275か月分が支給されてございます。令和4年度につきましては、6月期が1.2か月、12月期が1.2か月ということで、両期とも0.075か月分ずつ減らしまして、合わせて0.15か月を減らすということでございます。ただ、令和4年の6月支給分につきましては、令和3年の12月に支給されました0.15か月分、127.5分の15を乗じて得た額をもう既に3年の12月に支給してございますので、その分も合わせていますという内容でございます。再任用職員についても0.1か月分を割り振るといったような形でございます。

新旧対照表は12ページのほうにつけてございます。

議案のほうに戻っていただきたいと思っております。

附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置) というところでございます。

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の改正後の河津町職員の給与に関する条例第18条の2第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び河津町職員の給与に関する条例第18条の2第4号から第6号まで若しくは第17条の2第1項から第3項まで若しくは第5項又は河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下、この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

ということでございます。

この第2条は、令和3年12月に支給された分を6月から差し引きますよという内容のものでございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第3号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第19、議案第4号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第4号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第4号について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

河津町特別職の常勤の職員の者についても、令和3年の人事院勧告を一般職員と同様に実施するというものでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の205」に改める。

定例会資料のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

13ページをお願いいたします。

一般職と同様に、人事院勧告で期末手当支給額が0.15月引き下げることによって併せて、特別職の期末手当も同様の措置をするということでございます。一般職と同じように、令和3年の12月に支給したものについても、令和4年の6月の期末手当で調整するということでございます。

令和3年の6月期、12月期については、2.125か月の期末手当が支給されておりましたが、令和4年度以降につきましては2.05ということによって0.075か月、合わせまして0.15か月が減額ということになるものでございます。

その下の米印の令和3年12月の支給分につきましては、212.5分の15を乗じて得た額を差し引くという形になってございます。

条例案に戻っていただきまして、附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の改正後の河津町特別職の職員で常勤の者の給料与等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下、この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に212.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

ということで、第2条に令和3年の12月に支給した分を差し引くというような内容での附則という形になります。

説明は以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(上村和正君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(上村和正君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第4号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第20、議案第5号 河津町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第5号 河津町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について。

河津町立小・中学校設置条例（昭和54年河津町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） それでは、議案第5号 河津町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、児童数の減少により、東小学校、西小学校及び南小学校の3校を統合し、令和5年4月1日から新たに河津小学校とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例。

河津町立小・中学校設置条例（昭和54年河津町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1。

河津町立小学校。

名称、河津町立河津小学校。

位置、河津町笹原328番地の1。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

定例会資料15ページに新旧対照表をつけてございますので、参考としていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第5号 河津町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号及び議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第21、議案第6号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について、日程第22、議案第7号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について、以上2件は指定管理者の指定についてでありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第6号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について、議案第7号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について、一括上程ということでございますので、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第6号、7号につき説明をさせていただきたいと思えます。

議案第6号 峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定について。

峰温泉大噴湯公園の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、峰温泉大噴湯公園。

指定管理者、所在地、河津町峰539番地。名称、下峰区区長、長田育郎。

指定期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

続きまして、議案第7号 見高地区地域振興施設の指定管理者の指定について。

見高地区地域振興施設の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、見高地区地域振興施設。

指定管理者、所在地、河津町見高358番地の2。名称、見高地区地域振興施設舟戸の番屋運営組合、組合長、鈴木良久。

指定期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

まず、提案理由でございます。

峰温泉大噴湯公園につきましては、指定管理期限が令和4年3月末をもって期限を迎えます。その更新を行うものでございます。また、見高地区地域振興施設も同じく令和4年3月

末をもって期限を迎えますので、その更新を行うものでございます。

この指定管理につきましては、町指定管理者選定委員会を開催しまして、協議の結果、指定管理を担う意思が双方ともに確認をされましたので、公募によらないで指定管理者として指定管理をお願いするとしたものでございます。

今回の指定管理者の指定に関しましては、指定管理者選定委員会を1月17日、2月14日、21日の計3回開催をいたしまして事業実績等を審査した結果、上程をさせていただくという結論に達したものでございます。

また、指定期間の3年ということにつきましては、今はコロナ禍の中で、なかなか5年という長期にわたっての見通しが難しいという観点から3年という形にさせていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第6号及び議案第7号、以上2議案について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第23、議案第8号 静岡縣市町総合事務組合の規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第8号 静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年3月31日をもって養護老人ホームとよおか管理組合が静岡縣市町総合事務組合から脱退し及び静岡縣市町総合事務組合規約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第8号を説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

養護老人ホームとよおか管理組合の閉所に伴います手続の完了による脱退のための総合事務組合規約の一部を改正するものでございます。

養護老人ホームとよおかにつきましては、令和3年3月31日に閉所になってございます。令和3年4月1日から、その閉所に係ります事務手続を行いまして、令和4年3月末で完了するというに伴います脱退という形でございます。

次ページをお願いいたします。

静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約。

静岡縣市町総合事務組合規約（平成18年市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、養護老人ホームとよおか管理組合」を削る。

でございます。

定例会資料の16ページをお開きください。

新旧対照表をつけてございますが、こちらのほうから「養護老人ホームとよおか管理組合」

が削除されるということで、別表第1及び別表第2が同様の手続ということでございます。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は令和4年4月1日から施行するということでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第8号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第24、議案第9号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第9号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,015万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,814万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第9号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

会計年度末におけます事務事業の確定、または確定見込みによるもの及び前倒しをして予算を確保し、円滑に事業執行するための繰越明許費補正などの補正予算案となっております。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

単位は千円でございます。

款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

歳入。

1 款町税2,500万円 1 項町民税1,500万円、2 項固定資産税1,000万円。

13 款使用料及び手数料△563万円 1 項使用料、同額でございます。

14 款国庫支出金△429万1,000円 1 項国庫負担金△571万9,000円、2 項国庫補助金485万6,000円、3 項委託金△342万8,000円。

15 款県支出金△2,835万2,000円 1 項県負担金△477万2,000円、2 項県補助金△2,238万5,000円、3 項委託金△119万5,000円。

17 款寄附金2,535万円 1 項寄附金、同額でございます。

18 款繰入金△190万6,000円 2 項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金1,612万7,000円 1項繰越金、同額でございます。

20款諸収入△614万8,000円 5項雑入、同額でございます。

歳入合計2,015万円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費△95万2,000円 1項議会費、同額でございます。

2 款総務費5,632万9,000円 1項総務管理費6,796万5,000円、3項戸籍住民基本台帳費△134万2,000円、4項選挙費△1,029万4,000円。

3 款民生費△2,067万9,000円 1項社会福祉費△1,163万3,000円、2項児童福祉費△904万6,000円。

4 款衛生費53万5,000円 1項保健衛生費、同額でございます。

5 款農林水産業費△1,311万1,000円 1項農業費1,000円、2項林業費△1,311万2,000円。

6 款商工費△570万1,000円 1項商工費、同額でございます。

7 款土木費743万4,000円 1項土木管理費1,102万5,000円、2項道路橋梁費△198万1,000円、4項都市計画費△161万円。

8 款消防費△325万8,000円 1項消防費、同額でございます。

9 款教育費△44万7,000円 1項教育総務費△68万4,000円、2項小学校費29万円、3項中学校費△4万2,000円。

次ページをお願いいたします。

4 項幼稚園費21万3,000円、5 項社会教育費△25万円、6 項保健体育費 2 万6,000円。

歳出合計2,015万円でございます。

○議長（上村和正君） 総務課長、説明が長くなるようでしたら着席にてお願いします。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、着座にて説明させていただきます。ありがとうございます。

第2表でございます。繰越明許費補正です。

単位は千円でございます。

追加でございます。

款、項、事業名、金額の順に説明をさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費、総合行政情報システム導入事業264万円、公用車購入事業353

万5,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業3,500万円、2 項児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業100万円。

7 款土木費 1 項土木管理費、防災公園整備に伴う測量設計事業4,920万円、2 項道路橋梁費、町道奥原 1 号線（無名橋 1）調査設計事業299万2,000円。

繰越しの理由です。

総合情報システム導入事業につきましては、マイナンバーカード所有者の転出入の手續に伴いますワンストップ化の改修業務です。国からのシステム整備補助が 1 月に決定したことに伴い、本定例会で補正を行った後に繰り越して事業を実施するというごさいます。

公用車購入事業につきましては、町バスの故障によりまして、早期に購入するものごさいますが、半導体の不足により年度内の納車ができないというごさいますので、繰り越して事業を実施するものごさいます。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業につきましては、支給期限が 9 月末ということで申請の受付をしております。繰越しを行うことによりまして、円滑な給付事業の推進を図るものごさいます。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、昨年末から給付を開始しているところごさいますが、離婚家庭等に支給します支援給付金の追加項目の新設に伴いまして、申請期限の延長がありました。そのために繰越しを行うことによりまして、円滑な事業の推進を図るものごさいます。

防災公園整備に關します測量設計事業につきましては、公園整備に際し、周辺土地への状況や環境影響調査を 4 月から実施すべく、本定例会にて補正予算を上程しているところごさいます。所定の履行期限を確保し、事業を円滑に執行するために繰越しを行って事業を実施するものごさいます。

町道奥原 1 号線（無名橋 1）の調査設計事業につきましては、今年度、予算の範囲内で次年度事業を前倒しして行うことで、事業を円滑、早期に実施するというごさいます。そのため繰越しをして実施するものごさいます。

続きまして、歳入歳出予算補正事項別明細書、1 総括につきましては省略をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。

2、歳入でございませう。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款町税 1 項町民税 2 目法人1,500万円 1 節現年課税分1,500万円、現年法人税割課税分でございます。確定見込みによるものでございます。

2 項固定資産税 1 目固定資産税1,000万円 1 節現年課税分1,000万円、現年課税分でございます。確定見込みによるものでございます。

13 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料△75万円 2 節施設使用料△75万円、地域活性化推進施設使用料でございます。コロナ禍による利用者の減によるものでございます。

3 目商工使用料△445万円 2 節施設使用料△445万円、河津バガテル公園使用料△390万円、河津バガテル公園施設使用料△55万円、コロナ禍によります利用者の減が理由でございます。

5 目教育使用料△43万円 2 節学校開放施設使用料△18万円、夜間照明施設使用料（小学校）△2万円、中学校△2万円、屋内運動場使用料（小学校）△10万円、中学校△4万円でございます。コロナ禍による利用者の減でございます。3 節海洋センター使用料△25万円、体育館使用料△25万円、コロナ禍によります利用者の減でございます。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金△571万9,000円 1 節児童福祉費負担金126万8,000円、子どものための教育・保育給付交付金の確定見込みです。5 節児童手当負担金△698万7,000円、児童手当負担金確定見込みによります減です。

次ページお願いいたします。

2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金△9万6,000円 2 節児童福祉費国庫補助金△9万6,000円、子育て世帯臨時特別給付金補助金△67万円、保育対策総合支援事業費補助金△20万円、確定見込みによるものです。保育士等処遇改善臨時特例交付金77万4,000円、保育士等の賃上げに伴います処遇改善経費でございます。

3 目土木費国庫補助金24万2,000円 3 節道路橋梁等災害復旧事業補助金24万2,000円、道路橋梁等災害復旧事業補助金でございます。令和2年度の災害復旧事業の増高分の増額でございます。

5 目総務費国庫補助金471万円 1 節総務管理費補助金264万円、社会保障・税番号制度対策費補助金264万円です。マイナンバーカード転出入のワンストップ化に伴いますシステム改修分でございます。2 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金207万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。令和3年度、国の補助事業に対する地方負担分の補填分でございます。

3 項委託金 1 目総務費委託金△342万8,000円 2 節選挙費委託金△342万8,000円、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金△139万3,000円。参議院議員補欠選挙費委託金△203万5,000円、確定によるものでございます。

15 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金△477万2,000円 2 節重度心身障害者医療費負担金△200万円、重度心身障害者医療費負担金でございます。確定見込みによるものです。3 節児童福祉費負担金△116万5,000円、子ども・子育て支援給付費負担金です。同様でございます。9 節児童手当負担金△160万7,000円、児童手当負担金です。同様でございます。

次ページお願いいたします。

2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金△904万8,000円 2 節林業費補助金△904万8,000円、森林整備地域活動支援交付金△141万9,000円、森林環境保全直接支援事業補助金△762万9,000円、事業の取りやめによります減でございます。

8 目消防費県補助金△1,333万7,000円 1 節防災対策事業費補助金△1,333万7,000円、地震・津波対策等減災交付金でございます。3 地区の各地区への事業取りやめによる減額と防災公園整備に伴います設計事業の繰越しによります県交付金の減によるものでございます。

3 項委託金 1 目総務費委託金△119万5,000円 3 節選挙費委託金△119万5,000円、県知事選挙費委託金でございます。確定によるものでございます。

17 款寄附金 1 項寄附金 1 目一般寄附金2,500万円 1 節一般寄附金2,500万円、ふるさと納税寄附金でございます。確定見込みによるものでございます。

4 目衛生費寄附金35万円 1 節環境衛生費寄附金35万円、再生可能エネルギー等寄附金です。確定によります増でございます。

18 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金△190万6,000円 1 節基金繰入金190万6,000円、いきいき福祉基金繰入金でございます。老人保護措置費の確定によるものでございます。

19 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,612万7,000円 1 節繰越金1,612万7,000円、繰越金確定によります増でございます。

20 款諸収入 5 項雑入 1 目雑入△614万8,000円 1 節雑入△614万8,000円、文化の家太陽光発電電気料△11万4,000円、社会教育事業参加者負担金△31万4,000円、河津バガテル公園販売収入△600万円、確定見込みによります減です。賀茂地区指導主事共同設置負担金返還金18万円、こちらも同様でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費△95万2,000円 8 節旅費△95万2,000円、費用弁償でございます。確定見込みによるものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費△167万円 2 節給料△167万円、特別職給でございます。副町長の不在期間分の減でございます。

5 目電算費264万円12節委託料264万円、総合行政情報システム導入委託料でございます。マイナンバーカードの転出入ワンストップ化によりますシステム改修分でございます。

8 目地域づくり推進費1,012万2,000円 7 節報償費390万円、ふるさと納税寄附謝礼、11節役務費300万円、ふるさと納税取扱手数料でございます。12節委託料430万円、ふるさと納税代行業務委託料。この3節につきましては、寄附額のふるさと納税が増額になったことによります増でございます。18節負担金、補助及び交付金△107万8,000円、地区集会施設修繕事業費補助金△68万3,000円、空き家情報バンク活用支援補助金△39万5,000円、確定見込みによるものでございます。

9 目姉妹都市提携費△84万2,000円 8 節旅費20万3,000円、普通旅費でございます。13節使用料及び賃借料△52万3,000円、自動車借上料でございます。18節負担金、補助及び交付金△11万6,000円、児童交流参加引率負担金でございます。コロナ禍によりまして、白馬村との交流事業が中止になったものによります減でございます。

12目財政調整基金5,721万5,000円24節積立金5,721万5,000円、財政調整基金積立金でございます。確定見込みによる増でございます。

16目諸費50万円、18節負担金、補助及び交付金50万円、自主運行バス等補助金です。確定見込みによる増でございます。

次ページをお願いします。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費△134万2,000円、2 節給料△56万1,000円、一般職給。休職者等による減額でございます。12節委託料△39万6,000円、戸籍システム改修委託料でございます。改修スケジュールの変更によります減で、本年度実施しないということによります減でございます。18節負担金、補助及び交付金△38万5,000円、伊豆斎場組合負担金でございます。確定によります減でございます。

4 項選挙費 2 目選挙啓発費、財源更正でございます。

3 目からの選挙関係につきましては、全て確定によります減でございますので、節のみの説明とさせていただきますと思います。

3 目県知事選挙費△118万74円 1 節報酬△33万円、3 節職員手当費△8万9,000円、8 節旅費△20万4,000円、10 節需用費△55万9,000円、11 節役務費△3,000円、12 節委託料△1,000円、13 節使用料及び賃借料△1,000円。

4 目町長選挙費△560万8,000円、1 節報酬△103万3,000円、3 節職員手当等△201万9,000円、8 節旅費△6万3,000円、10 節需用費△57万3,000円、11 節役務費△101万6,000円、12 節委託料△2,000円、13 節使用料及び賃借料△25万3,000円。

次ページをお願いします。

15 節原材料費△5万5,000円、18 節負担金、補助及び交付金△59万4,000円。

5 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費△140万6,000円、1 節報酬△46万8,000円、3 節職員手当等△47万円、8 節旅費△15万6,000円、10 節需用費△9万7,000円、11 節役務費△14万7,000円、12 節委託料△1,000円、13 節使用料及び賃借料△1万2,000円、17 節備品購入費△5万5,000円。

次ページをお願いいたします。

6 目参議院議員補欠選挙費でございます。△209万3,000円。1 節報酬△43万4,000円、3 節職員手当等△62万6,000円、8 節旅費△21万4,000円、10 節需用費△55万7,000円、11 節役務費△8万4,000円、12 節委託料△1,000円、13 節使用料及び賃借料△3万4,000円、15 節原材料費△11万円、17 節備品購入費△3万3,000円。

次ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 1 万5,000円 4 節共済費 1 万5,000円、共済組合負担金、確定によるものです。

2 目老人福祉費△563万円 3 節職員手当等 2 万3,000円、通勤手当。職員の通勤距離の変更により増でございます。4 節共済費 6 万4,000円、共済組合負担金確定見込みによるものでございます。19 節扶助費△571万7,000円、老人保護措置費でございます。確定見込みによるものです。

3 目障害者福祉費△400万円 19 節扶助費△400万円、重度心身障害者医療扶助費でございます。確定見込みによるものです。

5 目国民健康保険費 8 万1,000円 4 節共済費 8 万1,000円、共済組合負担金です。確定見込みによるものです。

6 目介護保険費△209万9,000円 27 節繰出金△209万9,000円、介護保険特別会計繰出金確定見込みによるものでございます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費△837万6,000円12節委託料100万円、保育所委託料△400万円、地域型保育委託料400万円、施設型保育委託料100万円。確定見込みによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金82万4,000円、子育て応援住宅整備事業費補助金45万円。3件の補助申請が出てきております追加分でございます。保育対策総合支援事業費補助金△40万円、確定見込みによるものでございます。保育士等处遇改善臨時特例事業費補助金、国による保育士等の処遇改善の補助金でございます。77万4,000円。5事業所に補助するものでございます。19節扶助費△1,020万円、児童手当給付費確定見込みによるものでございます。

3 目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費△67万円12節委託料△67万円、給付金給付システム改修等業務委託料でございます。確定見込みによるものでございます。

4 款衛生費 1 項保険衛生費 2 目予防費ゼロ 1 節報酬△40万円、会計年度任用職員。11節役務費40万円、国保連合会支払手数料。両節とも確定見込みによるものでございます。

4 目環境衛生費35万円24節積立金35万円、環境まちづくり基金積立金です。寄附金の採納によります積立金でございます。

5 目母子衛生費18万5,000円22節償還金、利子及び割引料18万5,000円、国庫支出金等返還金です。令和2年度補助金の確定によります返還金でございます。

5 款農水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費1,000円 4 節共済費1,000円、共済組合負担金でございます。確定見込みによるものでございます。

2 項林業費 1 目林業振興費△1,311万2,000円12節委託料△1,122万円、間伐事業委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金△189万2,000円、森林整備地域活動支援交付金です。両節とも事業取りやめによるものでございます。

6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費ゼロ、財源更正でございます。

6 目河津バガテル公園管理費△570万1,000円10節需用費△310万円、販売材料費△150万円、燃料費△60万円、光熱水費△100万円、確定見込みによるものでございます。11節役務費△100万円、広告料でございます。イベント中止等によります減額でございます。12節委託料△160万1,000円、集客イベント委託料△101万円、シャトルバス運行委託料△59万1,000円。コロナ禍によりますイベント中止並びに運行回数の削減によるものでございます。

7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費1,102万5,000円 4 節共済費 2 万5,000円、共済組合負担金確定見込みによるものです。12節委託料1,100万円、防災公園事業に伴います測量設計業務委託料でございます。測量区域の拡大及び環境調査を実施するための増でございます。

ます。

2 項道路橋梁費 1 目道路維持費ゼロ、財源更正でございます。

2 目道路新設改良費△198万1,000円 4 節共済費 7 万9,000円、共済組合負担金確定見込みによるものがございます。18節負担金、補助及び交付金△206万円、県道改良工事負担金でございます。確定によります減額です。

4 項都市計画費 1 目都市計画総務費△63万8,000円12節委託料△63万8,000円、都市計画基礎調査委託料でございます。確定によるものがございます。

3 目街路整備費△97万2,000円12節委託料△97万2,000円、街路樹管理委託料です。確定によるものがございます。

8 款消防費 1 項消防費 4 目防災費△325万8,000円11節役務費△55万8,000円、県共用デジタル移動系防災行政無線設備登録点検手数料でございます。確定によるものがございます。18節負担金、補助及び交付金△270万円、災害用避難施設整備事業補助金△200万円、自防炎会施設整備費補助金△70万円。地区の事業の取りやめによります減額でございます。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費 6 万8,000円 4 節共済費 6 万8,000円、共済組合負担金確定見込みによるものです。

3 目学校教育振興費△75万2,000円 7 節報償費△24万円、プール監視員謝礼。プール開放中止による減額です。18節負担金、補助及び交付金△39万1,000円、青山学院大学学習交流事業補助金、青山学院大学体験教室引率者補助金。上が△33万3,000円、引率者補助金が△5万8,000円でございます。事業中止によります減額でございます。19節扶助費△12万1,000円、要保護・準要保護児童生徒援助費でございます。修学旅行の中止によります減額です。2名分です。

2 項小学校費 3 目西小学校管理費 6 万1,000円 4 節共済費 6 万1,000円、社会保険料でございます。確定見込みによるものです。

5 目南小学校管理費18万5,000円 4 節共済費18万5,000円、社会保険料確定見込みによるものです。

6 目南小学校教育振興費 4 万4,000円18節負担金、補助及び交付金 4 万4,000円、通学援助費確定見込みによるものがございます。

3 項中学校費 2 目中学校教育振興費△4万2,000円18節負担金、補助及び交付金△4万2,000円、修学旅行の引率者補助金です。修学旅行の中止に伴う減額でございます。

4 項幼稚園費 1 目幼稚園費21万3,000円 4 節共済費21万3,000円、共済組合の負担金です。

確定見込みによるものです。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費△25万円12節委託料△25万円、ふるさと緑の少年団事業委託料、事業取りやめ等によります減額でございます。

3 目図書館費ゼロ、財源更正でございます。

6 項保健体育費 1 目保健体育総務費ゼロ、財源更正でございます。

2 目海洋センター費ゼロ、財源更正でございます。

3 目学校給食費 2 万6,000円 4 節共済費 2 万6,000円、共済組合負担金です。確定見込みによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

午後 1 時10分まで休憩します。

休憩 午後 零時 0 7 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

令和 3 年度河津町一般会計補正予算（第10号）の質疑を許します。

質疑ございませんか。

4 番、遠藤議員。

○4 番（遠藤嘉規君） 18ページの 5 款 2 項 1 目の間伐事業委託料と、その下の森林整備地域活動支援交付金、この両方が取りやめになったということで△になっているということなんですけれども、間伐等が取りやめになった理由とかがって、何か特別にあたりするんでしょうか。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 間伐等の延期になった理由につきましては、今回予定しておりました上佐ヶ野のエリアなんですけれども、そこにつきましては、間伐の変更の計画が必要になりまして、その計画を修正してから、来年度、同じようなエリアをやりたいと思っております。

以上です。

- 議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。
- 4番（遠藤嘉規君） 当初予定していたエリアができなくなって、別のエリアを……
- 議長（上村和正君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（中村邦彦君） 別のエリアじゃなくて、同じエリアを伐採計画の見直しを行った上で、再度、新年度に予定しております。
- 議長（上村和正君） ほか、質疑ございませんか。
- よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第9号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（上村和正君） 日程第25、議案第10号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（岸 重宏君） 議案第10号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,288万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,889万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長(上村和正君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(稲葉吉一君) それでは、議案第10号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴います保険料減免措置に伴う保険料の減及び補填特別調整交付金、災害等臨時特例補助金の増額。歳出につきましては、賀茂郡介護認定審査会負担金及び基金積立金の増額、各サービス見込額に伴います増減額の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款保険料△26万5,000円 1 項介護保険料、同額でございます。

3 款国庫支出金△387万5,000円 1 項国庫負担金△347万5,000円、2 項国庫補助金△40万円。

4 款支払基金交付金△459万円 1 項支払金交付金、同額でございます。

5 款県支出金△205万1,000円 1 項県負担金、同額でございます。

6 款繰入金△209万9,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計△1,288万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 2 万7,000円 3 項介護認定審査会費、同額でございます。

2 款保険給付費△1,700万円 1 項介護サービス等諸費△1,850万円、6 項特定入所者介護サービス等費150万円。

6 款基金積立金409万3,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

歳出合計△1,288万円でございます。

恐れ入ります。3 ページ、4 ページの事項別明細書、総括は省略をさせていただきます。

5 ページお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料△26万5,000円 1 節現年度分保険料△26万5,000円、特別徴収保険料でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います保険料減免措置者 3 名分の減額補正でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金△347万5,000円 1 節現年度分△347万5,000円、介護給付費負担金です。施設サービス費の補正額の20%相当額並びにその他サービス給付費の補正額の15%相当額でございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金△55万8,000円 1 節現年度分△55万8,000円、普通調整交付金△103万8,000円、こちらにつきましてはサービス給付費補正額の6.1%相当額でございます。特別調整交付金48万円、保険料のコロナ減免に伴います国からの補填分でございます。令和 2 年度からの追加交付と令和 3 年度分のものでございます。

10 目介護保険災害等臨時特例補助金15万8,000円 1 節介護保険災害等臨時特例補助金15万8,000円、介護保険災害等臨時特例補助金でございます。保険料のコロナ減免の補填分でございます。これは10分の 6 の分の交付見込額でございます。

すみません、先ほどの特定調整交付金については10分の 4 分の交付額ということでございます。

計△40万円。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金△459万円 1 節現年度分△459万円、介護給付費交付金でございます。サービス給付費補正額の27%相当額でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金△205万1,000円 1 節現年度△205万1,000

円、介護給付費負担金、施設サービス給付費の補正額の17.5%相当額並びにその他サービス給付費補正額の12.5%相当額でございます。

次のページをお願いします。

6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金△212万6,000円1節現年度分△212万6,000円、介護給付費繰入金です。サービス給付費の補正額の12.5%相当額でございます。

2目その他一般会計繰入金2万7,000円1節事務費等繰入金2万7,000円、事務費等繰入金でございます。郡介護認定審査会負担金増額に伴います一般会計からの繰入金でございます。計△209万9,000円でございます。

次のページお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費2万7,000円18節負担金、補助及び交付金2万7,000円、介護認定審査会負担金でございます。認定調査数の増に伴います負担金の増でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費△2,000万円18節負担金、補助及び交付金△2,000万円、居宅介護サービス給付費でございます。歳出見込みによります減額でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費150万円18節負担金、補助及び交付金150万円、地域密着型介護サービス給付費でございます。歳出見込み増によります増額でございます。

計△1,850万円。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費150万円18節負担金、補助及び交付金150万円、特定入所者介護サービス費、歳出見込み増による増額でございます。

6款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金409万3,000円24節積立金409万3,000円、介護給付費準備基金積立金でございます。歳入歳出補正予算残につきまして、基金積立金を増額するものでございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第10号 令和3年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（上村和正君） 日程第26、議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算、議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算、議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算、議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては同種の令和4年度予算でありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第18号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算、議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算、議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算、議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

説明が長くなるようでしたら、着席して説明してください。

○総務課長（木村吉弘君） ありがとうございます。

それでは、令和4年度河津町一般・特別企業会計予算書について説明をさせていただきます。

当初予算の概要についてまず説明させていただきます。

表紙をめくっていただきたいと思います。

令和4年度河津町予算総計表及び純計表でございます。

この予算につきましては、一般会計、特別会計、事業会計、それぞれの予算の歳入歳出予算額を一覧表にしたものでございます。事業会計につきましては、歳出で現金を伴わない予算を除いて算出してございます。

8会計の歳入の総額は、下から3段目でございますが、総計としまして70億3,719万9,000円、歳出については69億7,396万4,000円でございます。重複しております会計が2億5,025万2,000円ほどございますので、純計額としましての歳入は67億8,694万7,000円、歳出の純計額につきましては67億2,371万2,000円でございます。

2枚ほどめくっていただきまして、議案第11号をお願いいたします。

議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算。

令和4年度河津町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億9,300万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

こちらから着座にて説明をさせていただきます。

それでは、1ページめくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

単位は千円でございます。

款、項、金額の順で朗読させていただきます。

歳入です。

1 款町税 9億8,307万9,000円 1 項町民税 3億461万7,000円、2 項固定資産税 5億7,332万円、3 項軽自動車税2,716万1,000円、4 項町たばこ税6,291万4,000円、5 項入湯税1,506万7,000円。

2 款地方譲与税5,040万5,000円 1 項自動車重量譲与税3,198万1,000円、2 項地方揮発油譲与税1,016万2,000円、3 項森林環境譲与税826万1,000円、4 項地方道路譲与税1,000円。

3 款利子割交付金62万3,000円 1 項利子割交付金、同額でございます。

4 款配当割交付金275万6,000円 1 項配当割交付金、同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金367万4,000円 1 項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6 款法人事業税交付金415万5,000円 1 項法人事業税交付金、同額でございます。

7 款地方消費税交付金 1億6,111万円 1 項地方消費税交付金、同額でございます。

8 款環境性能割交付金662万円 1 項環境性能割交付金、同額でございます。

9 款地方特例交付金456万7,000円 1 項地方特例交付金、同額でございます。

10 款地方交付税16億3,399万2,000円。

次ページお願いいたします。

1 項地方交付税16億3,399万2,000円。

11 款交通安全対策特別交付金140万1,000円 1 項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

12 款分担金及び負担金1,484万6,000円 1 項負担金、同額でございます。

13 款使用料及び手数料8,512万5,000円 1 項使用料6,494万2,000円、2 項手数料2,018万3,000円。

14 款国庫支出金 4 億4,098万3,000円 1 項国庫負担金 1 億9,476万3,000円、2 項国庫補助金 2 億3,445万4,000円、3 項委託金1,176万6,000円。

15 款県支出金 2 億4,463万6,000円 1 項県負担金 1 億3,057万8,000円、2 項県補助金 1 億24万9,000円、3 項委託金1,380万9,000円。

16 款財産収入1,847万8,000円 1 項財産運用収入1,603万4,000円、2 項財産売却収入244万4,000円。

17 款寄附金 1 億5,310万3,000円 1 項寄附金、同額でございます。

18 款繰入金 1 億9,496万9,000円 1 項特別会計繰入金 2 万8,000円、2 項基金繰入金 1 億9,494万1,000円。

19 款繰越金5,000万円 1 項繰越金、同額でございます。

20 款諸収入5,887万8,000円 1 項延滞金170万1,000円、2 項預金利子1,000円、3 項公営企業貸付金元利収入1,000円、4 項受託事業収入13万6,000円、5 項雑入5,703万9,000円。

21 款町債 2 億7,960万円 1 項町債、同額でございます。

歳入合計43億9,300万円。

次ページお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費5,819万8,000円 1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費 9 億5,720万5,000円 1 項総務管理費 8 億342万3,000円、2 項徴税費6,537万5,000円、3 項戸籍住民基本台帳費6,393万1,000円、4 項選挙費2,317万3,000円、5 項統計

調査費37万2,000円、6項監査委員費93万1,000円。

3款民生費8億4,493万8,000円1項社会福祉費6億3,849万円、2項児童福祉費2億624万8,000円、3項災害援助費20万円。

4款衛生費6億6,210万5,000円1項保健衛生費3億4,970万6,000円、2項清掃費3億1,239万9,000円。

5款農林水産業費2億5,031万7,000円1項農業費1億895万円、2項林業費4,101万2,000円、3項水産業費1億35万5,000円。

6款商工費2億6,618万円1項商工費、同額でございます。

7款土木費3億1,391万9,000円1項土木管理費4,462万8,000円、2項道路橋梁費2億1,657万8,000円、3項河川費4,300万円、4項都市計画費777万5,000円、5項住宅費193万8,000円。

8款消防費2億7,603万7,000円1項消防費、同額でございます。

9款教育費4億1,352万7,000円1項教育総務費1億5,526万7,000円、2項小学校費3,904万7,000円、3項中学校費2,346万3,000円、4項幼稚園費6,162万7,000円、5項社会教育費9,523万2,000円、6項保健体育費3,889万1,000円。

10款災害復旧費8,000円1項農林水産施設災害復旧費3,000円、2項公共土木施設災害復旧費2,000円、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費2,000円、4項教育施設災害復旧費1,000円。

11款公債費3億4,056万6,000円1項公債費、同額でございます。

12款予備費1,000万円1項予備費、同額でございます。

歳出合計43億9,300万円。

次ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で説明させていただきます。

単位は千円でございます。

家屋評価システム機器リース料、令和5年度から令和9年度、289万5,000円。子育て支援施設自動体外式除細動器リース料、令和5年度から令和9年度、35万3,000円。保健福祉センター複写機リース料、令和5年度から令和9年度、33万円。景観計画策定業務委託料、令和5年度、548万9,000円。

第3表 地方債。

単位は千円でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については全て同様ですので、最初の事業のみ説明をさせていただきます、2事業目からについては、起債の目的、限度額の説明のみとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

町有地管理事業2,510万円、起債の方法、証書借入、利率、5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度に繰り越して借りることができる。

2項目目です。

地域づくり推進事業1,480万円、子ども医療費等助成事業1,700万円、海岸保全施設維持管理事業2,590万円、道路維持事業2,300万円、道路新設改良事業1,530万円、橋梁維持事業費3,500万円、新小学校統合事業2,720万円、図書館施設管理事業4,510万円、河川維持事業850万円、臨時財政対策債4,270万円。

限度額につきまして、合計が2億7,960万円でございます。

8、9ページの歳入歳出予算の事項別明細書、1総括については説明を割愛させていただきます。

詳細については、予算審査特別委員会のほうでの説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ416万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

1 ページおめくりください。

第1表 歳入歳出予算です。

歳入になります。

単位は千円です。

款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1 款使用料及び手数料371万3,000円 1 項使用料371万2,000円、2 項手数料1,000円。

2 款財産収入1,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

3 款繰入金30万円 1 項基金繰入金、同額でございます。

4 款繰越金14万8,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計416万2,000円です。

次ページをお願いいたします。

歳出になります。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

1 款総務費416万2,000円 1 項総務管理費、同額でございます。

歳出合計416万2,000円です。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算
について説明をさせていただきます。

議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算。

令和4年度河津町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」
による。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の款、項、金額の順で説明をさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款財産収入119万5,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

2 款繰入金1,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金32万9,000円 1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入1,000円 1 項預金利子、同額でございます。

歳入合計152万6,000円でございます。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款諸支出金152万6,000円 1 項土地取得費33万円、2 項繰出金119万6,000円。

歳出合計152万6,000円でございます。

3 ページ、4 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1 総括については省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私からは議案第14号から16号までの説明をさせていただきます。

議案第14号について説明をさせていただきます。

議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,894万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款国民健康保険税 1 億9,967万9,000円 1 項国民健康保険税、同額でございます。

2 款一部負担金2,000円 1 項一部負担金、同額でございます。

3 款使用料及び手数料16万円 1 項手数料、同額でございます。

4 款国庫支出金1,000円 1 項国庫補助金、同額でございます。

5 款県支出金 8 億4,555万6,000円 1 項県負担金・補助金 8 億4,555万5,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入2,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

7 款繰入金8,081万3,000円 1 項他会計繰入金5,627万2,000円、2 項基金繰入金2,454万1,000円。

8 款繰越金2,000円 1 項繰越金、同額でございます。

9 款諸収入1,272万6,000円 1 項延滞金加算金及び過料109万4,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入1,163万1,000円。

歳入合計11億3,894万1,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費714万4,000円 1 項総務管理費381万6,000円、2 項徴税费310万8,000円、3 項運営協議会費22万円。

2 款保険給付費 8 億2,810万4,000円 1 項療養諸費 7 億968万3,000円、2 項高額療養費 1 億1,450万9,000円、3 項移送費23万円、4 項出産育児諸費210万2,000円、5 項葬祭諸費125万円、6 項傷病手当諸費33万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億7,616万6,000円 1 項医療費給付費分 1 億9,137万6,000

円、2項後期高齢者支援金等分5,989万2,000円、3項介護納付金分2,489万8,000円。

4款財政安定化基金繰出金1,000円 1項財政安定化基金繰出金、同額でございます。

5款保健事業費1,469万6,000円 1項保健事業費407万円、2項特定健康診査等事業費1,062万6,000円。

6款基金積立金2,000円 1項基金積立金、同額でございます。

7款公債費20万円 1項公債費、同額でございます。

8款諸支出金1,232万8,000円 1項償還金及び還付加算金、同額でございます。

次のページお願いいたします。

9款予備費30万円 1項予備費、同額でございます。

歳出合計11億3,894万1,000円でございます。

○議長（上村和正君） 説明が長くなるようでしたら、着席して。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） すみません、ありがとうございます。お言葉に甘えて着座で説明させていただきます。

議案第14号につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、議案第15号について説明をさせていただきます。

議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算でございます。

令和4年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,971万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款保険料 2億2,113万円 1 項介護保険料、同額でございます。

2 款手数料 5万円 1 項手数料、同額でございます。

3 款国庫支出金 2億4,141万6,000円 1 項国庫負担金 1億6,705万9,000円、2 項国庫補助金 7,435万7,000円。

4 款支払基金交付金 2億6,437万2,000円 1 項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金 1億4,857万9,000円 1 項県負担金 1億4,207万3,000円、2 項県補助金 650万6,000円。

6 款繰入金 1億5,001万6,000円 1 項一般会計繰入金 1億5,001万5,000円、2 項基金繰入金 1,000円。

7 款諸収入 315万3,000円 1 項延滞金加算金及び過料 1万2,000円、2 項預金利子 1,000円、3 項雑入 314万円。

8 款財産収入 1,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

9 款繰越金 1,000円 1 項繰越金、同額でございます。

10 款分担金及び負担金 100万円 1 項負担金、同額でございます。

歳入合計 10億2,971万8,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 970万4,000円 1 項総務管理費 432万5,000円、2 項徴収費 45万3,000円、3 項介護認定審査会費 492万6,000円。

2 款保険給付費 9億5,122万1,000円 1 項介護サービス等諸費 8億7,043万7,000円、2 項介

護予防サービス等諸費1,174万2,000円、3項その他諸費56万4,000円、4項高額介護サービス等費2,329万4,000円、5項高額医療合算介護サービス等費265万円、6項特定入所者介護サービス等費4,253万4,000円。

3款財政安定化基金拠出金1,000円 1項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

4款地域支援事業費4,662万2,000円 1項介護予防生活支援サービス事業費1,496万7,000円、2項一般介護予防事業費1,397万3,000円、3項包括的支援事業・任意事業費1,763万7,000円、4項その他諸費4万5,000円。

5款公債費1,000円 1項公債費、同額でございます。

6款基金積立金2,146万6,000円 1項基金積立金、同額でございます。

7款諸支出金70万3,000円 1項繰出金1,000円、2項償還金及び還付加算金70万2,000円。

歳出合計10億2,971万8,000円でございます。

次のページお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項につきましては、地域包括支援システム用パソコンリース料でございます。期間につきましては、令和5年度から9年度、限度額につきましては247万5,000円でございます。

以上で議案第15号の説明を終了させていただきます。

引き続きまして、議案第16号について説明をさせていただきます。

議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,330万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款後期高齢者医療保険料9,240万9,000円 1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。
2 款使用料及び手数料 2 万4,000円 1 項手数料、同額でございます。
3 款繰入金3,056万6,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。
4 款諸収入30万8,000円 1 項延滞金及び過料2,000円、 2 項償還金及び還付加算金30万5,000円、 3 項預金利子1,000円。

5 款繰越金1,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計 1 億2,330万8,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億2,297万6,000円 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

2 款諸支出金33万2,000円 1 項償還金及び還付加算金30万5,000円、 2 項繰出金 2 万7,000円。

歳出合計 1 億2,330万8,000円でございます。

議案第16号の説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） 私からは、議案第17号と議案第18号の説明をさせていただきます。

それでは、議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和4年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする

- (1) 給水戸数 3,541戸。
- (2) 年間総給水量 132万3,000立方メートル。
- (3) 1日平均給水量 3,625立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億1,190万1,000円第1項営業収益1億9,287万5,000円、第2項営業外収益1,902万5,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億8,657万9,000円第1項営業費用1億7,560万6,000円、第2項営業外費用1,047万1,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,951万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,661万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額289万5,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入2,136万7,000円第1項企業債1,500万円、第8項他会計補助金636万7,000円。

支出。

第1款資本的支出6,087万8,000円第1項建設改良費3,184万3,000円、第2項企業債償還金2,903万5,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建設改良費、限度額3,000万円、起債の方法、証書借入、利率、政府資金は指定利率、その他については5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。償還の方法、借入先の貸付条件に従う。ただし企業財政、その他の都合により措置期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度へ繰越しして借り入れることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

次のページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を利用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ利用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,839万2,000円。

(2) 交際費5万円。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は、次のとおりとする。

(1) 水道量水器設置替事業のため636万7,000円。

(2) 水道技術管理者育成のため66万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は300万円と定める。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以上が議案第17号となっています。

続きまして、議案第18号をお願いいたします。

議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 令和4年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯戸数 482戸。

(2) 年間総給湯量 57万8,400立方メートル。

(3) 1日平均給湯量 1,585立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収益1億1,228万6,000円第1項営業収益1億534万8,000円、第2項営業外収益693万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費1億259万1,000円第1項営業費用9,836万6,000円、第2項営業外費用372万4,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額180万円は、過年度分損益勘定留保資金163万6,000円、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額16万4,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入99万円、第9項温泉加入金、同額でございます。

支出。

第1款資本的支出279万円第1項建設改良費、同額でございます。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,682万5,000円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

令和4年3月7日提出。

河津町長、岸重宏。

以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

午後2時25分まで休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも款の順にお願いします。

議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第11号から議案第18号の8議案を会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第18号までの8議案を予算審査特別委員会へ付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、17日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎河津町議会議員定数等調査特別委員会委員長報告について

○議長（上村和正君） 日程第27、河津町議会議員定数等調査特別委員会委員長報告を議題とします。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 河津町議会議員定数等調査特別委員会委員長報告について説明いたします。

報告書の朗読を持って説明と代えさせていただきます。

令和4年3月8日。

河津町議会議長、上村和正様。

河津町議会議員定数等調査特別委員会委員長、大川良樹。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、調査事件、河津町議会議員定数等調査に関する件。

2、調査の経過、別紙のとおり。

後ほどご一読ください。

3、調査の結果。

(1) 議員定数を10人とする。

(2) 議会活動の研究を継続し、改善を図る。

以上です。

説明を終わります。

○議長（上村和正君） 委員長の調査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって河津町議会議員定数等調査特別委員会委員長報告を終わります。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第28、発議第2号 河津町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 発議第2号 河津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月8日。

河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛成者、河津町議会議員、桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく仲里司、同じく塩田正治、同じく遠藤嘉規、同じく土屋貴、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提出理由ですが、本日付で提出された河津町議会議員定数等調査特別委員会調査報告書の調査の結果、議員定数を10人とする報告により、本条例改正を発議するものです。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

河津町議会議員定数条例（平成14年河津町条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「11人」を「10人」に改める。

附則。

この条例は、次の一般選挙から施行する。

次のページに新旧対照表をつけてありますのでご確認ください。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第2号 河津町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第29、発議第3号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

4番、遠藤嘉規議員。

[4 番 遠藤嘉規君登壇]

○ 4 番 (遠藤嘉規君) 発議第 3 号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 8 日。

河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、遠藤嘉規。

賛成者、河津町議会議員、大川良樹、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく塩田正治、同じく土屋貴、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく仲里司、同じく宮崎啓次。

提出理由ですが、さきに可決されました議案第 2 号 河津町課設置条例の一部を改正する条例の改正を受けまして、課の追加に伴い各常任委員会所管の均衡を保つため、常任委員会の所管を変更及び改正の補正です。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

河津町議会委員会条例 (昭和63年河津町条例第14号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、健康福祉課、防災課」を「、健康増進課、福祉介護課」に改め、同条第 2 号中「建設課」の次に「、防災課」を加える。

第15条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改める。

附則。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

次ページに新旧対照表をつけてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

○議長 (上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 (上村和正君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第3号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第30、発議第4号 河津町議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

4番、遠藤嘉規議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 発議第4号 河津町議会改革調査特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、河津町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月8日。

河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、遠藤嘉規。

賛成者、河津町議会議員、大川良樹、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく塩田正治、同じく土屋貴、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく仲里司、同じく宮崎啓次。

河津町議会改革調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり河津町議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 河津町議会改革調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び河津町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 河津町議会の議会活動の改革に関する調査
- 4 委員の定数 11名
- 5 調査期間 調査に必要な期間とする。なお、調査終了まで閉会中もこれを行うものとする。

以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第4号 河津町議会改革調査特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

河津町議会委員会条例第9条の規定により、議長が委員会を招集することになっておりますので、ただいまより河津町議会改革調査特別委員会を招集します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時45分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎河津町議会改革調査特別委員会委員長、副委員長の決定の報告

○議長（上村和正君） 河津町議会改革調査特別委員会の委員長、副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長に遠藤嘉規委員、副委員長に桑原猛委員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより17日午後3時まで休会とし、特別委員会の予算審査をお願いいたします。

17日は午後3時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

3 月 17 日（木曜日）

令和4年河津町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年3月17日(木曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算
議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算
議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算
議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算
議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 同意第13号 河津町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第19号 令和3年度河津町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長 岸重宏君 教育長 鈴木基君

総務課長	木村吉弘君	企画調整課長	川尻一仁君
町民生活課長	土屋典子君	健康福祉課長	稲葉吉一君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	山本博雄君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	渡辺音哉君
教育委員会 教育事務局長	島崎和広君	会計管理者 兼会計室長	鈴木亜弥君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	山田祐司
------	------	----	------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆様、改めましてこんにちは。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第11号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第1、議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算、議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算、議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算、議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算、議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る8日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託しております。また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

4番、遠藤委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 遠藤嘉規君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（遠藤嘉規君） それでは、朗読をもって説明と代えさせていただきます。

令和4年3月17日。

河津町議会議長、上村和正様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、遠藤嘉規。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、審査件名、事件の番号、件名、審査の結果の順で朗読をいたします。

議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算 原案可決

議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決

議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算 原案可決

議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算 原案可決

1 ページおめくりください。

2、意見。

1) 長期にわたるコロナ禍で疲弊した経済情勢を鑑み、町独自の対策を積極的に実施されたい。

2) 伊豆縦貫自動車道整備に伴う発生土の受入れに係り、防災港などを含めた活用の可能性を調査されたい。

以上です。

○議長（上村和正君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第11号 令和4年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第12号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号 令和4年度河津町土地取得特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第15号 令和4年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第16号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第17号 令和4年度河津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和4年度河津町温泉事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第2、同意第13号 河津町副町長の選任につき同意を求めること
についてを議題とします。

議場に木村吉弘氏がおりますので、退場をお願いします。

〔総務課長 木村吉弘君退場〕

○議長（上村和正君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第13号 河津町副町長の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を河津町副町長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条
の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町谷津249番地の5。

氏名、木村吉弘。

昭和37年6月12日生まれ。

令和4年3月17日提出。

河津町長、岸重宏。

木村吉弘氏については、昭和37年6月生まれの59歳でございます。住所は、谷津249番地
の5でございます。昭和56年3月に県立下田北高等学校を卒業しまして、昭和56年4月に河
津町役場に入庁をし、現在は総務課長でございます。その間には、産業振興課長、議会事務
局長、企画調整課長を歴任しまして、現在に至っております。

木村氏は、豊富な行政経験を持ちまして、人格は高潔で円満、見識は豊富で卓越し、職員
の信頼も厚く、私の補佐役として適任であり、責務を果たしていただける方と確信をしてお
ります。

任期は令和4年4月1日から4年間でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第13号 河津町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

木村吉弘氏の入場をお願いします。

〔総務課長 木村吉弘君入場〕

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第3、議案第19号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第19号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第11号）。

令和3年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,414万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月17日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（木村吉弘君） それでは、議案第19号の提案理由について説明をさせていただきます。

鉄道施設の総合安全対策事業の繰越明許費の追加と、（仮称）子育て支援施設建設事業費の変更に伴います補正並びに繰越明許費の変更に係ります補正予算案となっております。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

単位は千円でございます。

款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

18款繰入金3,600万円2項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計3,600万円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

3款民生費3,600万円2項児童福祉費、同額でございます。

歳出合計3,600万円でございます。

次ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

単位は千円でございます。

追加です。

款、項、事業名、金額の順で説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費、鉄道施設総合安全対策事業83万円でございます。

繰越しの理由としましては、伊豆急行の沿線におきまして第三セクター伊豆東海岸鉄道整備株式会社を設立しまして、老朽化をしましたトンネルや鉄橋等の補修工事を行っているところであります。

今年度、実施を予定しておりました田尻トンネルの補強工事の施工に当たりまして調査を実施しましたところ、劣化が予想以上に進行しておりました。補強計画を見直す必要に迫られたため、工法の選択、工事計画の策定に不測の日数を要することとなり、年度内の適正工期の確保が困難となったために繰越しをして事業を実施するというところでございます。

続きまして、変更でございます。

款、項、補正前、補正後の事業名、金額の順で説明をさせていただきます。

3款民生費2項児童福祉費、（仮称）河津町子育て支援施設建設事業2億4,864万9,000円。補正後でございます。

事業名、同一でございます。金額、2億8,464万9,000円でございます。

繰越しの理由です。

子育て支援施設建設工事につきまして、コロナ禍での資材の高騰や追加工事等により増額となる工事費を変更して、補正をさせていただきます。そちらのほうを繰り越して事業を実施するというものでございます。

次ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括は、4ページ、5ページを省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

単位は千円です。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金3,600万円1節基金繰入金3,600万円、公共施設整備基金の繰入金でございます。

次ページをお願いいたします。

3、歳出、歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費3,600万円14節工事請負費3,600万円、（仮称）河津町子育て支援施設建設工事の費用でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和3年度河津町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（上村和正君） 日程第4、議員派遣の件について議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおりに議員を派遣することにしたいと思えます。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（上村和正君） 日程第5、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和4年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年河津町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和4年第1回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
発議第1号	ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議	4. 3. 7	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4. 3. 8	適任 高崎美智代
同意第1号	河津町農業委員会の委員の任命に係る認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について	〃	同意
同意第2号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 相馬圭一
同意第3号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 彦山和利
同意第4号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 板垣正利
同意第5号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 但馬一範
同意第6号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 村木貞一
同意第7号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 渡邊芳子
同意第8号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 後藤美南子
同意第9号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 鳥澤正義
同意第10号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 土屋常平
同意第11号	河津町農業委員会の委員の任命について	〃	同意 飯田隆一

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第12号	河津町農業委員会の委員の任命について	4. 3. 8	同意 島崎孝行
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度河津町一般会計補正予算 (第8号))	〃	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度河津町一般会計補正予算 (第9号))	〃	承認
議案第1号	河津町長等の損害賠償責任の一部免責 に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第2号	河津町課設置条例の一部を改正する条 例について	〃	〃
議案第3号	河津町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について	〃	〃
議案第4号	河津町特別職の職員で常勤の者の給料 等に関する条例の一部を改正する条例 について	〃	〃
議案第5号	河津町小・中学校設置条例の一部を改 正する条例について	〃	〃
議案第6号	峰温泉大噴湯公園の指定管理者の指定 について	〃	〃
議案第7号	見高地区地域振興施設の指定管理者の 指定について	〃	〃
議案第8号	静岡県市町総合事務組合格約の一部を 変更する規約について	〃	〃
議案第9号	令和3年度河津町一般会計補正予算 (第10号)	〃	〃
議案第10号	令和3年度河津町介護保険特別会計補 正予算(第3号)	〃	〃
	河津町議会議員定数等調査特別委員会 委員長報告	〃	報告

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
発議第 2号	河津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について	4. 3. 8	原案可決
発議第 3号	河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について	〃	〃
発議第 4号	河津町議会改革調査特別委員会の設置に関する決議	〃	〃
議案第 11号	令和4年度河津町一般会計予算	4. 3. 17	〃
議案第 12号	令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃
議案第 13号	令和4年度河津町土地取得特別会計予算	〃	〃
議案第 14号	令和4年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第 15号	令和4年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第 16号	令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第 17号	令和4年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第 18号	令和4年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃
同意第 13号	河津町副町長の選任につき同意を求めることについて	〃	同意 木村吉弘
議案第 19号	令和3年度河津町一般会計補正予算(第11号)	〃	原案可決
	議員派遣の件	〃	決定

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	4. 3. 17	決 定